

事業概要

令和6年版



東京都北多摩南部建設事務所

【街路整備事業】 三鷹3・2・2（東京八王子線）



【街路整備事業】 三鷹3・2・6（調布保谷線）



【街路整備事業】 西東京3・2・6



【街路整備事業】 西東京3・4・9 (I期 東大農場)



【道路整備事業】 主 1 1 (国領Ⅱ期)



【橋梁整備事業】 関戸橋



【交通安全施設事業】 交差点改良工事

下布田交差点(一121号) 調布市八雲台一丁目～布田二丁目



施工前



施工後

令和5年度完成

【路面補修事業】

主 1 7 号新府中街道 府中市本宿町四丁目付近



施工前



施工後

【横断歩道橋の塗替】

主 1 8 号鎌倉街道 府中市住吉町一丁目付近



施工前



施工後

【無電柱化事業】

主 1 4 東八道路 調布市深大寺東町八丁目付近



施工前



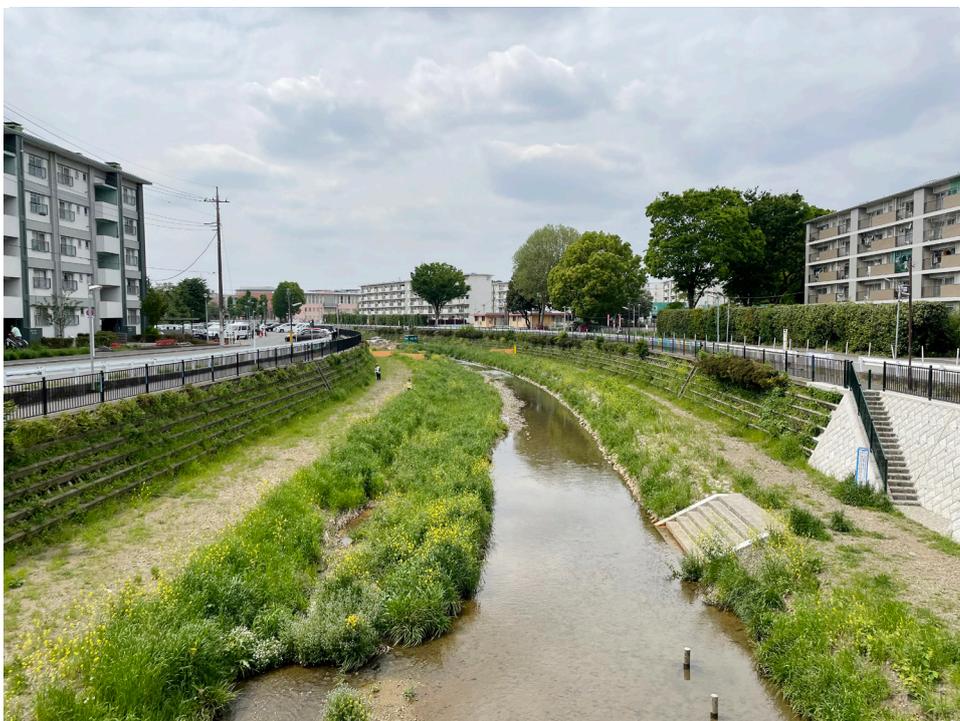
施工後

【河川整備事業】 野川河床整備工事 調布市西つづじヶ丘四丁目地内



令和6年5月撮影

施工中（R5-6工事箇所）



令和6年4月撮影

施工後（竣工後約1年経過）（R4-5工事箇所）

ま え が き

北多摩南部建設事務所は、多摩地域東部の7市（武蔵野、三鷹、府中、調布、小金井、狛江、西東京）の区域を所管し、多摩地域の建設事務所の中で、区部と接する地域を管轄する唯一の建設事務所です。管内人口は約127万人で、多摩全体のおよそ3割を占め、多摩地区の発展のためにも重要な役割を担っています。

東京都では、令和6年1月に『『未来の東京』戦略 version up 2024』や「TOKYO 強靱化プロジェクト upgrade I」を策定し、変化が激しく複雑化・高度化する社会情勢や人口減少社会の到来を見据え、強靱で持続可能な都市・東京の実現に向けた取組を数多く展開しています。

北多摩南部建設事務所においては、多摩地域の発展を目指し、未来につながる都市基盤の効果的・重点的な整備と効率的・計画的な管理、防災都市づくりの実現に向けた総合的な施策の展開に取り組んでいます。

具体的には、多摩の道路ネットワークの形成に向け、主要な多摩南北道路である調布保谷線の整備、多摩東西道路である東京八王子線の延伸整備などを推進し、首都東京の渋滞解消、環境改善、防災性の向上を図っています。

また、交差点すいすいプラン事業、無電柱化の推進、自転車通行空間の整備、街路樹の防災機能強化など安全で快適な道路環境の提供に取り組むとともに、石神井川や野川の河道、石神井川や仙川の調節池など災害に強く潤いのある河川の整備を行っています。

さらに、これらの整備に必要な事業用地の取得に重点的に取り組んでいます。

道路・河川の整備、管理にあたっては、引き続き、地元市との連携の下、地域住民・都民の皆様の参加・協働も得ながら事業を積極的に推進してまいります。

目 次

I 概 要	
1 所管区域及び所掌事務	1
2 事務所の沿革	2
II 機 構	
1 組織及び分掌事務	3
2 職員配置表	6
III 事 業 費	
1 令和6年度事業別予算	7
2 令和5年度事業別決算	8
IV 道 路	
1 道路の現況	9
2 道路の管理	9
(1) 区域決定（変更）等	10
(2) 道路占用	11
(3) 道路台帳整備	12
(4) 境界確認・確定	12
(5) 道路監察	12
(6) 道路上占用工事等の調整	14
(7) 通行車両の車幅の制限	15
(8) 事業予定財産等の管理	15
3 道路・橋梁の維持補修	16
(1) 道路維持事業	16
(2) 橋梁維持事業	16
(3) 路面補修事業	17
(4) 道路緑化事業	17
(5) 道路施設整備事業	18
(6) 橋梁整備事業	18
(7) 橋梁長寿命化事業	18
(8) 交通安全施設事業	18
(9) 無電柱化事業（現道内）	18
(10) 自転車通行空間整備事業	19

4 道路・橋梁の整備	20
(1) 用地取得のあらまし	20
(2) 道路整備事業	22
(3) 街路整備事業	25
ア 多摩東西幹線【東京八王子線】	25
イ 多摩南北幹線【調布保谷線・府中清瀬線・府中所沢線】	29
【調布保谷線】	30
【府中清瀬線】	35
【府中所沢線】	37
ウ 一般の街路整備	37
(4) 橋梁整備事業	57
(5) 交通安全施設事業	60
(6) その他当所関連事業	68
V 河川	
1 河川の現況	70
2 河川の管理	71
(1) 河川占用等	71
(2) 河川及び急傾斜地の監察	73
3 河川の整備	74
(1) 中小河川整備事業	75
(2) 河川環境整備事業	80
(3) 河川防災事業	81
(4) 河川維持事業	81
(5) 流域連絡会	81
4 水防	82
資料編	84

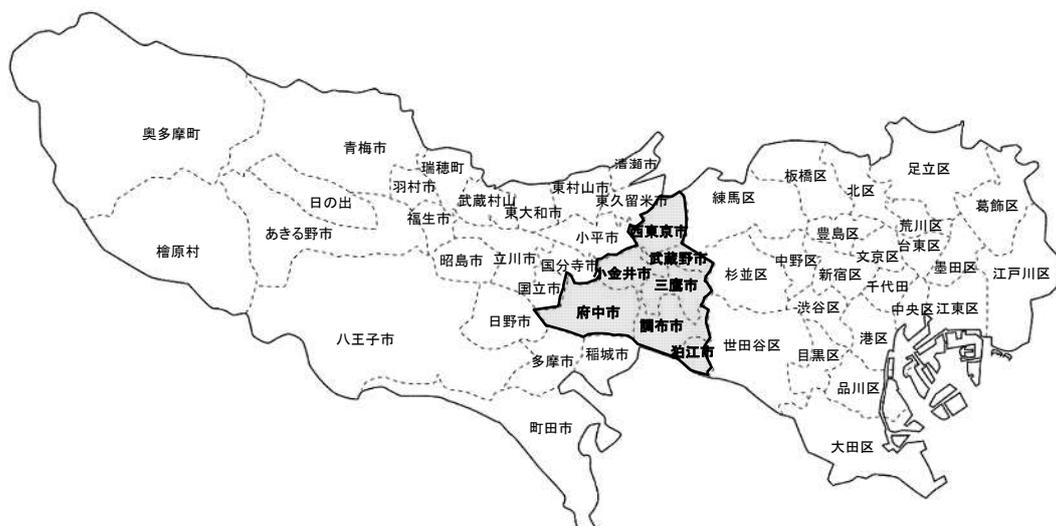
I 概 要

1 所管区域及び所掌事務

(1) 事務所の所管区域

所管しているのは、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市及び西東京市の7市である。

北多摩南部建設事務所は東京都のほぼ中央に位置し、東側には練馬区、杉並区、世田谷区に接し、西には東久留米市、小平市、国分寺市、国立市に接し、南に多摩川が流れている。



表－1 面積と人口

令和6年4月1日現在(東京都総務局「東京都の人口(推計)」による。)

地域 区分	管内	多摩部	区部	都全体	都全体との比率	多摩部との比率
面積 (km ²)	111.85	1,159.81	627.51	2,199.94	5.08%	9.64%
世帯数	634,324	2,059,968	5,421,847	7,493,760	8.46%	30.79%
人口 (人)	1,270,715	4,288,792	9,821,798	14,133,086	8.99%	29.63%
人口密度 (人/km ²)	11,361	3,698	15,652	6,424	—	—

※ 所管管内の各市の詳細は、「資料編(1)面積と人口」を参照。

(2) 所掌事務

- ① 道路、橋梁の建設・整備
- ② 知事の管理に係る道路維持・管理
- ③ 河川の改修、維持・管理
- ④ 道路事業及び河川事業に係る用地の取得

2 事務所の沿革

- 大正09年05月01日 北多摩郡役所内に「東京府府中土木出張所」として併設された。
- 昭和17年06月30日 北多摩郡役所及び東京府府中土木出張所を廃止された。
- 昭和17年07月01日 東京府北多摩地方事務所が府中町9, 264番地（旧北多摩郡役所）に設置され、同所土木課として発足した。
なお、改修部門は、三多摩工事事務所として、西多摩・南多摩の同種部門と合併し、立川市錦町に新設された。
- 昭和18年07月01日 東京都制施行に伴い、東京都北多摩地方事務所土木課に名称変更し、北多摩全域を所管した。その後、三多摩工事事務所の廃止に伴い、改修工事部門が併合された。
- 昭和39年01月01日 東京都北多摩地方事務所が東京都北多摩事務所に改称された。
- 昭和39年08月01日 北多摩事務所の土木部門（土木管理、土木改修の二課）が分離独立し、建設局の組織に編入され、東京都北多摩建設事務所（庶務・管理・用地・工事第一・工事第二・工事第三の6課23係6工区）として同地に発足した。
- 昭和45年12月 新庁舎建設のため、府中市8, 220番地に移転した。
- 昭和47年02月 新庁舎完成のため、同地にて業務を開始した。
- 昭和48年04月01日 建設局の組織改正により、北多摩建設事務所及び第三特定街路建設事務所を統廃合し、現在地に東京都北多摩南部建設事務所（次長・庶務・管理用地第一・用地第二・用地第三・工事第一・工事第二・補修の8課22係23主査7工区）、立川市に東京都北多摩北部建設事務所を設置された。
- 昭和55年04月01日 組織改正により用地第三課が廃止され、その業務は用地第二課に統合された。
- 昭和60年04月01日 組織改正により次長が廃止され、副所長が設置された。
- 平成02年02月01日 府中市区画整理事業に伴い、住居表示が府中市緑町一丁目27番地1となる。
- 平成08年04月01日 組織改正により専門副参事（用地取得担当）が新設される。
- 平成14年04月01日 組織改正により用地第三課が新設される。
- 平成16年04月01日 組織改正により5工区から3工区に再編される。
- 平成19年04月01日 組織改正により用地第三課が廃止される。
- 平成22年07月16日 管理職制度改正により専門副参事（用地取得担当）が用地専門課長へ改名された。
- 平成27年04月01日 組織改正により用地第二課が廃止された。
- 平成28年04月01日 「都庁人事・改革ポリシー」に基づき、係制が廃止された。
- 平成29年03月31日 「主要施設10か年維持更新計画」に基づき、庁舎改修工事が完了。

Ⅱ 機 構

1 組織及び分掌事務

組織は、所長、副所長（庶務課長兼務）、6課、1用地専門課長、46課長代理、3工区であり、職員数は152名（うち再任用4）、会計年度任用職員は28名である。
（管内市からの派遣研修生3名を含む。）（令和6年7月1日現在）

		主 な 分 掌 事 務		
		職 務	主 要 な 事 務	
北 多 摩 南 部 建 設 事 務 所	庶 務 課	（ 庶 務 担 当 ）	人事、給与、福利厚生、文書、公有財産・自動車管理、広報・広聴、その他庶務	
		（ 経 理 担 当 ）	歳入歳出予算、現金・有価証券・物品の出納保管、物品・資材の調達、契約、貸与被服、不用品の処分、進行管理	
		（ 検 査 担 当 ）	工事及び工事用材料等の検査	
	管 理 課	（ 道 路 管 理 担 当 ）	道路区域の決定・変更、供用開始、道路の占用許可、道路占用料・負担金の徴収、事業用資産の管理、その他道路管理	
		（ 道 路 台 帳 担 当 ）	道路台帳の整備・保管、道路統計、道路区域・敷地の調査・測量、道路区域の標示・証明、境界確認・確定	
		（ 河 川 管 理 担 当 ）	河川等の調査・占使用許可、流水の占用料・負担金の徴収、河川敷地の処理、その他河川等管理	
		（ 監 察 担 当 ）	道路・河川等の監察、不法占用の取締り、道路管理瑕疵による紛争処理	
		（ 工 事 調 整 担 当 ）	道路工事・道路占用工事の調整	
	用 地 課	（ 調 整 担 当 ）	事業用地の取得及びこれに伴う損失補償に係る連絡調整	
		（ 用 地 担 当 (9) ）	事業用地の取得及びこれに伴う損失補償	
		用地専門課長		用地取得事務に係る専門的事項の助言・助力 特に所長の命を受けた事項
	工 事 第 一 課	（ 工 務 担 当 ）	道路・橋梁等の工事に係る工程管理・連絡調整・資料収集、市町村土木補助、都市計画法に規定に基づく周知及び相談	
（ 環 境 対 策 担 当 ）		事業計画上の環境対策、工事施行上の環境問題等に係る協議・調整		
（ 設 計 総 括 担 当 ）		道路・橋梁等の新設・改築に係る計画、調整、設計		
（ 設 計 担 当 (2) ）		道路・橋梁等の新設・改築に係る計画、調整、設計		

工事第一課	(工事総括担当)	道路・橋梁等の新設・改築に係る工事、工事設計変更・精算の照査及び占用物件の移設、損害賠償
	(工事担当(2))	道路・橋梁等の新設・改築に係る工事の施行及び監督、工事設計変更及び精算
	(測量担当)	道路・橋梁等の新設・改築に係る工事の測量、建築に係る道路境界線等の測量
工事第二課	(工務担当)	河川・急傾斜地崩壊防止・交通安全施設（一種事業）の工事に係る工程管理・連絡調整・資料の収集、河川関係の市町村土木補助工事・都市計画法の規定に基づく周知及び相談
	(設計担当)	河川・急傾斜地崩壊防止の工事に係る調査・設計
	(安全施設担当)	交通安全施設（一種事業）の工事に伴う調査・設計
	(調節池整備担当)	調節池整備事業に係る調査、調整、設計
	(調節池工事担当)	調節池整備事業の工事に係る施行及び監督、工事設計変更及び精算
	(工事総括担当)	河川・急傾斜地崩壊防止・交通安全施設（一種事業）の工事、工事設計変更及び精算の照査並びに占用物件の移設、損害賠償
	(工事担当)	河川・急傾斜地崩壊防止・交通安全施設（一種事業）の工事の施行及び監督、工事設計変更及び精算
補修課	(維持担当)	河川の防災・しゅんせつ等の維持工事、災害復旧工事、工事設計変更及び精算の照査並びに占用物件の移設
	(測量担当)	河川・急傾斜地崩壊防止・交通安全施設（一種事業）の工事に係る調査、建築に係る河川境界線及び道路境界線の測量
	(工務担当)	道路・橋梁等の維持補修工事に係る連絡調整・資料収集、道路占用・道路掘削の技術的指導
	(電線共同溝整備担当)	電線共同溝の設計・工事・調査・指導・管理
	(設計担当)	道路・橋梁等の維持補修及び交通安全施設（一種事業を除く）の工事に係る調査設計
	(工事担当)	道路・橋梁等の維持補修及び交通安全施設（一種事業を除く）の工事、街路樹・緑地帯等の調査設計・工事、工事設計変更及び精算の照査並びに工事に係る地下埋設物及び占用物件の移設
	(街路樹担当)	街路樹・緑地帯等の調査設計・工事

事務所・工区の所在地

表Ⅱ－１

名 称	所 在 地	管轄区域	分 掌 事 務
北多摩南部建設事務所	〒183-0006 府中市緑町 1-27-1 042(330)1802		
小 金 井 工 区	〒184-0015 小金井市貫井北町 5-18-18 042(326)8862	府 中 市 小 金 井 市	1 工区内の測量及び調査並びに 工事の施行及び監督 2 前号工事の設計変更及び精算
調 布 工 区	〒182-0034 調布市下石原 1-19-4 042(483)5011	三 鷹 市 調 布 市 狛 江 市	3 道路及び河川の構造及び 機能の保全 4 道路及び河川に係る占用・ 使用許可申請書等の受理
西 東 京 工 区	〒202-0022 西東京市柳沢 2-18-31 042(465)4170	武蔵野市 西東京市	5 工区内所管事業用地及び 建物の監視

2 職員配置表

表Ⅱ-2

令和6年7月1日現在

課・担当名	管 理 職		一 般 職 員					再任用 (再掲)	合計	会計 年度 任用 職員	総計
	事務	技術	事 務		技 術		技能 業務				
			課長代理	担当	課長代理	担当					
庶務課	1	1	2	6	1				11	2	13
庶務担当	1	1	1	3					6	1	7
経理担当			1	3					4	1	5
検査担当					1				1		1
管 理 課	1		3	7	2	1		1	14	14	28
道路管理担当	1		1	4				1	6	3	9
道路台帳担当					1	1			2	7	9
河川管理担当			1	2					3	1	4
監察担当			1	1					2	3	5
工事調整担当					1				1		1
用 地 課	2		10	15		1			28	2	30
調整担当	2		1	3		1			7	2	9
用地担当			9	※1 12					21		21
工 事 第 一 課		1			9	13		1	23	2	25
工務担当		1			1	1		1	3	2	5
環境対策担当					1	1			2		2
設計総括担当					1	2			3		3
設計担当					2	5			7		7
工事総括担当					1				1		1
工事担当					2	2			4		4
測量担当					1	2			3		3
工 事 第 二 課		1			11	7			19	2	21
工務担当		1			1	1			3	2	5
設計担当					1	1			2		2
安全施設担当					1				1		1
調節池整備担当					2	3			5		5
調節池工事担当					1	1			2		2
工事総括担当					1				1		1
工事担当					1				1		1
維持担当					1				1		1
測量担当					1	1			2		2
課務担当					1				1		1
補 修 課		1			5	7		1	13	3	16
工務担当		1			1	1		1	3	3	6
電線共同溝整備担当					1				1		1
設計担当					1	2			3		3
工事担当					1	4			5		5
街路樹担当					1				1		1
※2					3	11	2	1	16	3	19
工 区					1	3			4	1	5
小金井工区					1	4	2	1	7	1	8
調布工区					1	4			5	1	6
西東京工区					1	4			5	1	6
合 計	4	4	15	28	31	40	2	4	124	28	152

※1 用地課(用地担当)には管内3市(三名)の派遣研修生を含む。

※2 工区長は「課長代理」欄に計上。

Ⅲ 事 業 費

1 令和6年度事業別予算

表Ⅲ－1

(単位：千円)

事業種別		執行予定額	内 訳			摘要
			用地補償	工事	その他	
道路事業費		14,402,830	4,242,000	6,553,411	3,607,419	
建設	道路整備費	157,400	65,000	74,400	18,000	
	街路整備費	6,314,510	3,433,000	1,907,800	973,710	
	橋梁整備費	1,437,000	0	1,382,000	55,000	
	交通安全施設費	1,184,061	744,000	290,500	149,561	
	計	9,092,971	4,242,000	3,654,700	1,196,271	
維持補修	道路管理費	32,000	0	0	32,000	
	道路維持費	1,422,077	0	387,728	1,034,349	
	橋梁維持費	229,060	0	219,060	10,000	
	道路補修費	1,746,573	0	1,595,872	150,701	
	橋梁整備費	932,901	0	445,151	487,750	
	交通安全施設費	947,248	0	250,900	696,348	
	計	5,309,859	0	2,898,711	2,411,148	
河川事業費		10,630,130	355,000	9,537,400	737,730	
建設	河川防災費	252,000	0	222,000	30,000	
	河川環境整備費	0	0	0	0	
	中小河川整備費	10,088,000	355,000	9,239,000	494,000	
	計	10,340,000	355,000	9,461,000	524,000	
維持補修	河川維持費	290,130	0	76,400	213,730	
	水防費	0	0	0	0	
	計	290,130	0	76,400	213,730	
公園事業費		733,000	678,000	55,000	0	
建設	公園整備費	733,000	678,000	55,000	0	
維持補修	公園管理費	0	0	0	0	
合計		25,765,960	5,275,000	16,145,811	4,345,149	

2 令和5年度事業別決算

表Ⅲ-2

(単位：千円)

事業種別	執行済額	内 訳			摘 要	
		用地補償	工 事	そ の 他		
道路事業費	7,411,728	1,884,189	4,194,998	1,332,541		
建設	道路整備費	33,058	1,184	20,126	11,748	
	街路整備費	3,429,503	1,681,444	1,349,388	398,671	
	橋梁整備費	537,035	0	492,764	44,271	
	交通安全施設費	453,303	201,561	189,159	62,583	
	計	4,452,899	1,884,189	2,051,437	517,273	
維持補修	道路管理費	33,902	0	0	33,902	
	道路維持費	1,017,743	0	347,503	670,240	
	橋梁維持費	221,563	0	209,417	12,146	
	道路補修費	1,377,811	0	1,318,522	59,289	
	橋梁整備費	219,534	0	189,880	29,654	
	交通安全施設費	88,276	0	78,239	10,037	
	計	2,958,829	0	2,143,561	815,268	
河川事業費	1,150,784	201,358	437,405	512,021		
建設	河川防災費	111,216	0	96,116	15,100	
	河川環境整備費	0	0	0	0	
	中小河川整備費	832,695	201,358	302,097	329,240	
	計	943,911	201,358	398,213	344,340	
維持補修	河川維持費	197,564	0	32,992	164,572	
	水防費	9,309	0	6,200	3,109	
	計	206,873	0	39,192	167,681	
公園事業費	296,116	287,019	4,299	4,798		
建設	公園整備費	294,215	287,019	4,299	2,897	
維持補修	公園管理費	1,901	0	0	1,901	
合 計	8,858,628	2,372,566	4,636,702	1,849,360		

その他	市町村土木補助費	614,402	0	0	614,402	
	産業労働費 (観光産業振興費)	2,501	0	0	2,501	
	用地会計	0	0	0	0	
合 計	616,903	0	0	616,903		

総 計	9,475,531	2,372,566	4,636,702	2,466,263	
-----	-----------	-----------	-----------	-----------	--

※執行済額には、繰越額・本庁執行分も含む。

IV 道 路

1 道路の現況

道路は、交通機能という基本的な機能により都市基盤を形成し、都民の日常生活を支える基礎的な都市施設である。また、道路は各種の収容機能をもった公共空間であり環境形成空間としても重要な役割を担っている。しかし、東京都の道路の整備状況は、未だその役割を十分に果たすことが出来る状態には至っていない。

東京都の都市計画道路の完成率は区部が66.7%※、多摩地域は62.8%※であり、多摩地域は区部よりも整備が立遅れており、道路の早期整備が強く望まれている（※令和5年3月31日現在）。道路率でみた場合、東京都全体で8.7%、区部で16.7%、市部は9.4%と低い状態である（表IV-1参照）。当所管内の国道、都道及び市道を含めた公道面積は、管内面積の約12.1%（道路率）であり、図IV-1のとおりである。

このうち、当所で管理する都道は、主要地方道17路線、一般都道25路線（保谷狭山自然公園自転車道を含む）で、延長170.978kmであり、表IV-2に示すとおりである。

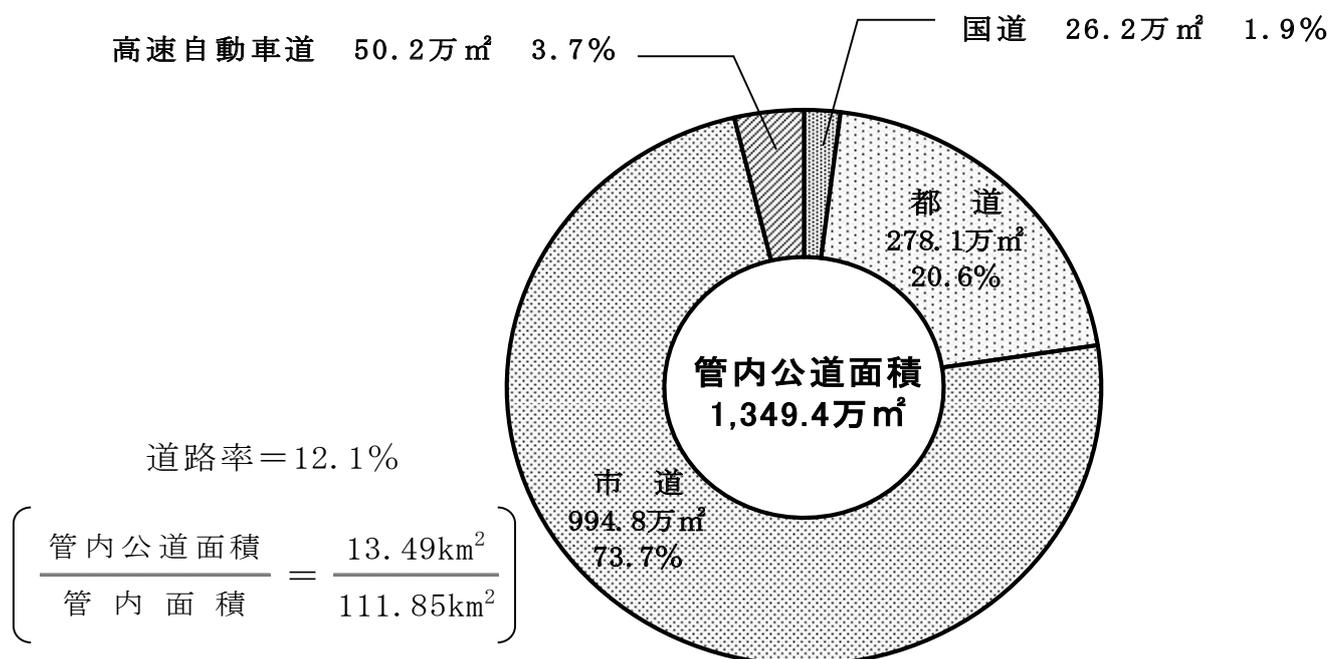
2 道路の管理

道路管理の目的は、道路を常に良好な状態に保ち、道路本来の機能を十分に発揮させるものである。

そのためには、道路の新設、拡幅、維持補修などの道路整備や適正な占・使用等の許・認可、都市計画事業に伴う道路管理者の同意、安全かつ適正な使用状況の点検などの監察等の管理業務が密接に連携することにより万全を期することができる。

また、都道の快適な環境づくりを目指し、これまでもさまざまな手法により都民との協働体制を行ってきている。平成15年度からは「東京ふれあいロード・プログラム」の導入により、歩道の清掃活動や緑化活動など、より一層の協働体制が図られ、現在7団体が認定されている。

図IV-1 管理者別道路面積割合
(令和5年4月1日現在)



表Ⅳ－１

道路率・道路平均幅一覧表

(令和５年４月１日現在)

各 市		武蔵野市	三 鷹 市	府 中 市	調 布 市	小金井市
道 路 率 (%)		10.6	12.0	13.1	12.7	9.6
道平 均 路幅	全公道 (m)	7.8	6.6	7.9	6.2	6.1
	都 道 (m)	15.0	15.4	19.7	17.0	16.6

各 市		狛江市	西東京市	当所管内	市 部	都 全 域
道 路 率 (%)		12.9	11.8	12.1	9.4	8.7
道平 均 路幅	全公道 (m)	6.4	6.7	6.9	6.9	7.7
	都 道 (m)	15.8	13.6	16.3	16.1	18.8

表Ⅳ－２

管内都道の実延長及び面積

(令和５年４月１日現在)

種別 市名	主 要 地 方 道		一 般 都 道		計	
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)
狛 江 市	6,651	110,673	3,923	55,772	10,574	166,445
小 金 井 市	6,509	117,103	10,703	168,432	17,212	285,535
調 布 市	9,512	228,690	13,652	164,963	23,164	393,653
府 中 市	22,895	531,718	13,851	190,230	36,746	721,948
武 蔵 野 市	14,435	226,274	6,811	93,135	21,246	319,409
三 鷹 市	6,090	157,153	21,794	272,767	27,884	429,920
西 東 京 市	19,910	301,616	14,242	161,803	34,152	463,419
合計	86,002	1,673,227	84,976	1,107,102	170,978	2,780,329

(1) 区域決定(変更)等

道路の拡幅や旧道に替えて新道を築造する場合、新たに道路となる部分を道路区域に編入し、不用となる部分を廃止することになる。

また、拡幅及び新道の築造工事がしゅん功すると、工事部署から引継ぎを受け、その道路を一般の交通の用に供するため供用開始の手続きを行う。

(3) 道路台帳整備

道路台帳は、道路の戸籍に相当するもので、図面と調書からなり、道路法の適用を法的に裏付けるもので、道路管理の基本となっている。

道路台帳は、道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図、道路敷地構成図及び各調書からなっており、当所における道路台帳平面図はおおむね整備されているが、なお区域線等が不明の箇所もあるので、道路工事並びに民間からの申請等による境界確定、道路区域線標示の実施、工事による台帳平面図を補正する際、明確にするよう努めている。

道路敷地構成図は、昭和 49 年度から道路敷地調査測量を実施し作成を進めており、整備率は管内道路の 93%に達している。

地下埋設物台帳平面図は道路工事、地下埋設工事の実施に伴い、各施行者からしゅん功図面及び調書の提出を求め、次年度に補正している。

表Ⅳ－5

道路区域証明等実績表

種別 年度	道 路 区 域 証 明		道 路 幅 員 証 明
	件 数	延 長	
令和 5 年度	7 件	234 m	0 件

(4) 境界確認・確定

建設局が所管する公有地の土地境界確認・確定事務が、平成 20 年 5 月に各建設事務所に移管されたのに伴い、当事務所が所管する道路や河川といった公有物との土地境界確認・確定事務を公有物に隣接する土地所有者からの申出に基づき行っている。

表Ⅳ－6

境界確認・確定申出受理件数

種別 年度	道 路	河 川	計
令和 5 年度	101 件	5 件	106 件

(5) 道路監察

道路監察は、当所が管理している道路及び橋梁を常時良好な状態に保ち、道路本来の機能を維持し、安全かつ円滑な交通の確保をはかるため「道路・河川パトロールカー」で定期的に巡回し、異常の発見、通行の障害除去を目的としている。

総延長 170.98 kmを 5 区域に分け、各区域を週 1 回巡回することを目標としており、具体的な業務内容は道路法に定める禁止行為の排除、各種道路上工事の違法・違反行為等の改善指導、道路及びその附属物の損傷の早期発見・早期処置、道路上の不法占用物件の撤去や改善指導などである。また、道路上の管理瑕疵事故、各種の苦情・要望の処理も行っている。

令和 5 年度における道路監察は、延べ走行距離 12,644 kmを実施し、具体的な内容は別紙のとおりである。(表Ⅳ－7)

なお、占用工事等の夜間工事について、特別夜間監察を令和 5 年度は 3 回(延べ走行距離 169 km)実施した。

(6) 道路上占用工事等の調整

道路の掘削を伴う占用工事は、沿道住民の生活環境や道路利用者の交通等に与える影響が大きく、無秩序に占用許可等を与えれば、生活環境の悪化や激しい交通渋滞を招くばかりではなく、道路の維持管理にも大きな支障となる。このため、占用工事を行う企業者間や道路管理者等との間で調整を行い、さまざまな合理化や効率化を図っている。北南建管内では、四半期ごとに道路管理者である当事務所が主催して占用企業者等が参加する道路工事調整会議を開催し、道路の無駄な掘り返しを規制したり、シールド工法や推進工法に代表される非開削工法の導入や複数の企業者が共同で工事を行う共同施工の採用を助言するなど、合理的で効率的な道路上工事の施工を目指して調整している。

しかしながら、依然として住民や道路利用者からの道路上工事に関する改善を求める声が多く、更なる合理化や効率化に向けて、「東京都内の路上工事対策五箇年計画(2023～2027年度)」に基づき、以下の取り組みを行っている。

- ① 路上工事時間の管理徹底（道路工事調整会議での調整、工事抑制の実施）
- ② 掘り返し抑制施策の推進（共同施工や非開削工法の促進、共同溝・電線共同溝の整備促進）
- ③ 路上工事の現場改善（工事現場関係者のスキルアップ等）
- ④ 路上工事の情報提供改善（工事看板や事業説明看板の改善等）

昨年度の道路工事調整会議で調整された工事のうち、交通規制を伴う路上工事日数を月別に集計した結果は、下表（表Ⅳ－８）のとおりである。

また、道路管理者が行う道路の新設・改築区間や再開発等沿道の大規模事業により占用工事が競合する区間では、別途調整会議を適宜開催することで、より細かい調整を図っている。

表Ⅳ－８

令和５年度交通規制を伴う月別道路上工事日数

工事種別	令和5年										令和6年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
道路管理者工事 (市施工含む)	68	62	104	134	106	186	177	197	150	150	132	80	1546	
占用工事	329	279	376	312	334	506	558	583	399	485	515	399	5075	
内 訳	上水道	236	193	230	162	191	302	305	338	247	227	238	260	2929
	下水道	26	17	12	1	6	18	32	37	40	93	49	17	348
	NTT	4	2	16	13	21	33	54	31	17	17	14	17	239
	NCC	7	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
	電力	20	20	9	10	36	38	33	23	7	25	49	41	311
	ガス	35	45	93	119	74	111	130	151	82	112	163	64	1179
	その他	1	1	2	7	6	4	4	3	6	11	2	0	47
合計	397	341	480	446	440	692	735	780	549	635	647	479	6621	

※ NCC:NTT以外の電気通信事業者

令和6年4月1日現在

(7) 通行車両の車幅の制限

交通の危険を防止し、道路と通行車両の合理的調和を図るため、車両制限令に基づき通行車両の認定や適時指導を行っている。

表Ⅳ－9

路線名	規制箇所		区間延長 (m)	規制幅 (m)
	起 点	終 点		
主25号	西東京市下保谷4－14地先	西東京市下保谷4－6地先	330	1.30
一110号	府中市若松町3－5地先	府中市紅葉丘3－42地先	1,700	2.00
一114号	狛江市元和泉2－13地先	狛江市元和泉2－1地先	550	1.70
一118号	調布市仙川町1－14地先	調布市仙川町2－5地先	400	2.00

(注) 「主」は主要地方道 「一」は一般都道

(8) 事業予定財産等の管理

管理する財産には、事業予定財産、先行取得地、事業残地等がある。

これらの財産については、「公有財産規則」及び「局所管公有財産管理要綱」に基づき本来の行政目的に供するまでの間、ゴミの投棄や不法使用を防止するため管理柵を設置し、除草を行い、定期的な監察により適正な管理を行っている。

なお、事業予定財産等については、歩行者用通路、駐車場等に活用し、有効利用を図っている。

3 道路・橋梁の維持補修

道路、橋梁の維持補修事業は、道路を常時良好な状態に保つことにより、一般交通に対して安全かつ、円滑で快適な道路空間を提供するとともに沿道環境の保全を目的としている。

近年、経年による劣化や、大型車両交通の増大による道路の損傷、これに起因する騒音、振動の発生が道路管理上の大きな課題となっている。

このような状況下にあつて、沿道環境の保全を図るため、道路・橋梁の維持補修はもとより、道路附属物の保守に努めるとともに環境整備の一環として道路緑化を推進している。

なお、道路占用工事等においては、復旧方法の良否が舗装等の耐久性や騒音・振動等に著しく影響するため、事故防止を含め適切な技術指導を行っている。

(1) 道路維持事業

道路維持事業は、道路の機能を保持するために行うものであり、小さな破損のうちに修理し、交通の安全と環境の保全を図るために日常的に行うものである。

この事業は、道路機能保持による環境保全はもとより道路の破損による交通事故の防止からも、一日も疎かにできない重要な業務である。

その業務内容は、路面の局所的な破損や道路附属物（道路照明・防護柵・街路樹等）の不具合箇所を緊急に修理する維持工事とともに側溝、ます類の浚渫、路面清掃、緑地管理、降雪対策等の広範囲の委託作業を実施している。また、道路照明の管理の効率化のため、消費電力が少なく耐用年数も長い、道路照明のLED化を積極的に進めている。

ア 巡回点検

調布工区配属の職員による直営巡回点検班と民間委託された西東京工区の巡回点検班の2班体制により管内全ての都道を巡回車で定期的に巡回し、道路・橋梁の破損箇所の早期発見に努めるとともに事故防止のための緊急処置を行っている。

イ 単価契約等による請負施工

巡回点検班や関係機関等から報告のあった道路や道路附属物の破損箇所の修理を行うための維持工事は、総価契約及び単価契約による請負施工により実施している。また、単価契約では休日や夜間の応急措置等に対応するため、受注業者が緊急出動できる体制を整えている。

(2) 橋梁維持事業

橋梁の耐久性や安全性を確保するため、日常点検に加えて5年サイクルで定期的な健全度調査を行い、計画的に維持工事を行うこととしている。

本年度は、千川歩道橋ほか2橋の塗替塗装、坂上歩道橋ほか2橋の橋面舗装を予定している。

(3) 路面補修事業

道路は、自動車及び歩行者・自転車等の通行に支障のないよう常に良好な状態に保全するため、維持修繕をすることが求められている。

一方で、舗装自体の経年による劣化や交通需要の影響によって轍や損傷が生じると、円滑かつ安全な交通の確保に支障をきたすようになる。そのため、路面性状調査結果や沿道からの振動等の陳情苦情等を総合的に判断して計画的に補修を行っている。

本年度は、主5号（青梅街道）ほか19箇所の路面補修工事を予定している。

(4) 道路緑化事業

街路樹の緑は都市におけるヒートアイランド対策や、快適でうるおいのある環境づくりに不可欠であり、都市景観の向上と環境の保全等を目的として、緑化推進に努めている。

歩道内の街路樹及び植栽帯は、限られた空間内での成育を余儀なくされており、路線ごとに定期的な街路樹診断を実施し、診断結果で不備となった樹木については、伐採、剪定と再植栽工事を行い、安全で健全な街路樹のきめ細かな管理を行っている。

平成24年度から令和2年度までの大径木再生事業に続き、台風等による倒木防止を目的とした防災機能強化のための街路樹診断を令和3年度より進めている。

本年度は主14号東八道路等の街路樹診断を予定している。

北多摩南部建設事務所緑化規模

種 別	場 所	数 量
高 木	街 路 樹	15,739本
	緑 地 内	1,507本
	計	17,246本
中 木	街路樹・緑地内	14,871本
株 物	植樹内・中央分離帯	190,700㎡



(街路樹剪定)



(街路樹診断)

(5) 道路施設整備事業

道路施設整備は、道路排水場、地下道及び道路の一般構造物の保全のため、日常点検や5年に1度実施する定期健全度調査を行い、異常・損傷を早期に発見して、これに必要な処置を講ずることで常に道路施設を良好な状態に保ち、交通の安全確保及び第三者への被害の防止を図ることを目的とした事業である。

本年度も引き続き小金井街道の前原擁壁（組立歩道を含む）の補修工事と、主17号（府中街道）等において街路灯の更新にあわせて道路照明のLED化を実施する。

(6) 橋梁整備事業

橋梁整備事業では、全橋梁を対象に5年に1度実施する定期健全度調査の結果により、補修が必要と判断された場合は、損傷に応じた補修や補強を適切に実施して安全確保に努めている

本年度も引き続き、多摩川原橋の塗替等の補修工事を実施する。

(7) 橋梁長寿命化事業

橋梁の長寿命化を図るため主要な幹線道路の橋梁について、最新の技術や材料により、補修や補強を行うことでより安全で耐久性に優れた橋梁に改良し、安全・安心を確保する事業を実施している。これにより、対策後100年以上の延命化を目指していく。

令和3年度から着手したJR南武線・武蔵野線を跨ぐ府中本町陸橋の長寿命化工事を引き続き実施する。

(8) 交通安全施設事業

交通安全施設事業は、安全で快適な道路空間を確保するため不可欠なものである。

車両等が円滑に道路を利用するために適切な情報を提供する道路標識、滑り止め舗装、区画線等の路面標示、視覚障害者誘導用ブロック、及び防護柵等の安全施設は、交通安全上からも重要な役割を担っている。これらの整備について、適宜、更新および補修を実施している。

(9) 無電柱化事業（現道内）

無電柱化は、「東京都無電柱化計画（令和3年6月）」に基づき、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、緊急輸送路の主要幹線道路を中心に推進している事業である。

主18号（新府中街道）本宿町CCBは、東京都道路整備保全公社への委託により進めており、本年度は、1工区の本宿交番前交差点から本宿トンネル区間で道路本復旧工事を実施し、3工区の中央自動車道以南の区間では、入溝・引込連系管工事を進める。

また、電線管理者への委託により進めている主11号（狛江通り）和泉本町CCBにおいては、昨年度に引き続いて、本体構築を進める。

(10) 自転車通行空間整備事業

自転車通行空間の整備は、「東京都自転車通行空間整備推進計画」（令和3年5月）に基づき、誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間を確保するため、交通管理者と連携して、車道を活用した自転車レーンなど、地域の道路事情に応じた整備形態により整備を進めている。

本年度も引き続き、主 14 東八道路（野川公園内）において、構造分離による自転車歩行者道の整備を実施する。

4 道路・橋梁の整備

東京都では、東京の新しい道路づくりに向けて、①「活力」都市活力の強化、②「防災」都市防災の強化、③「暮らし」安全で快適な都市空間の創出、④「環境」都市環境の向上の四つの基本目標を設定し、東京の将来像や広域的な課題に加え、地域の将来像や地域的な課題を踏まえて、今後10年間(平成28年度から平成37年度まで)で優先的に整備すべき路線を平成28年3月に策定した。(東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画))

北多摩南部建設事務所管内は、21路線約22.8kmが第四次事業化計画に選定されたのを受け、計画的に事業を進めていく。

また、多摩川中流部に架かる関戸橋は、多摩地域の交通を支え、防災上も重要な役割を担っているが、架設から約80年が経過し老朽化が進んでいる。そのため、平成27年度より仮橋設置工事に着手し、下流橋の全面架け替え及び上流橋の一部架け替え事業を南多摩東部建設事務所と協力して進めていく。

さらに、少額の投資で比較的短期間のうちに事業効果の期待できる交差点改良事業(すいすいプラン)や、歩道設置などの交通安全施設事業を実施し、地元の強い要望に応じている。

当所における、道路や橋梁の整備は、道路整備事業・街路整備事業・橋梁整備事業及び交通安全施設事業の4手法で行っている。

また、道路は交通及び物流基盤としての機能に加え、環境との調和、ライフラインの収容空間、防災施設などの高度な機能を併せ持つことが求められている。そのため、道路・橋梁の整備にあたっては、こうした点を踏まえ、より安全で快適に利用できる道路づくりを目指し取り組んでいる。

(1) 用地取得のあらまし

ア 道路用地取得の現況

道路を整備し円滑な交通を確保するため、当所では街路整備事業として計18路線、道路整備事業として計2路線で事業用地の取得を行っている。また交通安全施設事業として計5路線で用地取得を行っている。

当所管内は多摩部にあるとはいえ区部と接しており、多摩・区部双方の特徴を併せ持つ路線が多い。近年は公共事業に対する住民意識の変化や移転先確保の困難性、大型マンションの存在等による権利関係の複雑化などから、用地取得がいつそう困難化する傾向にある。

「交差点すいすいプラン」のように交差点付近の改良に伴う用地取得では、商業ビルが密集しており、借地や建物賃貸借などの複雑な権利関係がある敷地のほか、区分所有建物敷地が取得の対象となっており、権利調整や多数の関係人との同時契約などの解決困難な課題が生じている。さらに交通安全施設事業等において土地収用法を活用するためには、事業認定手続きを経る必要があり、その手続きが隘路となり、収束案件の解決に多大な時間と労力を要している。

一方、土地収用法が適用となる都市計画道路事業では、相続による権利者の確定などに時間を要する案件も少なくない。また、相続税納税猶予農地についても、有効な手立てが講じられずにいる。

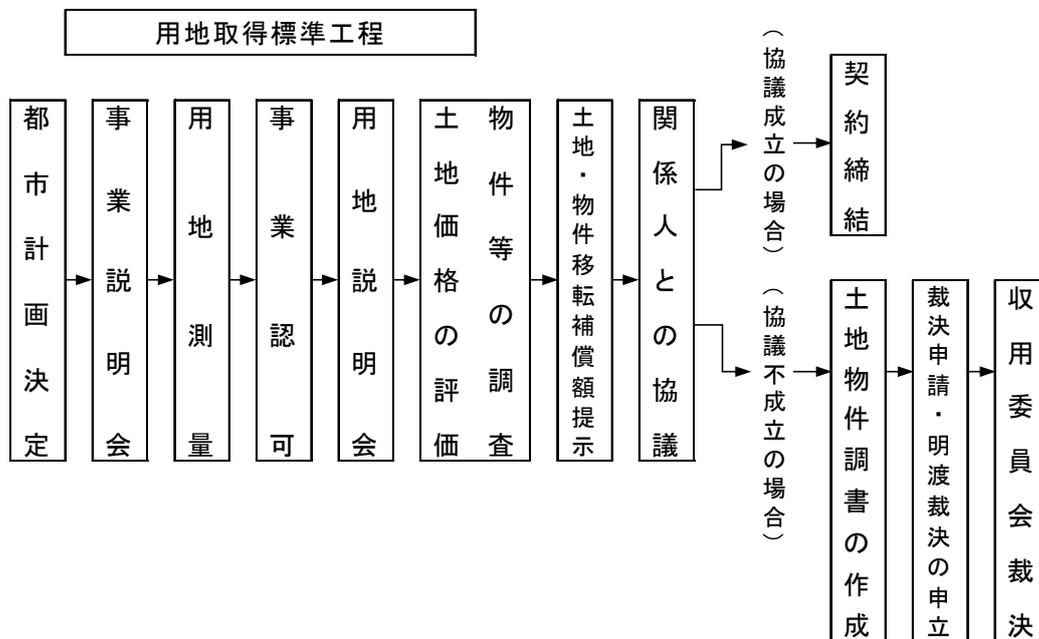
路線ごとに、工事部門と整備計画を調整しながら優先順位を付け、工事に直結する用地取得を進めることが重要となっている。

イ 用地（土地）取得と物件等の移転補償

公共事業を施工するための用地取得及びこれに伴う損失の補償に関する事務は、住民の財産権に重大な影響を及ぼすことになる。そのため、用地取得事務を遂行するにあたっては、適正かつ公平な補償に向けて常に細心の注意を払う必要がある。

用地事務の主な内容には、土地価格の評価、建物・工作物・営業等の調査及びこれらに係る損失補償額の算定、土地所有者・建物所有者・借家人等関係人との折衝などがある。用地の取得は土地所有者をはじめとする関係人と十分協議を重ね、その理解と協力を得たうえで、土地売買契約・物件移転補償契約等を締結して行っているが、それでもなお、理解と協力が得られないときは、事業用地の非代替性から、やむを得ず土地収用制度を用いて解決を図っている。

また、生活再建を側面から支援するため、代替地あっせん、都営住宅のあっせん、移転資金の貸付等の制度がある。また、税金についても、譲渡所得に対する課税の特例措置および不動産取得税の軽減措置がある。



(2) 道路整備事業

① 主要地方道大田調布線（第11号）【狛江通り】

本路線のうち狛江市東和泉一丁目（世田谷通り交差点）から調布市国領町四丁目の国領駅南口再開発関連区間までの延長約2,970m、都市計画幅員16mについて、道路整備事業として整備を行っている。

このうち、狛江市役所前から西へ560m（松原交差点）までのⅠ期区間は、平成11年度までに整備が完了しており、以西延長450mまでのⅡ期区間も、平成12年度に整備が完了した。狛江市役所前交差点から同市東和泉一丁目（世田谷通り交差点）までの延長約410mのⅢ期区間については、平成8年度から事業に着手し、平成14年度に電線共同溝と併せて工事着手して、未取得地を除き平成19年度に完了した。

また、国領駅南口再開発関連区域延長約150mを含めた東側へ延長600m（国領町八丁目交差点）については、多摩建設事務所の現体制では計画的事業執行が困難な特定路線として、地元要望に早期に答えるため、『多摩地域に於ける道路事業用地の（財）新都市建設公社委託について』の方針に基づき、事業の一部を平成3年8月建設局長及び新都市建設公社理事長の間で基本協定を締結し、用地先行買収委託した箇所である。平成4年度に測量に着手し、平成6年度に用地取得に着手した。平成12年度末、当事務所が取得用地の引継ぎをうけ、Ⅳ期区間として平成13年度に工事着手した。

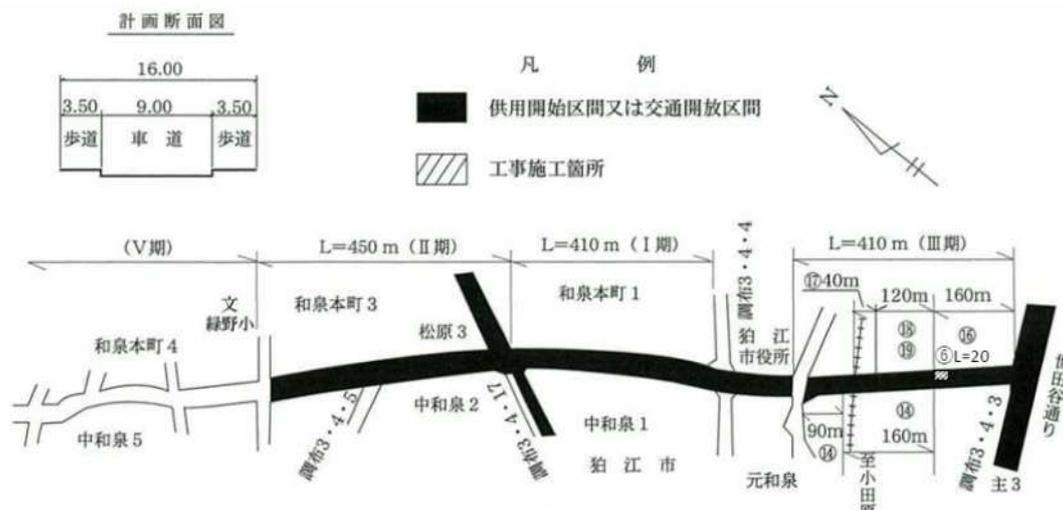
緑野小前交差点から国領町八丁目交差点までの延長980mのⅤ期区間（中和泉）については、平成15年11月28日に事業説明会を行い、測量を実施した。平成17年7月に用地説明会を行い用地取得に着手し、平成18年度に工事着手した。

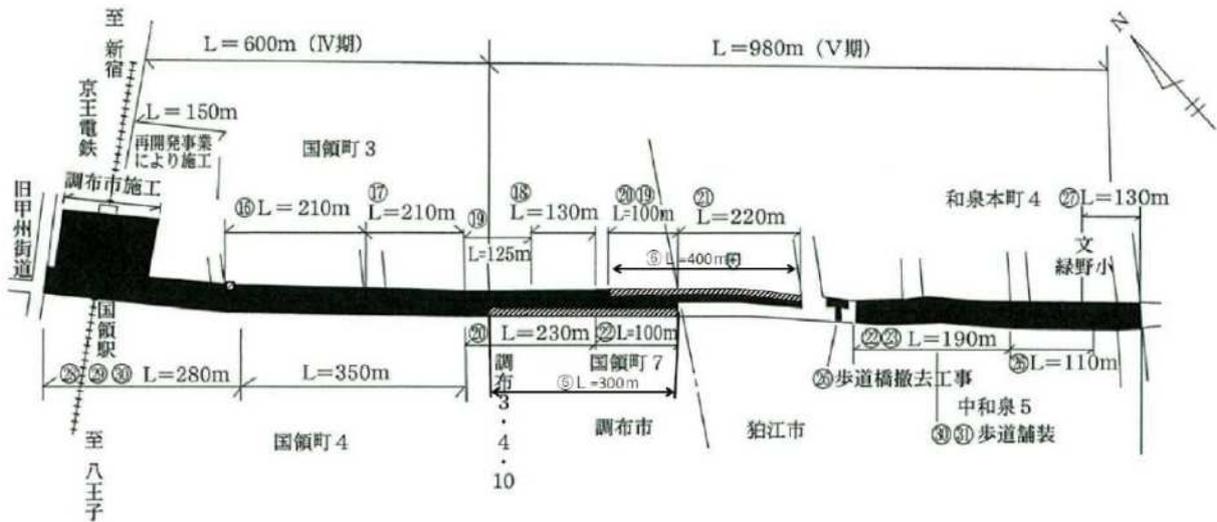
今年度は、Ⅲ期区間において、未取得地の買収完了による20mの区間で歩道舗装工事、Ⅴ期区間（中和泉）において、400mの区間で歩道舗装工事、Ⅳ期区間（国領Ⅱ期）において、50mの区間で歩道舗装工事を実施する。

【用地】

Ⅲ期区間については、平成8年度から用地取得に着手し、平成30年度に用地取得を完了した。Ⅳ期区間については、平成6年度から用地取得に着手し、平成18年度末に用地取得を終了した。

Ⅴ期間については、平成17年度から用地取得に着手し令和5年度末の取得率は約94%となっている。今年度も引続き用地取得を推進する。





② 主要地方道府中清瀬線（第15号）【小金井街道】

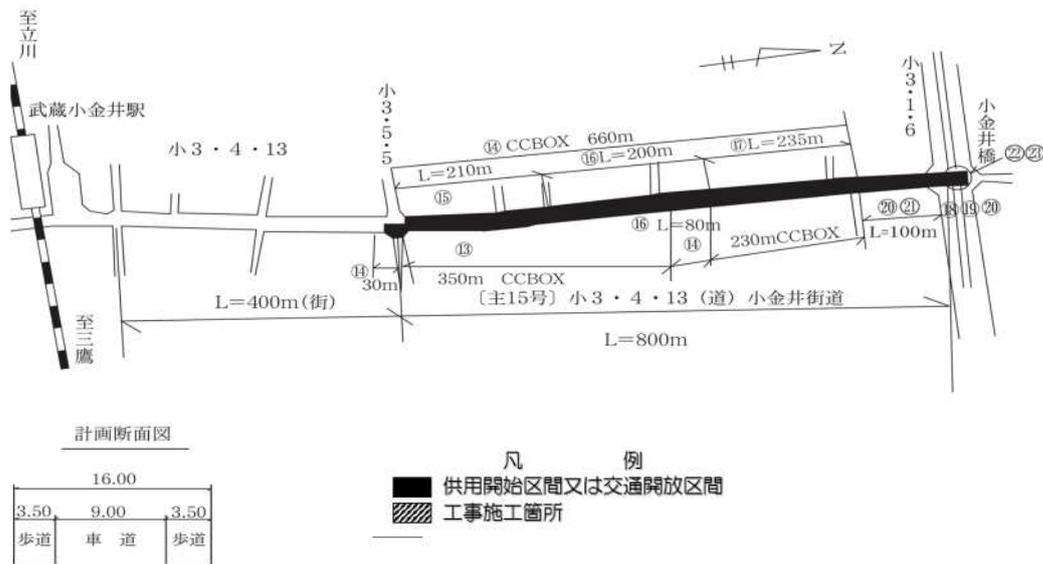
当該区間は、用地取得について（財）新都市建設公社に委託した路線であり、小金井市道（小金井3・5・5号線）北大通り線交差点以北玉川上水までの区間延長約800mで、平成4年度現況測量に着手した。平成12年度末、当事務所が取得用地の引継ぎを受け、平成13年度に電線共同溝工事に着手し、平成17年度までに小金井橋の架替工事と取付け区間を除く延長約645mの整備が完了した。

玉川上水に架かる小金井橋はレンガによるアーチ橋で昭和の初期のものとされ、今回の拡幅整備計画を知った地元住民団体及び地元市からも架替にあたり、「東京都歴史環境保全地域」に指定された玉川上水を横断する橋梁として歴史的文化的価値を十分認識した上で、景観や周辺環境に配慮した整備の要望が出されており、平成12年度から地元市をはじめ地元住民団体など、意見交換しながら整備内容について協議を進めた。

一方、玉川上水は国の史跡として平成15年8月27日に文部科学省から指定を受けていることから、平成18年3月に、現状変更等許可申請を行い、平成18年5月19日に許可を受け、平成18年度から2カ年にわたる架替工事を実施し、橋梁及び取付け区間が完成した。

〔用地〕

残事業2%について、土地収用法に基づき、平成17年度に用地取得を終了した。



③ 一般都道東大泉田無線（第 233 号）

本路線は、西東京市を南北に通る都道で交通量が多いが、幅員 1.5m の歩道が片側にあるだけで、歩行者の通行が非常に危険な状態にある。

西東京市泉町三丁目（主 36 号交差点）から同市中町一丁目（一般都道 234 号交差点）の区間延長 1,000m の中間部には西東京市役所保谷庁舎があり、利用する市民の安全確保のため市長からも整備の促進について、強い要望が出されている箇所である。

I 期・II 期区間 750m については、平成 6 年度に拡幅整備事業に着手しており、市役所前約 300m については、平成 11 年度に完成し、平成 15 年度に I 期区間が完成した。II 期区間は、III 期側約 10m を除き、平成 18 年度に完成した。

III 期については、地元の要請を受け平成 11 年度に用地測量を行った。

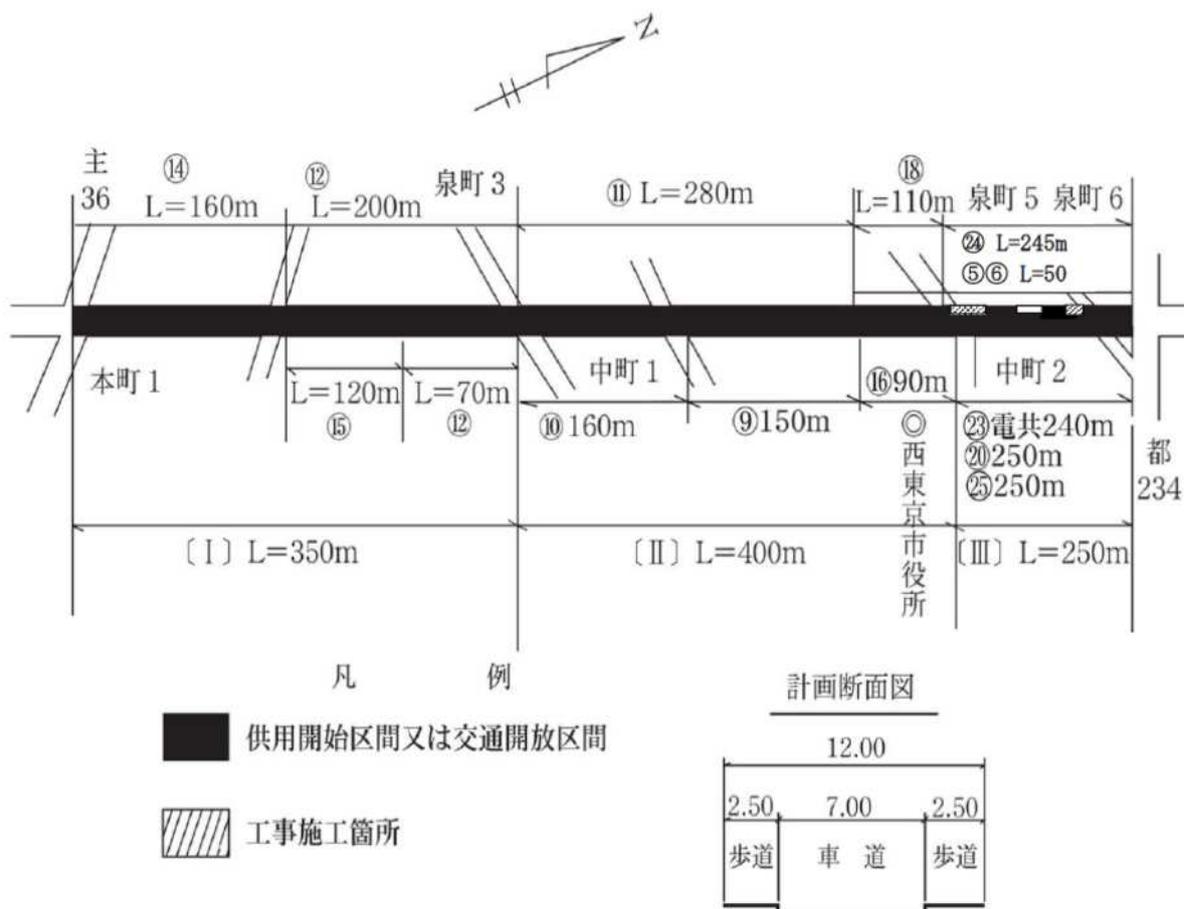
平成 25 年度に、東側 250m の歩道舗装工事を実施し、II 期区間が完成した。

今年度は、III 期区間の西側 62m の歩道及び電線共同溝設置工事を予定している。

〔用地〕

I・II 期については平成 6 年度から用地取得に着手、III 期については、平成 14 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の全区間の取得率は約 99% となっている。

今年度も引続き用地取得を推進する。



(3) 街路整備事業

当所においては、多摩地域における主要幹線として多摩東西幹線（東京八王子線）及び多摩南北幹線（府中所沢線・調布保谷線）を担当しており、重点的に整備している。

ア) 多摩東西幹線【東京八王子線】

東京八王子線は、区部放射5号線（千代田区麴町一丁目から杉並区久我山三丁目）のうち、杉並区下高井戸五丁目（下高井戸陸橋）から三鷹市牟礼一丁目（牟礼橋）までの延長約3.5kmを含め多摩地区における国道20号（甲州街道）のバイパスとして計画されている。

延長は、三鷹市・府中市・小金井市・国立市・日野市及び八王子市を經由して、八王子南浅川町（首都圏中央連絡自動車道南浅川インター）間延長約34.2kmである。

当所の担当区間は、都市計画区域三鷹・府中・小金井及び国立の一部、延長約14.4kmである。

調布3・4・26号線（三鷹通り）交差点から、小金井3・4・7号線（新小金井街道）交差点間延長約5.5kmは平成10年度以前に車道を6車線（現在は自転車通行空間の整備により4車線）で開放しており、平成11年7月には三鷹3・5・15号線（むらさき橋通り）交差点から調布3・4・26号線（三鷹通り）交差点間延長約0.5kmと小金井3・4・7号線（新小金井街道）交差点から府中3・3・8号線交差点の区間3.5km、合計4kmについては車道を4車線とし、三鷹3・5・15号線（むらさき橋通り）交差点以東1.7kmについては、下り方向は車道2車線、上り方向は下本宿通りに合流することから片側1車線で開放し、平成14年度には、三鷹3・5・15号線以東0.8km区間について、上り車線を2車線化し、この区間を4車線化した。平成22年度末には、当所担当区間延長約14.4kmのうち12.1kmが完成し、84%の完成率となっている。

東側事業中区間のうち、三鷹3・4・12号線以東500m区間は平成12年3月事業認可を受け事業中である。残る杉並区境までの500m区間は、放射5号線と一体として、「総合環境アセスメント」試行事業箇所として、東京都は平成11年11月に発表し、「環境配慮書」の地元説明会を平成14年7月に行い、手続きを進めてきたが、放射第5号線と切り離し、既定の都市計画幅員30mで平成14年度現況測量、15年度用地測量を実施し、平成16年5月に事業認可を取得。平成26年度より本格的に街築工事に着手し、令和元年6月8日、放射第5号線とともに交通開放した。

また、西側の事業中区間、府中・国立地区の延長約1.3kmは、平成19年11月に都市計画変更素案の説明会を開催し、平成21年10月に都市計画変更案及び環境影響評価書案の説明会を開催、平成22年12月に都市計画幅員が変更（標準28m→36m）され、平成23年7月5日に事業認可を取得、平成27年11月にアセス手続きである着工届を提出、平成27年12月に工事着手した。

令和6年3月31日現在

東京八王子線の整備状況						
路線名	計画延長m	完成延長m	完成率%	事業中延長	未着手延長	備考
三鷹3・2・2	6,570	5,570	85	1,000	0	
府中3・2・2-1	1,470	1,470	100	0	0	
小金井3・2・2	1,810	1,810	100	0	0	
府中3・2・2-2	4,320	3,290	76	1,030	0	
国立3・3・2	270	—	—	270	0	
合計	14,440	12,140	84	2,300	0	

① 三鷹都市計画道路3・2・2号東京八王子線（主14号）【東八道路】

三鷹地区の残り区間延長約1,000mのうち、西側500m I期区間については、平成10年度現況測量、平成11年度用地測量を行い、片側1車線及び停車帯の暫定整備として、平成12年3月事業認可を受け、同年7月に用地説明会を行い、用地取得に着手した。

平成22年度は、新川交番前交差点から西側 I期区間 200mを含む延長約1.2kmの4車線化工事と、西側区間の街路築造工事を実施した。なお、西側 I期区間の車道部のうち300mは、東京外かく環状道路の整備時期と整合させる等の理由から暫定形で整備している。

残る東側500m II期区間については、隣接する放射第5号線と合わせ、平成12年より総合環境アセスメント制度の試行を進めてきた。

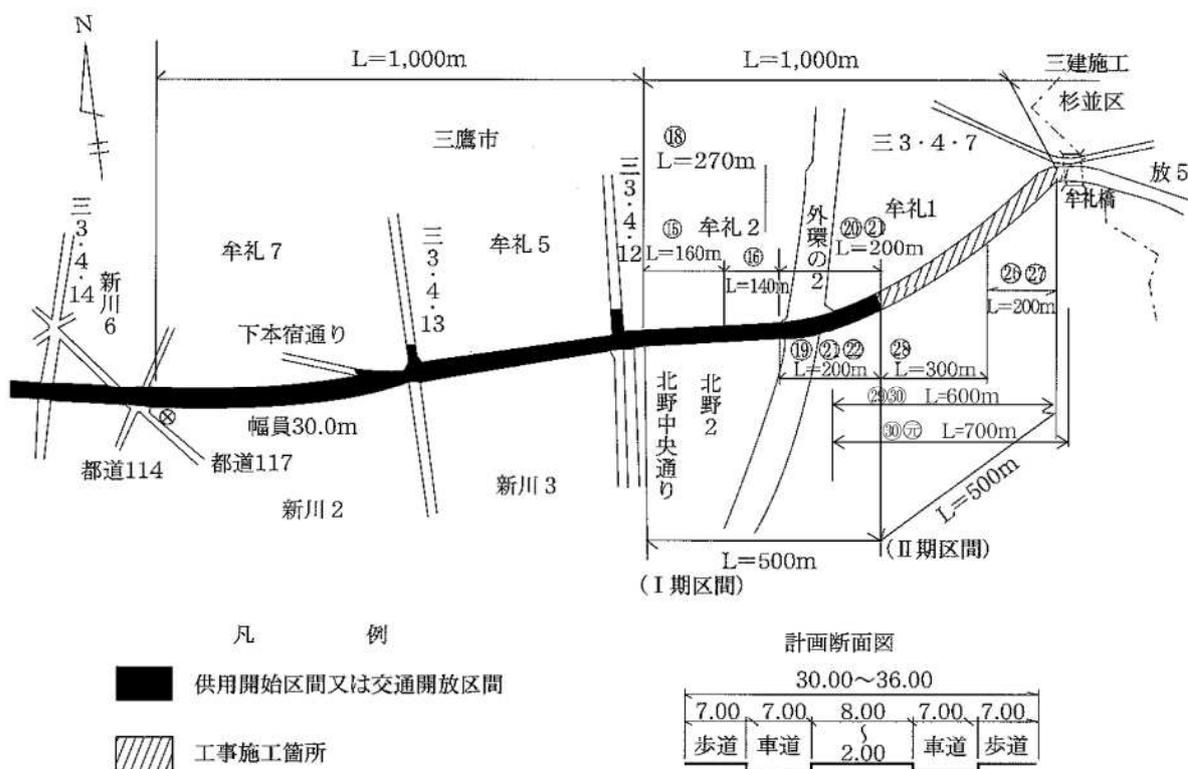
その結果、沿道環境への影響を配慮するとともに、隣接する区間の幅員を考慮し、既定の都市計画幅員30mとして整備することとなった。

東側 II期区間については、平成14年11月28日に事業説明会、同年度に現況測量を行い、平成15年度に用地測量を実施し、平成16年5月に事業認可を受け、同年6月に用地説明会を行い、用地取得を（財）東京都道路整備保全公社に委託し着手した。平成19年度からは、当事務所で用地取得を行っている。

平成26年11月20日に工事説明会を行い、平成26年度より本格的に街路築造工事に着手した。令和元年6月8日、三建施工の放射第5号線とともに交通開放した。今年度は、歩道舗装工事等を予定している。

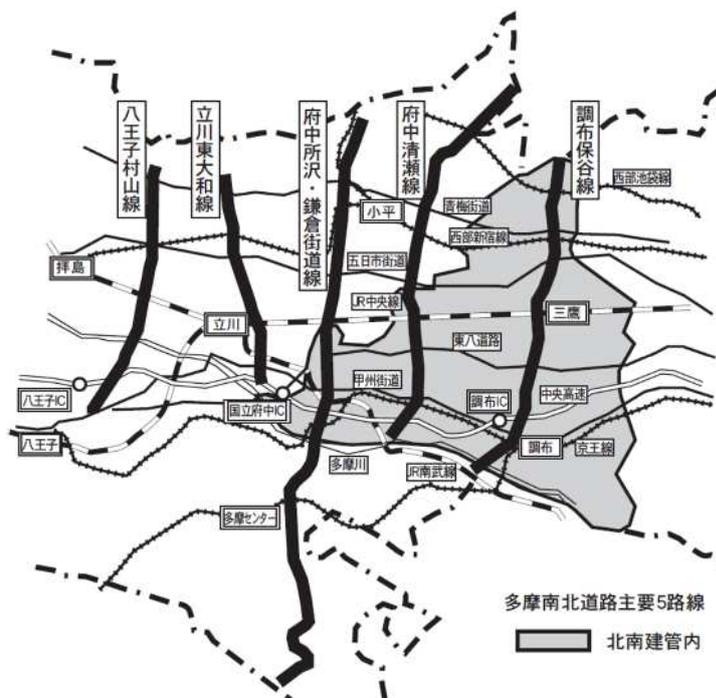
【用地】

平成20年度に用地取得を完了した。



イ) 多摩南北幹線【調布保谷線・府中清瀬線・府中所沢線】

多摩地域における南北方向の道路である調布保谷線等、都市の骨格を形成する特に重要な幹線道路について、東京都では、道路ネットワークの早期形成に向けて重点的に整備を進めており、当所では、調布保谷線、府中清瀬線、府中所沢線を所管している。

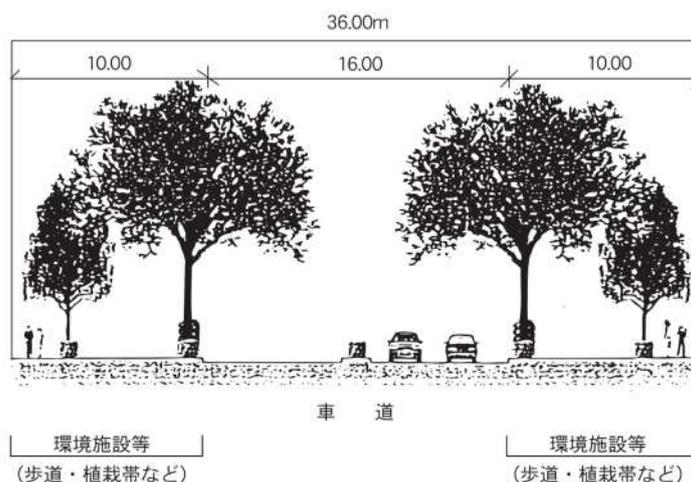


調布保谷線の調布三鷹区間、三鷹武蔵野区間、西東京区間及び府中所沢線の東八道路から多喜窪通りまで（平成 12 年 4 月に道路モノレール建設事務所から移管を受けた路線）は、主に住宅地を通ることから、特に沿道地域の状況に合った質の高い道路整備を目指し、①均衡の取れた都市づくりに寄与する。②交通の円滑化を図る。③沿道環境の保全を図る。ことを基本にして、具体的には、①本線は4車線、原則平面道路とし、幅員 36m とする。②鉄道などは立体交差構造とし、中央分離帯を一定区間連続させ交通の円滑化を図る。③沿道環境を保全するため、歩道・植樹帯・副道で構成する幅員 10m の環境施設帯を設置することとし、順次、都市計画変更を行った。

府中清瀬線は、最後に残る清水が丘地区と是政橋の取付部等が事業中である。

府中所沢線は、当所管内は完成している。

標準横断面図



【調布保谷線】

本路線は、稲城市矢野口を起点とし、稲城市・調布市・三鷹市・武蔵野市及び西東京市の埼玉県境までの区間、延長約 14.2 kmの南北幹線道路であり、うち当所管内は 13.5 kmである。

このうち、調布地区の多摩川原橋北詰から旧甲州街道までの区間延長約 1.6 kmの区間については、計画幅員 25mで、平成 2 年 3 月から 3 区間に分けて事業着手し、平成 15 年 3 月には、踏切すいすい事業第一号の「調布鶴川陸橋」の交通開放を行った。平成 24 年 8 月に、連続立体交差事業により、京王線が地下化されたため、この陸橋を撤去し、平面 4 車線で交通開放した。

武蔵野地区のうち、武蔵野 3・4・3 号線（井ノ頭通り）と武蔵野 3・4・10 号線（五日市街道）の区間延長 660m、計画幅員 25mについて、昭和 62 年 6 月事業認可を受け事業に着手、平成 11 年 5 月交通開放を行った。

また、西東京地区のうち武蔵野 3・1・12 号線（千川上水）から西東京 3・3・3 号線（青梅街道）の区間延長約 370m、計画幅員 25mについて、平成元年 6 月事業認可を受け、事業に着手、平成 14 年度完了した。

道路モノレール建設事務所から引き継いだ路線のうち、調布・三鷹区間については、平成 11 年 6 月 8 日に事業認可を受け事業に着手し、平成 21 年 3 月 29 日に約 2.0 km区間を 4 車線で交通開放した。

三鷹・武蔵野区間については環境アセスメントの見解書の説明会を平成 12 年 2 月に行い、平成 12 年 10 月 3 日の都市計画変更後、平成 14 年 7 月 3 日に事業認可を受け、平成 22 年度に工事着手した。平成 24 年度には、全区間を暫定 2 車線で交通開放した。さらに平成 27 年 2 月に JR 中央線付近から北側南区間の 800m、これにつづく 300mを平成 28 年 10 月に 4 車線化を実施した。

西東京区間のうち、西東京 3・5・4 号線（新青梅街道）から埼玉県境までの区間延長約 3.1 kmについては、平成 12 年 11 月 7 日事業認可を受け、平成 21 年度に工事に着手し、残る 0.8 kmについては、都立東伏見公園との連携を図りながら、平成 14 年 1 月 10 日に事業認可を受け、平成 18 年度から工事に着手した。

平成 25 年 4 月 21 日に、西東京 3・3・3 号線（青梅街道）から一般都道 233 号までの約 1.9 km区間を 4 車線で、一般都道 233 号から西東京 3・4・11 号線までの約 0.1 kmを暫定 2 車線で交通開放した。

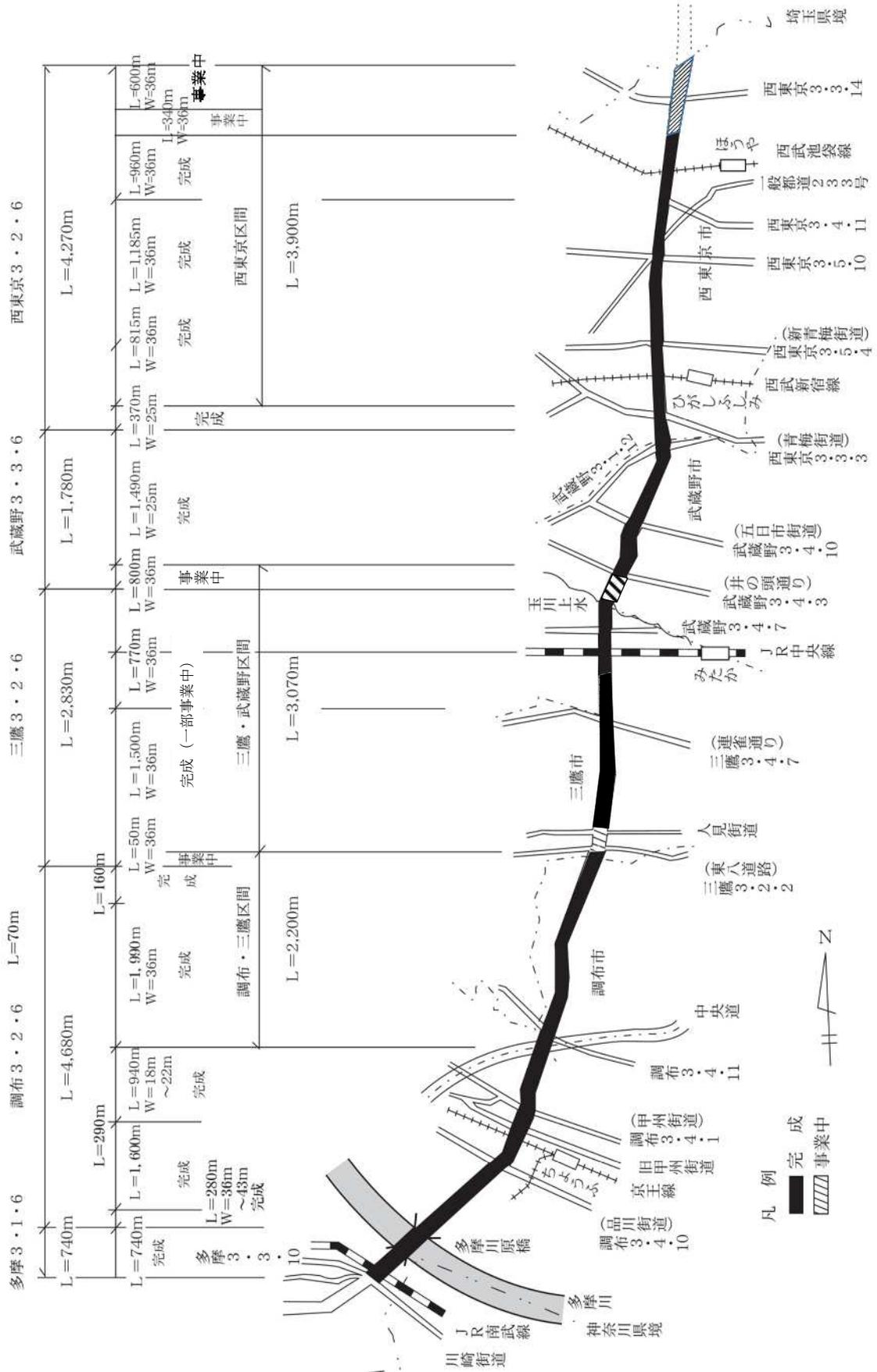
平成 27 年 3 月 19 日に、西東京 3・4・11 号線から西東京 3・4・13 号線までの西武池袋線立体部（アンダーパス）を含む約 0.9 km区間を 4 車線で交通開放した。

平成 27 年 8 月 2 日に、続く西東京 3・4・13 号線から埼玉県境までの約 1.0 km区間を暫定 2 車で交通開放を行い、その後当該区間を令和 3 年 5 月 12 日に 4 車線で交通開放したことにより調布保谷線全線（旧甲州街道から中央自動車道付近を除く）で 4 車線開放となった。

令和6年3月31日現在

調布保谷線の整備状況						
路線名	計画延長m	完成延長m	完成率%	事業中延長	未着手延長	備考
多摩 3・1・6	740	740	100.0	—	0	南東建施工
調布 3・2・6	4,680	4,680	100.0	0	0	北南建施工
三鷹 3・2・6	2,830	2,440	86.2	390	0	
武蔵野 3・3・6	1,780	1,480	83.1	300	0	
西東京 3・2・6	4,270	3,330	78.0	940	0	
計	14,300	11,040	77.2	1,630	0	
(北南建分)	13,560	11,930	88.0	1,630	0	

調布保谷線概要図



③ 調布都市計画道路 3・2・6号線（調布保谷線）

三鷹都市計画道路 3・2・6号線（調布保谷線）

当区間は、中央自動車道から東京八王子線交差点までの区間延長約 2,200m で、計画幅員 18m を変更し、南北幹線道路として初めて計画幅員 36m とした路線であり、平成 8 年 1 月都市計画変更案・環境影響評価書案の説明会を、10 月に見解書の実施会を実施し、平成 9 年 4 月、府中 3・3・8 号と同時に都市計画変更を行った。

平成 9 年 6 月事業概要説明会を実施、平成 10 年 2 月測量説明会を開催、現況測量に着手し、同年 6 月及び 10 月に地権者等に 2 回にわたる個別相談会を実施し、用地測量に着手した。

地元住民団体と事業化に向けて 20 数回の話し合いを行った後、平成 11 年 6 月に事業認可を受け事業に着手した。

平成 13 年度には、環境施設帯を整備するにあたり、住民参加型による道づくりに取り組むため、広く公募をかけて調布市及び三鷹市の市民を対象とした協議会を 8 月より始めた。

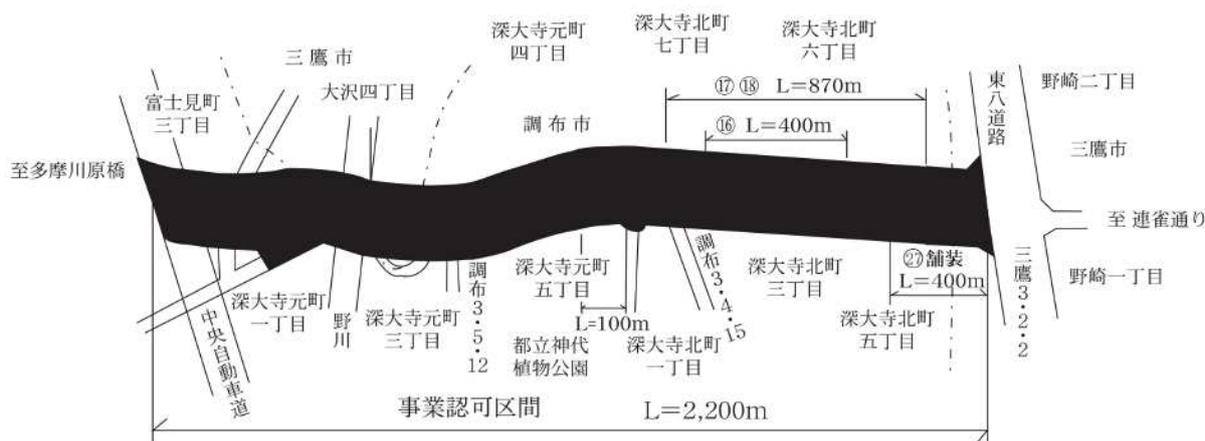
この協議会は、基本的に環境施設帯の整備についてワークショップの手法を用いて住民のさまざまな意見を集約していく方法で進めてきた。平成 13 年度は全 7 回の協議会を開催し、環境施設帯のモデル整備案の検討や全体ゾーニング案を作成し、モデル整備案に基づき、現場にモデル施設を整備した。

平成 14 年度は引き続き協議会を 3 回開催し、計 10 回の協議会を行い、モデル施設の検証や残った課題等々についての協議を行い、合意形成を図った。

工事は平成 15 年度から着手し、平成 19 年 3 月 30 日には、神代植物公園北交差点から都立調布北高校までの約 870m 区間が、36m 全幅で完成し、平成 21 年 3 月 29 日には、約 2.0 km 区間の完成記念式典を開催し、4 車線で交通開放した。東八道路側一部区間の工事が平成 28 年度に完成し、平成 28 年 8 月 25 日にアセス手続きである工事完了届を提出した。

〔用地〕

平成 11 年度から用地取得に着手し、平成 23 年度に用地取得を完了した。



④ 三鷹都市計画道路3・2・6号線（調布保谷線）

武蔵野都市計画道路3・3・6号線（調布保谷線）

当路線は、東京八王子線からJR中央線の連続立体交差事業箇所を越え、武蔵野3・4・3号線（井ノ頭通り）までの区間延長約3,100m、当初の都市計画幅員は25mの路線である。

平成7年7月に三鷹・武蔵野両市に整備方針と整備概念図を説明し同意を得て、計画幅員36mとして、平成10年2月に変更素案の説明会を行い、平成11年5月都市計画変更案及び環境影響評価書案の説明会を、平成12年2月には見解書の説明会を実施し、平成12年10月に計画幅員25mから36mの都市計画変更を行った。

平成12年10月に測量説明会を開催、同年11月～12月に個別相談会を行うとともに現況測量を実施し、平成13年度においても個別相談会を実施するとともに用地測量を完了した。

平成21年度から22年度にかけて、沿道地権者を対象とした協議会を開催するとともに、三鷹、武蔵野市と連携して広く市民に事業の広報を行った。また平成20年度から22年度にかけて、用地取得箇所環境施設帯のモデル整備を実施した。

さらに平成21年5月には、文化庁へ玉川上水横断部の現状変更許可申請を行い、同年6月に許可を受け、架橋工事に着手し、平成22年度末に完了した。

平成24年度は、連雀通りから新道北通りまで、一方通行区間0.5km、武蔵野3・4・7号線から井ノ頭通りまでの新設区間0.6kmを含め、全区間を暫定2車線で交通開放し、事業効果の早期発現を図った。

平成26年度は、JR中央線付近から北側800m区間について、平成27年2月に4車線化を実施した。

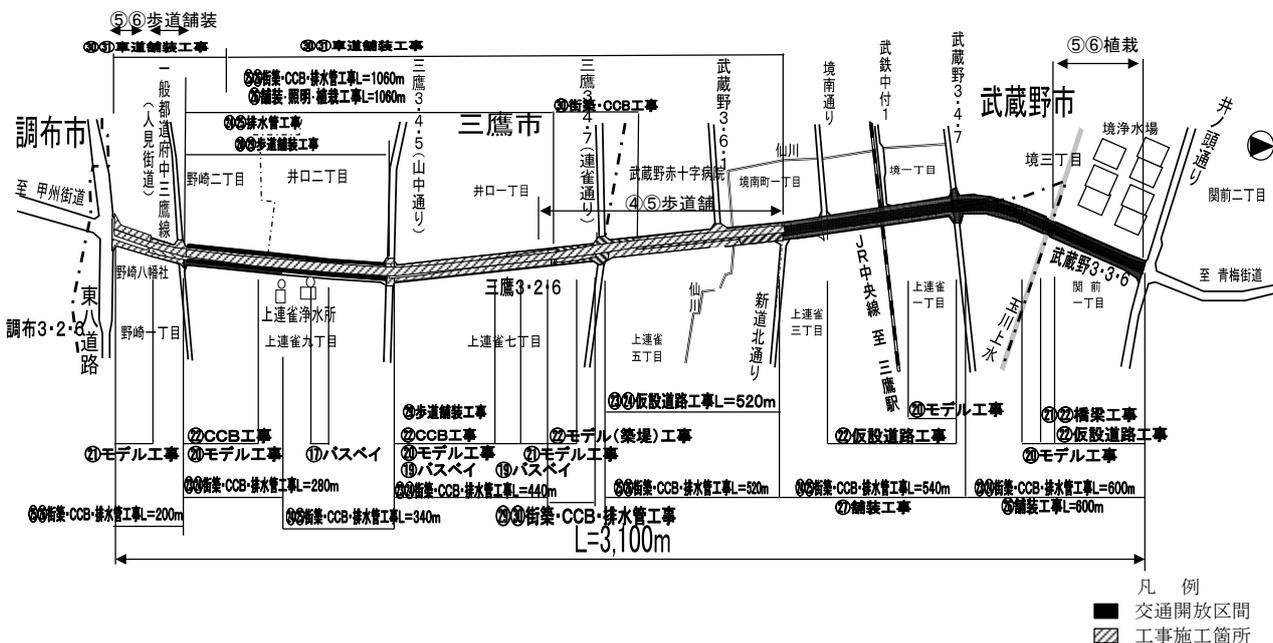
JR中央線付近から南側300m区間について平成27年度から引き続き工事を行い、平成28年10月に四車線化を実施した。

平成29～30年度に、連雀通りと交差する塚交差点部の工事を行い、平成30年度より東へ道路交差点付近の工事を進め、令和元年度には、三鷹・武蔵野区間の四車線化を実施した。今年度は歩道舗装工事、植栽工事を予定している。

〔用地〕

平成14年度から用地取得に着手し、令和5年度末の取得率は約99%である。

今年度も引続き用地取得を推進する。



⑤ 西東京都市計画道路 3・2・6号線（調布保谷線）

当区間は、西東京 3・3・3号（青梅街道）から埼玉県境（主 24号）に至る延長約 3,900mで、当初の都市計画幅員は 20mである。

調布保谷線のうち、北多摩地区の北部に位置し、地元西東京市からも早期整備が強く要望され、地元関係地権者からも早期買収要望が多数出されていた。

平成 9年 7月に、計画幅員 36mの都市計画素案の説明会を、平成 10年 1月、都市計画変更案及び環境影響評価書案の説明会を、9月に見解書の実施説明会を実施し、平成 11年 2月に都市計画変更を行った。

同年 5月に測量説明会を開催、現況測量に着手すると共に、地権者等に対する個別相談会を 7月及び 11月に行い、権利者の疑問・要望等に応えることで事業の促進を図った。

用地測量については、①一般都道 233号から埼玉県境（主 24号）までの延長約 2,100mの区間は平成 11年度、②西東京 3・5・4号線から一般都道 233号まで約 1,000mの区間は平成 12年度早期、③西東京 3・3・3号線（青梅街道）から西東京 3・5・4号線（新青梅街道）まで約 800mの区間は、平成 12年度後期の、三期三区間に分割して実施した。

平成 15年 11月に環境施設帯検討協議会を設置し、平成 15年度は 3回、平成 16年度は 2回、計 5回の協議を開催したが、道路計画反対、アセスの見直しについての意見・質問が一部の参加者から繰り返し出され、環境施設帯の整備についての検討が進まず、平成 16年 10月に中断した。本路線の整備促進を図るため、平成 23年度及び 24年度に沿道住民へのアンケート調査を実施し、環境施設帯等の整備形態を決定した。

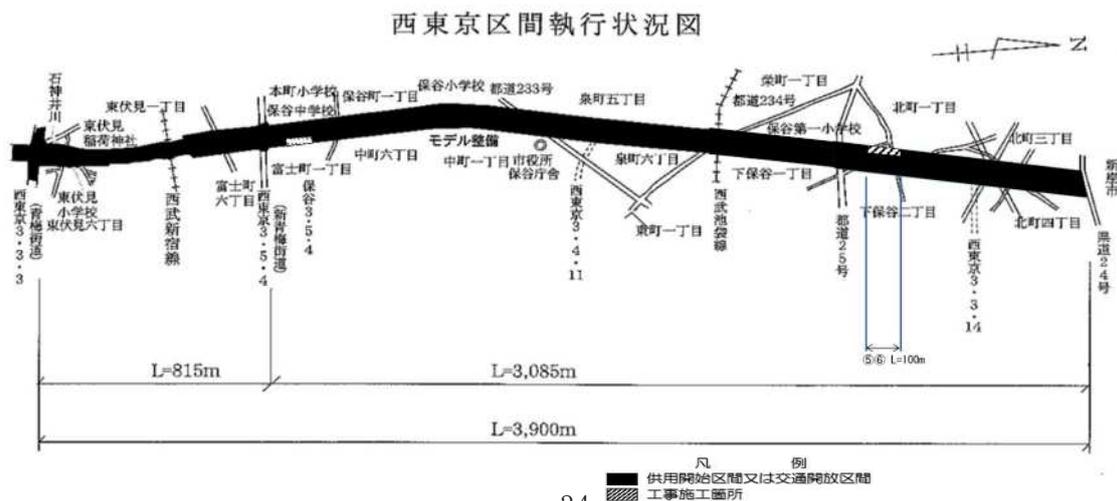
平成 17年度からは、東伏見・富士町地区及び下保谷地区で仮歩道付の工事用搬入路を設置し、平成 19年度までに、残りの地区において仮歩道及び工事用搬入路を設置した。また、平成 18年度から、石神井川に架かる橋梁工事を進めるとともに、西武新宿線との交差部及び東伏見公園区間のトンネル工事を実施した。平成 21年度に、排水管の設置工事及び西武池袋線との交差部の工事に着手した。

西東京 3・3・3号線から西東京 3・4・11号線までの約 2,000mの区間については、平成 23年度に街路築造工事及び電線共同溝設置工事に着手し、平成 25年 4月 21日に交通開放した。

また、平成 26年度に西東京 3・4・11号線から西東京 3・4・13号線までの 950m区間の交通開放を行い、続く西東京 3・4・13号線から都県境の都道 24号線までの約 940m区間を平成 27年度に交通開放を行った。これにより調布保谷線全線の交通開放となり、その後令和 3年 5月 12日に当該区間を 4車線で交通開放し調布保谷線が全線（旧甲州街道から中央自動車道付近を除く）で 4車線化した。今年度は引き続き電線共同溝設置工事他を行う予定である。

〔用地〕

平成 12年度から用地取得に着手し、令和 5年度末の取得率は約 99%となっている。



【府中清瀬線】

本路線は、府中・小金井・小平・東久留米・清瀬から埼玉県新座市に接続する路線で、多摩南北幹線5路線の一つである。

このうち当所が所管する区間は、府中市から小金井市に至る、是政橋から京王電鉄・JR中央線を越え玉川上水に架かる茜屋橋までの区間延長約6,910mであり、標準幅員は東京八王子線以南が18m、以北が20mである。

管内の事業中箇所は、是政橋の橋梁整備区間620mと清水ヶ丘区間550mの合計1,170mである。

⑥ 府中都市計画道路3・4・7号線（一般都道248号）【是政・清水ヶ丘】

【是政区間】

当該区間のうち、亀里橋以北東の延長約225mについては、平成7年9月に事業認可を受けて街路事業に着手し、平成18年度に事業が完了した。

また、是政から清水ヶ丘の区間900mについては、府中市が「道路整備特別交付金制度」により平成2年度に事業に着手し、平成10年度に整備が完了した。

【用地】

平成7年度から用地取得に着手し、平成17年度に用地取得を完了した。

【清水ヶ丘区間】

当該区間は、昭和48年1月流域下水道北多摩幹線第1号関連事業として事業認可を受け、すでに用地取得の済んだ区間延長320mと一体として京王線アンダー部及び崖部分を整備するため、本路線最後の未着手区間であった、延長約550m、計画幅員22mを平成18年10月事業認可を受け街路事業に着手した。

京王線交差部については、平成16年度から、直上の京王電鉄の軌道、直下の下水道本管への影響を極力少なくするため、下水道局、京王電鉄㈱と緊密な連携を図り、道路構造物と下水道本管防護の一体的な施工方法の検討を進めた。平成21年度から京王電鉄と施行協定を締結して、京王線直下部の工事に着手した。また、交差部のアプローチ部は、北側が平成23年3月、南側が平成23年9月に工事着手した。

事業区間南側の府中崖線部は、平成18年度からトンネル工事に着手した。

崖線部のしみず下トンネル、京王線交差部の清水ヶ丘立体が完成し、平成25年3月23日に、本線を交通開放した。

平成25年度から、側道部の街路築造工事及び電線共同溝工事を進め舗装工事を除き完了となっている。今年度は、側道整備工事を予定している。

【用地】

平成10年度から用地取得に着手し、平成15年度末に用地取得を完了したが、平成20年度から市道との交差点処理のため増買収を開始し、平成24年度に用地取得を完了した。



計画断面図

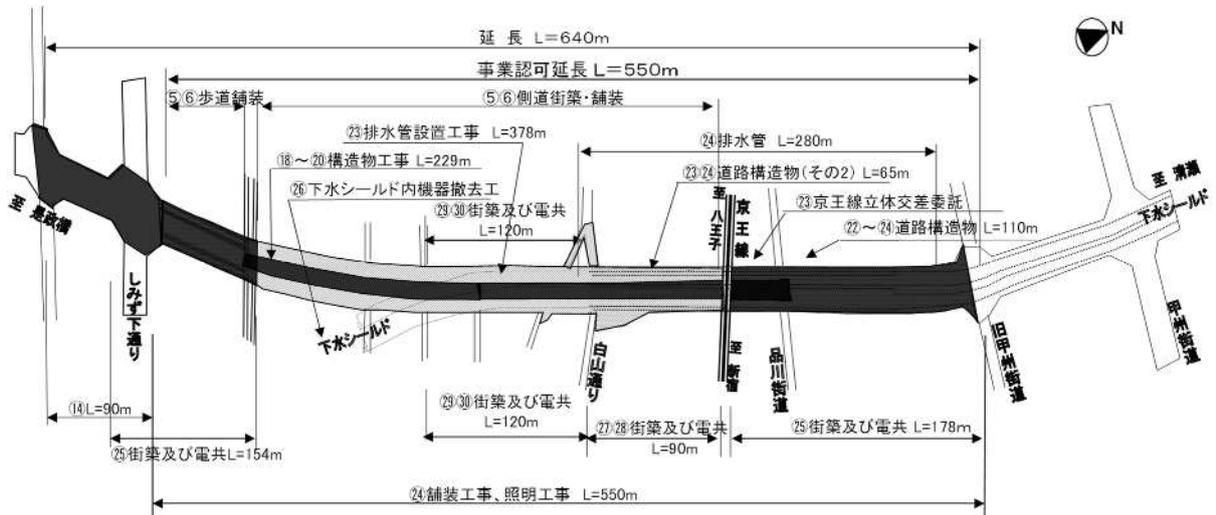
22.00		
3.00	16.00	3.00
歩道	車道	歩道

計画断面図

18.00		
3.50	11.00	3.50
歩道	車道	歩道

凡 例

- 供用開始区間又は交通開放区間
- 工事施工箇所



【府中所沢線】

本路線は、関戸橋を起点として、府中市・国分寺市・小平市及び東村山市を経て埼玉県境に至る延長約 13.6 kmの南北幹線道路であり、当所管内は、関戸橋から国分寺 3・4・3号線（多喜窪通り）までの 4.4 kmである。

国道 20 号（甲州街道）から東八道路までは、平成 11 年 7 月に東八道路と一体的に開放した。

東八道路から多喜窪通り間は、多摩地域で初めて環境施設帯を設けた道路として、平成 17 年 4 月 23 日に交通開放し、当所管内は 100%完成した。

また、平成 30 年度に環境影響評価条例に基づく工事の完了後の事後調査報告書（その 2）を提出し、全てのアセス条例手続きを完了した。

ウ) 一般の街路整備

⑦ 武蔵野都市計画道路 3・4・24 号線（一般都道 123 号）

本路線は、武蔵野市西部を南北に横断する幹線道路で、都が施行する連続立体交差事業と合わせて本路線を拡幅整備することにより、南北方向の相互交通を可能にするとともに、歩行者の安全を確保する。

区間は、アジア大学通り（武蔵野 3・4・7）から J R 中央線、西武多摩川線を越え、連雀通りまでの延長約 1,100mで、アジア大学通りから武蔵野 3・4・2 号線の I 期区間延長約 480 mについては、鉄道交差部が踏切で、北側への一方通行であり渋滞が発生する箇所であった。

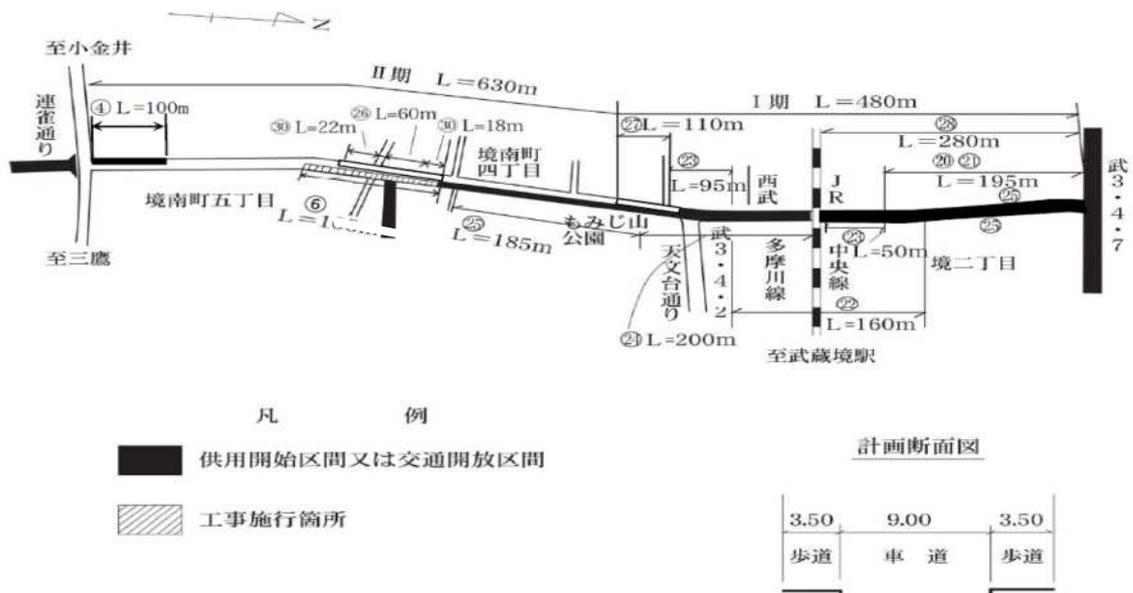
平成 13 年 12 月に事業説明会と現況測量、平成 14 年度用地測量を行い平成 15 年 3 月に事業認可を受け、平成 15 年度から事業に着手した。

平成 25 年 2 月 22 日に、北行一方通行を解消し 2 車線相互通行化した。

残り武蔵野 3・4・2 号線から連雀通りの延長約 630mについては、平成 15 年 3 月に事業説明、平成 15 年 5 月に測量に着手、平成 18 年 11 月に道路区域の変更告示を行い、事業に着手した。

〔用地〕

I 期区間は、平成 15 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 96%である。II 期区間は、平成 18 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 68%となっている。今年度も引き続き用地取得を推進する。



⑧ 府中3・4・5号線（新奥多摩街道線）

国立3・4・5号線（国立青梅線）

本路線は、多摩地域における東西ネットワークを形成する主要幹線道路である。

事業区間は、東京八王子線（府中3・2・2の2号線）に接続する府中市西原町三丁目から国立市道・さくら通り（国立市富士見台一丁目）までの延長約360mである。

本区間の整備により、生活道路に進入する通過交通の排除による地域の安全性向上や、災害時の避難路確保及び延焼防止等防災面の向上が期待される。

平成24年7月に事業説明会を行い、平成24年度に現況測量及び用地測量を実施し、平成25年7月3日事業認可を取得し、事業に着手した。

令和元年度より工事に着手し、一部、排水管設置工事を実施した。

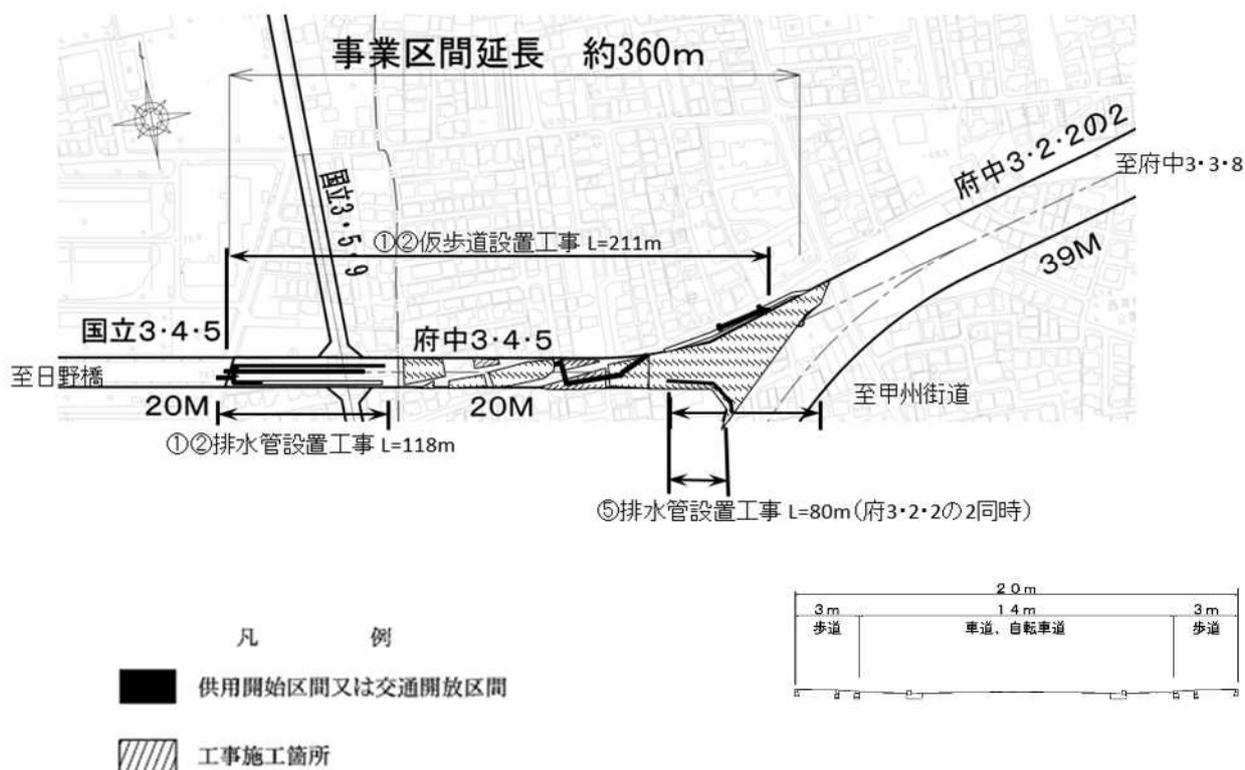
また、歩行者・自転車の安全な通行を確保するため、事業区間内の用地を利用し、歩道の暫定的な整備を行っている。

今年度も引き続き、排水管設置工事を予定している。

〔用地〕

平成25年度から用地取得に着手し、令和5年度末の取得率は92%である。

今年度も引き続き用地取得を推進する。



⑨ 小金井都市計画道路 3・4・3号線（一般都道 134号、連雀通り）

当事業は、JR中央線の南側に位置し、新旧小金井街道を連絡する路線である。

沿道には、小金井警察署・都立小金井工業高校・及び小金井市役所等があり、主要なバス路線でもある交通需要の高い区間である。

小金井街道との交差点部延長 255mは、すいすいプラン 100 の交差点改良事業として整備済である。以西 520mについて、計画幅員 16mで平成 9 年 3 月事業認可を受け拡幅整備事業を行っている。

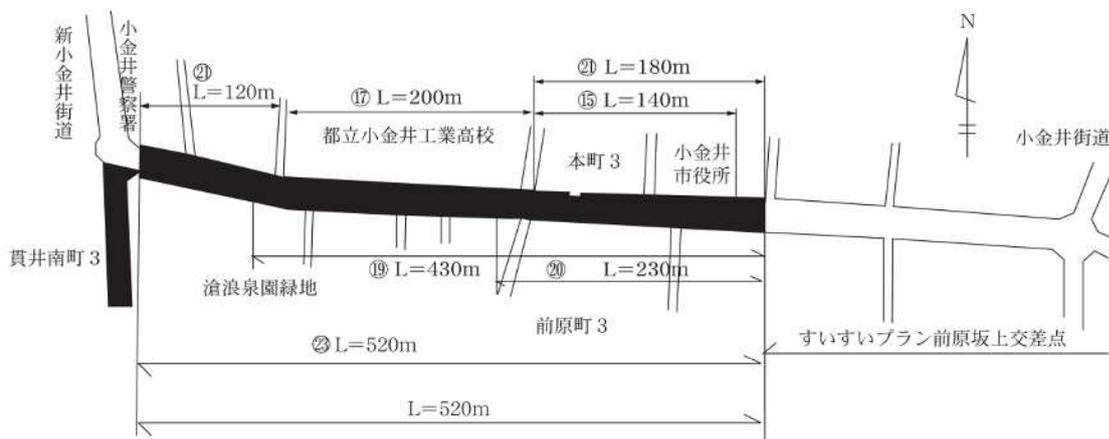
平成 15 年度に工事に着手し、街路築造工事と電線共同溝工事を実施してきた。

平成 22 年度は、事業区間延長 520m で一部箇所を除き歩道舗装工事を実施した。

平成 27 年度に未買収地の一部区間をのぞき、管理部門への引き継ぎが完了した。

〔用地〕

平成 9 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 99%となっている。



計画断面図



凡 例

■ 供用開始区間又は交通開放区間

⑩ 小金井都市計画道路 3・4・11 号線（一般都道 247 号）

当路線のうち、小金井 3・4・1 号線（連雀通り）から JR 中央線東小金井駅西側を越え、小金井 3・1・6 号線（玉川上水、関野橋）延長 2,000m、計画幅員 18m の区間について事業を計画した。

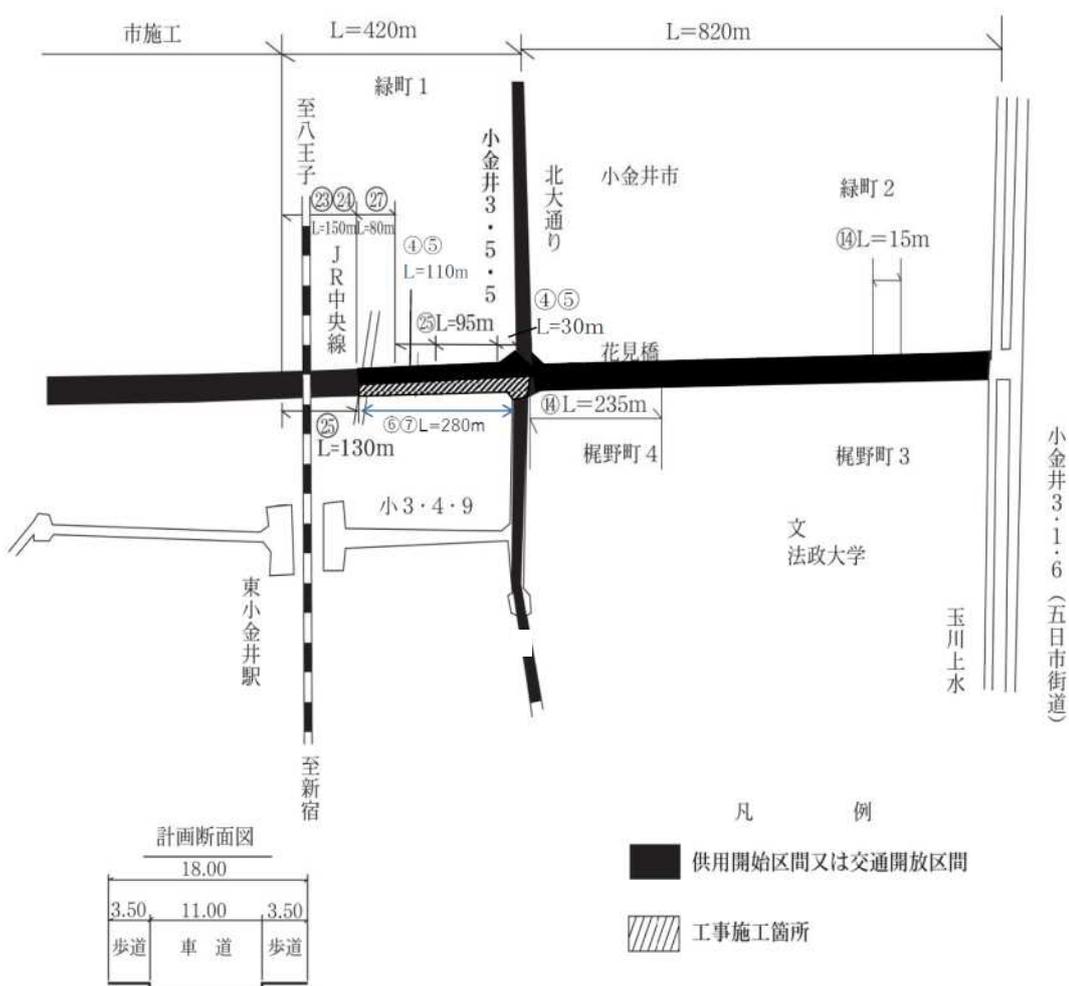
連雀通りから JR 中央線南側の延長 800m については、「道路整備特別交付金制度」に基づき小金井市が平成 2 年に事業に着手し、平成 10 年 2 月供用開始を行っており、残り 1,200m のうち、小金井 3・5・5 号線（小金井市道北大通り）から玉川上水関野橋の区間延長 820m については、昭和 60 年 12 月事業認可を受け事業着手、平成 14 年度は、北大通り側 235m と関野橋側 15m を効果満点道路事業に位置づけ工事を実施し、事業を完了させた。

JR 中央線南側～小金井市道北大通りの区間 420m（市事業区間含む）については、JR 中央線連続立体交差事業の関連工事とし、地元商店街をはじめ小金井市長からも整備促進について要望が出されていることから、平成 16 年 11 月 29 日に事業説明会を行い、現況測量に着手、平成 17 年度に用地測量を実施し、平成 18 年 9 月 27 日に事業認可を取得した。

平成 24 年 4 月 9 日には JR 中央線前後の南行一方通行区間について、2 車線相互通行化した。今年度は、東側 280m 区間について街路築造工事及び電線共同溝設置工事を予定している。

〔用地〕

平成 18 年度から用地取得に着手し、令和 3 年度に用地取得を完了した。



⑪ 小金井都市計画道路3・4・13号線（主15号、小金井街道）

当事業は、JR中央線武蔵小金井駅北口広場から小金井3・5・5号線（小金井市道北大通り）までの区間延長400m、計画幅員16mで平成10年7月事業認可を受け拡幅整備事業を行っている。

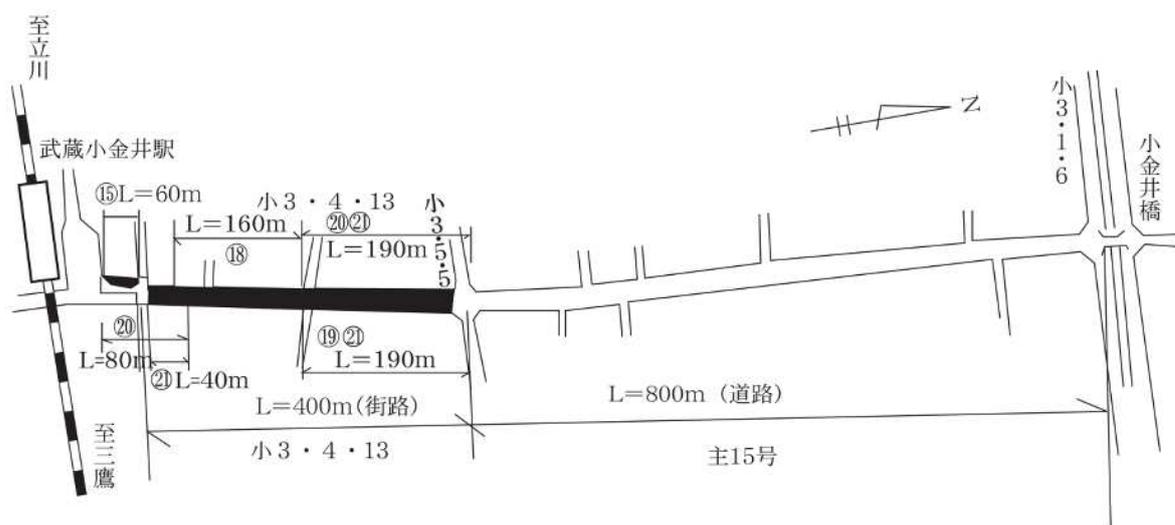
武蔵小金井駅前北側60mは効果満点道路事業に位置づけ、平成15年度に右折ポケットを整備し、平成18年度は、北側・延長160mの街築及び電線共同溝を整備した。

平成19年度～20年度は、北側の延長190mと武蔵小金井駅側の80mで街路築造工事と電線共同溝工事を実施した。

平成21年度は、北側の延長190mと武蔵小金井駅側の40mで歩道舗装工事を実施した。

〔用地〕

平成10年度から用地取得に着手し、令和5年度末の取得率は約97%となっている。



計画断面図



凡 例

■ 供用開始区間又は交通開放区間

⑫ 調布都市計画道路 3・4・11 号線（佐須街道）

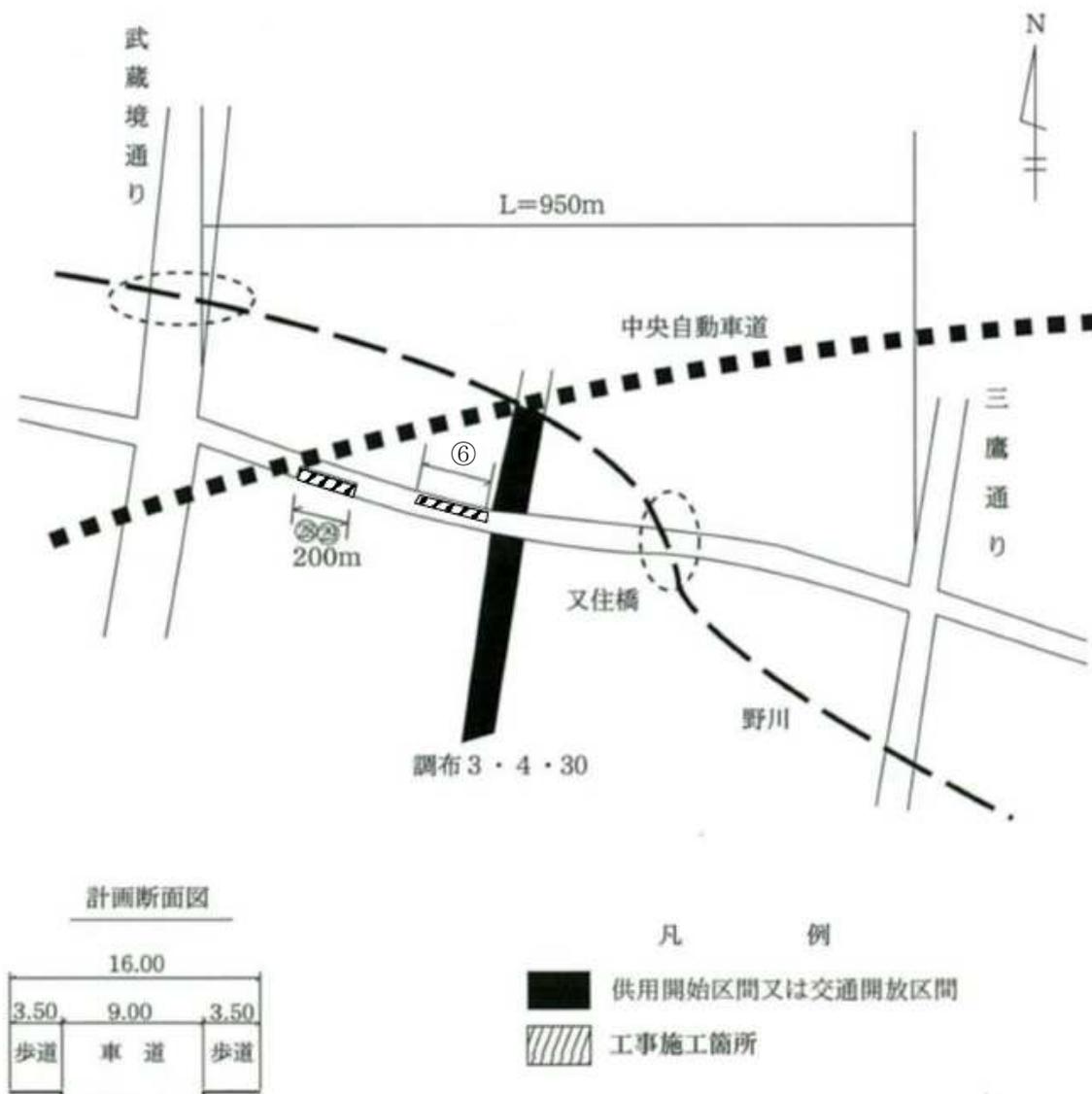
本路線は、調布 3・4・26 号線（三鷹通り）から調布 3・2・6 号線（武蔵境通り）の調布市道（佐須街道）延長 950m を計画幅員 16m に拡幅するもので、調布保谷線の整備により増加する交通量の受け皿となる道路として調布保谷線と一体的に整備するものである。また、「東京都防災都市づくり推進計画」において延焼遮断帯に位置付けられており、避難や救援、救護などの防災活動空間としての機能強化が図れる。

当該区間は、平成 16 年 7 月に事業説明会を行い、現況測量に着手し、引き続き用地測量を平成 17 年度に測量区間を野川に架かる又住橋の以西と以東に分け、用地測量説明会と個別相談会を行い実施し、平成 18 年 11 月 24 日に事業認可を取得した。

平成 28 年度より、中央自動車道付近から東側区間の排水管設置工事を実施している。今年度も引き続き、排水管設置工事を行う予定である。

〔用地〕

平成 18 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 84% となっている。今年度も引き続き用地取得を推進する。



⑬ 調布都市計画道路 3・4・17 号線（一般都道 114 号）

本路線は、多摩水道橋取付部（狛江市元和泉三丁目）から三鷹市境（調布市緑ヶ丘二丁目）の区間延長約 5,070m、計画幅員 16m であり、外かく環状線交差付近延長 680m を残し、事業を行っている。

【Ⅰ期区間】

本区間は、甲州街道（調布市仙川町一丁目）交差点から一般都道 118 号（調布市仙川町三丁目）交差点までの区間延長 530m で、平成 4 年 7 月事業認可を受け、新設整備事業を実施した。

京王線跨線部については、京王電鉄㈱と平成 8 年 10 月基本協定を結び事業に着手し、平成 12 年度に完了（委託事業：おらほ橋）した。

なお、京王線南側の一部、延長 160m の区間については、平成 9 年度に完成し、おらほ橋南側 100m 区間と国道 20 号との接続部 20m は、平成 14 年度工事により完成している。

平成 17 年度に、残る 167 m の区間の街築工事を施行し、平成 19 年度に歩道工事を実施して、事業を完了した。

〔用地〕

平成 5 年度から用地取得に着手し、平成 17 年度末に用地取得を完了した。

【Ⅱ期区間】

本区間は、一般都道 118 号（調布市仙川町三丁目）交差点から調布 3・4・10 号線（調布市若葉町）交差点付近の延長 645m について、平成 9 年 11 月事業認可を受け新設整備事業を行っている。

北側 300m 区間については、平成 14 年度に交通開放し、調布 3・4・10 号線までの南側約 300m 区間については、平成 29 年 5 月 21 日に交通開放した。

〔用地〕

平成 10 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 98% となっている。



【Ⅲ期区間】

本区間は、調布3・4・3号線（多摩水道橋取り付け部、狛江市元和泉三丁目）から調布3・4・4号線（狛江市元和泉二丁目）交差点付近までの延長650mで、昭和37年12月都市計画決定された、和泉多摩川緑地（面積20.3ヘクタール）の中に計画されている。

長期間にわたり地元反対グループとの協議が行われ、地元狛江市の協力を得て、計画幅員16mの幅員構成についても車道7m、歩道各4.5mで妥結、平成8年3月事業説明会を行った。

測量調査については、財団法人東京都新都市建設公社に委託して行い、平成8年度現況測量、平成9年度用地測量を実施した。

平成10年9月用地説明会を行い、平成12年1月事業認可を受けた。

平成19年度から、調布3・4・4号線から南側・延長130mの街築及び擁壁設置の工事に着手した。

平成24年12月1日に、一部区間を暫定整備として、650m全線を交通開放した。

平成31年度は、一部未整備となっていた140m区間の街路築造工事及び電線共同溝工事が完了。令和2年度に、歩道本舗装工事を行い事業が完了した。

【用地】

平成10年度から用地取得に着手し、平成29年度末に用地取得を完了した。



【IV期区間】

本区間は、調布3・4・18号線（狛江市和泉本町三丁目）松原交差点から調布3・4・9号（調布市西つつじヶ丘四丁目）交差点までの延長1,470mで、『多摩地域に於ける道路事業用地の（財）新都市建設公社委託』の事業として平成3年度委託測量調査を行い、平成11年度及び12年度取得済区間の一部について、引継ぎをうけ工事に着手している路線である。

平成16年度までに、野川大橋の架替工事を残し街築工事を完成している。

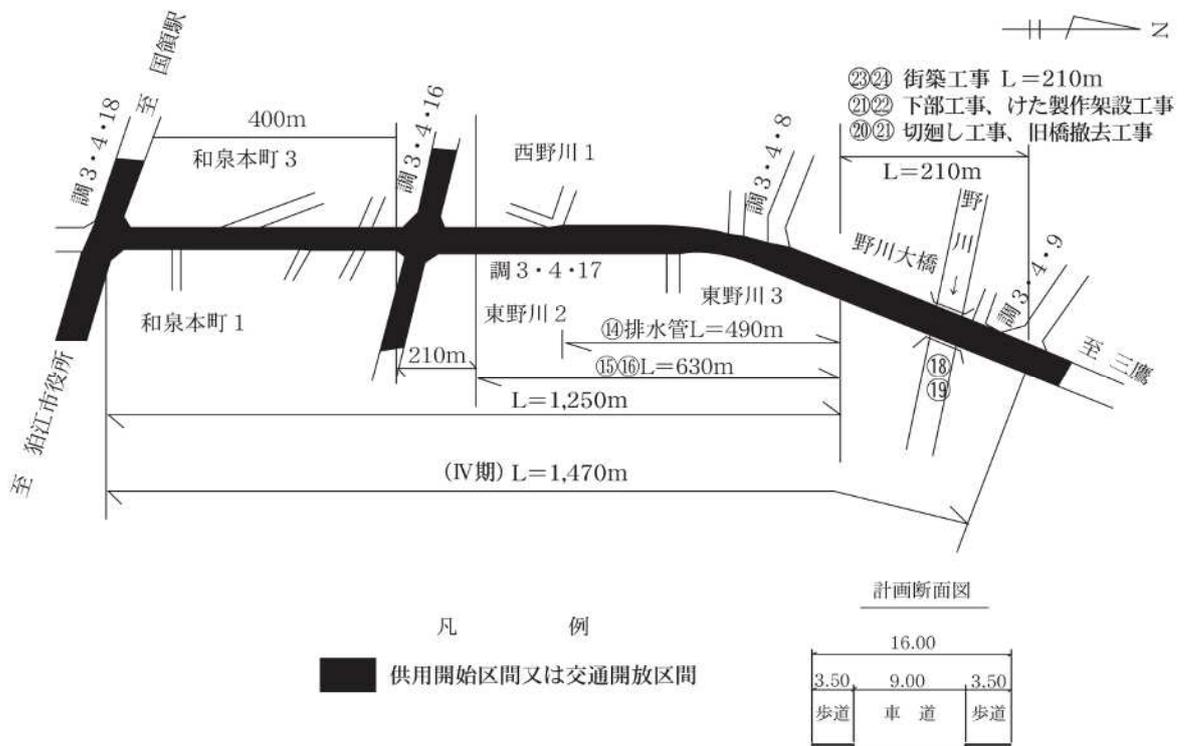
平成19年度は、野川大橋架替工事のうち平成18年度より施工中の上流側下部工事と、けた製作架設及び上部仕上げ工事を実施した。

平成20年度から平成22年度にかけて、下流側下部工事とけた製作架設工事を実施した。

平成24年度に橋梁及び取付区間の街路築造が完成し、事業が完了した。

〔用地〕

平成5年度から用地取得に着手し、平成19年度に用地取得を完了した。

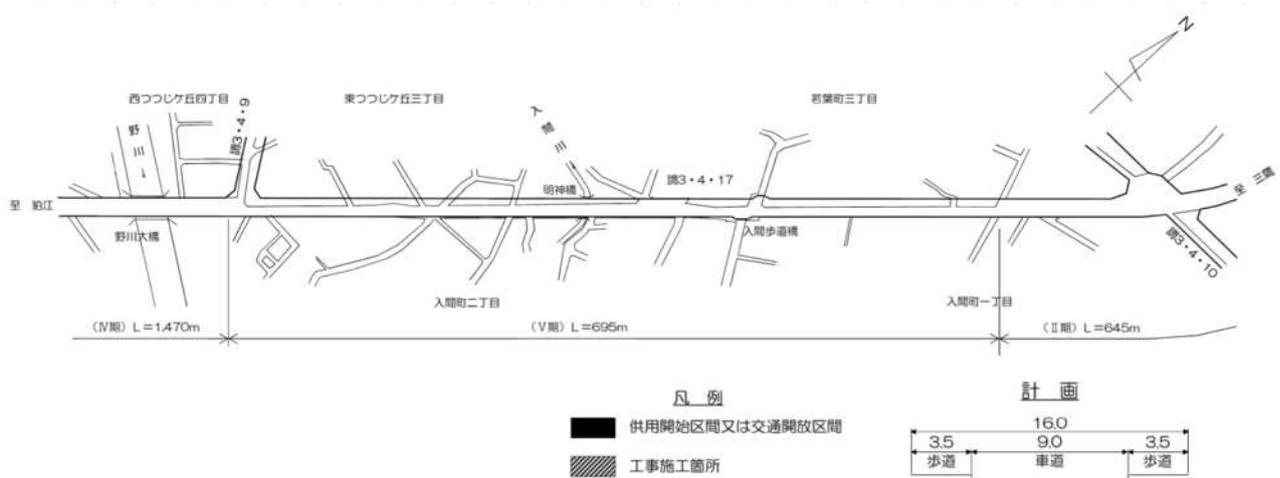


【V期区間】

本区間は、調布3・4・9号線（調布市西つつじヶ丘四丁目）交差点から調布3・4・10号線（調布市入間町一丁目）交差点南側の延長695mについて、令和3年2月に事業概要説明会を行い、令和2～3年度に現況測量、令和3～4年度に用地測量を実施し、令和5年3月1日に事業認可を取得した。

〔用地〕

令和5年度から用地取得に着手した。
今年度も引き続き用地取得を推進する。



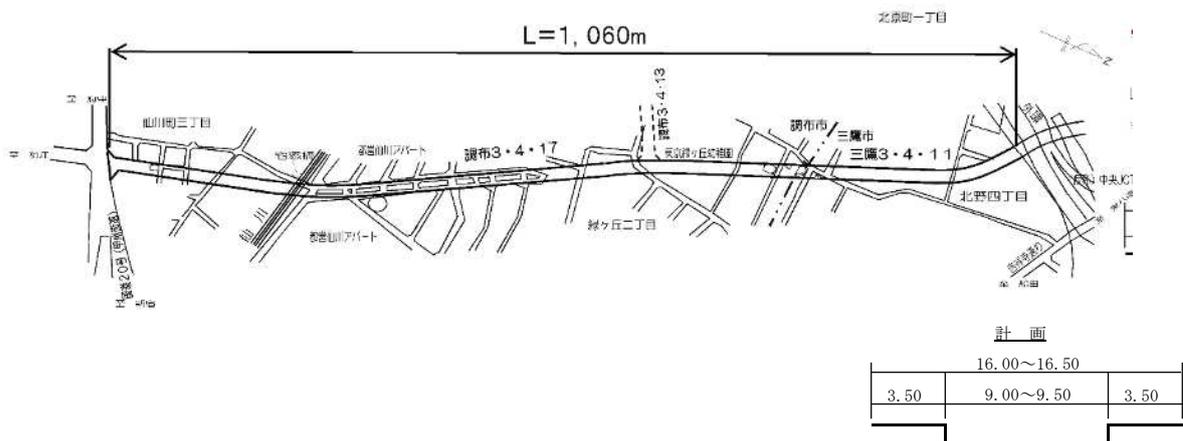
**⑭ 調布都市計画道路3・4・17号線
三鷹都市計画道路3・4・11号線**

本路線は、甲州街道（調布市仙川町三丁目）から東京外かく環状道路（三鷹市北野四丁目）に至る区間延長1,060m、計画幅員16m～16.5mの都市計画道路であり、多摩地域における南北方向の道路ネットワークが強化されるとともに、東京外かく環状道路へのアクセス強化が図られる路線である。

平成25年2月に事業概要及び測量説明会を開催して、平成25・26年度に用地測量を実施し、平成28年2月事業認可を取得した。

〔用地〕

平成28年度から用地取得に着手し、令和5年度末の取得率は約41%である。
今年度も引き続き用地取得を推進する。



⑮ 調布都市計画道路 3・4・18 号線

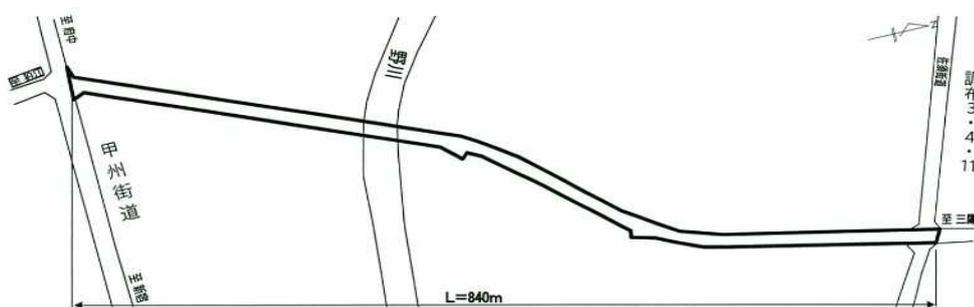
本路線は、甲州街道（調布市八雲台二丁目）から神代植物公園通り（調布市深大寺南町三丁目）に至る区間延長約 1,580m、計画幅員 16m の都市計画道路であり、多摩地域における南北方向の道路ネットワークが強化されるとともに、東京外かく環状道路へのアクセス強化が図られる路線である。

【Ⅰ期区間】

本区間は、甲州街道（調布市八雲台二丁目）から調布 3・4・11 号線（調布市柴崎一丁目）交差点部までの区間延長約 840m で、平成 25 年 10 月に事業概要及び測量説明会を開催して、平成 26・27 年度に用地測量を実施し、平成 28 年 2 月事業認可を取得し、事業に着手した。

〔用地〕

平成 28 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 64% となっている。
今年度も引続き用地取得を推進する。



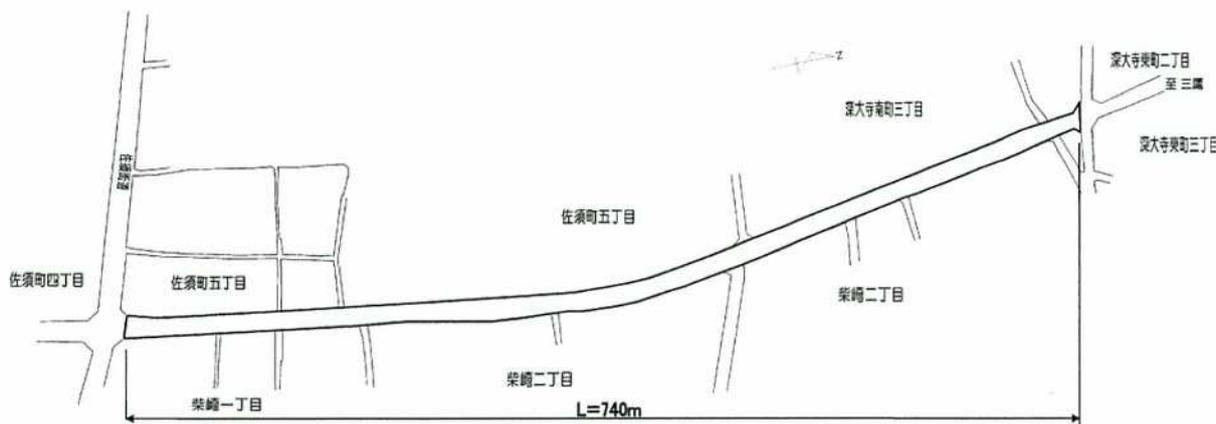
計 画		
16.00		
3.50	9.00	3.50

【Ⅱ期区間】

本区間は、調布 3・4・11 号線（調布市柴崎一丁目）交差点から神代植物公園通り（調布市深大寺南町三丁目）交差点部までの区間延長約 740m で、平成 25 年 10 月に事業概要及び測量説明会を開催して、平成 26・27 年度に用地測量を実施し、平成 28 年 12 月事業認可を取得し、事業に着手した。

〔用地〕

平成 29 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 16% となっている。
今年度も引続き用地取得を推進する。



計 画		
16.00		
3.5	9.00	3.5

⑩ 西東京都市計画道路 3・3・14 号線

本路線は、区部の放射第 7 号線の延伸部であり、多摩北部地域（西東京市、東久留米市、清瀬市）を経て、埼玉県所沢市に至る骨格幹線道路である。

本路線のうち、放射第 7 号線は第四建設事務所において事業中、東久留米市及び清瀬市内は北多摩北部建設事務所において、埼玉県内は埼玉県朝霞県土整備事務所において、それぞれ事業中となっている。

当所では、管内である西東京市内において、西東京 3・2・6 号線（調布保谷線）を中心に東側放射第 7 号線までを I 期、西側埼玉県境までを II 期とし、段階的に整備を進めている。

【I 期区間】

I 期区間は、練馬区境から調布保谷線までの延長約 570m、計画幅員 25m であり、本路線の整備については、周辺地域の開発状況を勘案し、当面片側 1 車線＋停車帯として整備することとした。

平成 11 年 11 月事業説明会を行い現況測量に着手し、平成 12 年度用地測量を実施して、平成 15 年 1 月 10 日事業認可を取得した。

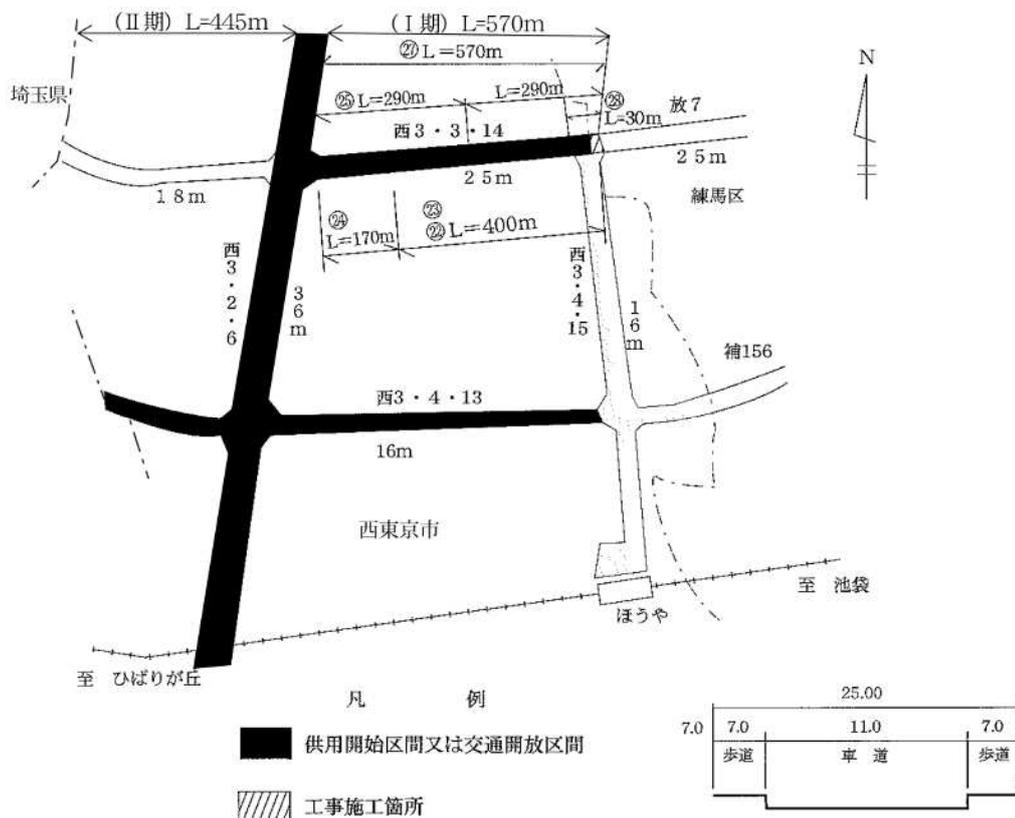
平成 22 年度に、練馬区境から約 400 m 区間の排水管設置工事を実施し、23 年度は同区間の電線共同溝工事を実施した。平成 24 年度は、残る西側 170 m 区間の排水管及び電線共同溝工事を実施した。

平成 25 年度は、西側 290m 区間の街築工事を実施し、平成 27 年度に残る街築工事及び車道舗装工事を完了し、交通開放を行った。平成 29 年度に東側交差点部の暫定整備を実施し、事業を完了した。

なお、区境の東側交差点については、接続する放射第 7 号線の工事で整備する。

〔用地〕

平成 14 年度から用地取得に着手し、平成 24 年度に用地取得を完了した。



【Ⅱ期区間】

本区間は、調布保谷線から埼玉県境に至る延長約 445m、幅員 18mであり、接続する埼玉県施行の新座 3・4・10 号線と整合を図り、一体的に事業を推進する。

平成 28 年 6 月に事業説明会を行い現況測量に着手し、平成 29 年度に用地測量を実施し、平成 30 年 3 月 22 日に事業認可を取得し、事業に着手した。

【用地】

平成 30 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 26%となっている。今年度も引き続き用地取得を推進する。

⑰ 西東京 3・4・9 号線（保谷東村山線）

本路線は、西東京 3・4・16 号線（西東京市中町四丁目）から、調布保谷線と交差し、東久留米市境（西東京市西原町四丁目）に至る延長約 3.4km の都市計画道路であり、北多摩北部建設事務所管内に入り、東村山 3・4・11 号線として埼玉県境まで続く地域幹線道路である。

本路線の整備により、調布保谷線と接続する新たなネットワークが形成され、所沢街道の交通の円滑化や北原交差点の渋滞緩和が図られるとともに、広域避難場所（東大生態調和農学機構（旧農場）・田無演習林等）へのアクセス性等、地域の防災性が向上する。

【Ⅰ期区間】

本区間は、西東京 3・4・20 号線（西東京市北原町二丁目）から東久留米市境までの延長 1,380m である。

平成 21 年 2 月に事業概要説明会を行い、平成 20 年度に現況測量、平成 21 年度に用地測量を実施し、平成 23 年 9 月 28 日に事業認可を受けた。

平成 27 年度から排水施設工事を実施している。

令和 3 年度には、西東京 3・4・20 号線から所沢街道までの 700m 区間及び東久留米市境から東側 300m 区間について、街路築造工事及び電線共同溝設置工事を施工し暫定開放した。

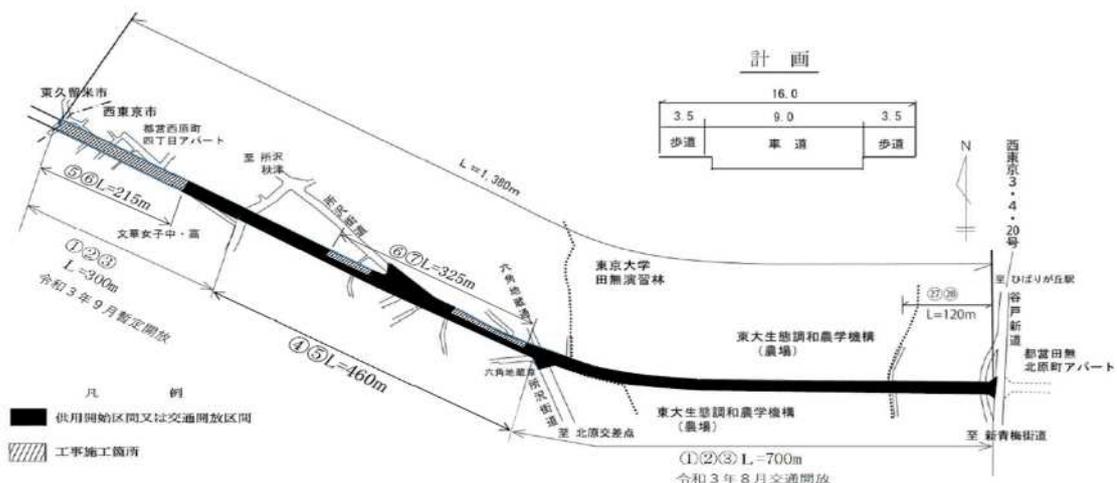
令和 5 年度、所沢街道から市道（西原自然公園通り）までの 380m 区間について、街路築造工事及び電線共同溝設置工事を施工し暫定開放した。

今年度は、東久留米市境から東側 215m 区間の暫定形解消の工事等を施工予定である。

【用地】

平成 23 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 98% である。

今年度も引き続き用地取得を推進する。



【Ⅱ期区間】

本路線は、西東京3・2・6号線（西東京市中町六丁目）から西東京3・4・20号線（西東京市北原二丁目）までの延長1,210mである。

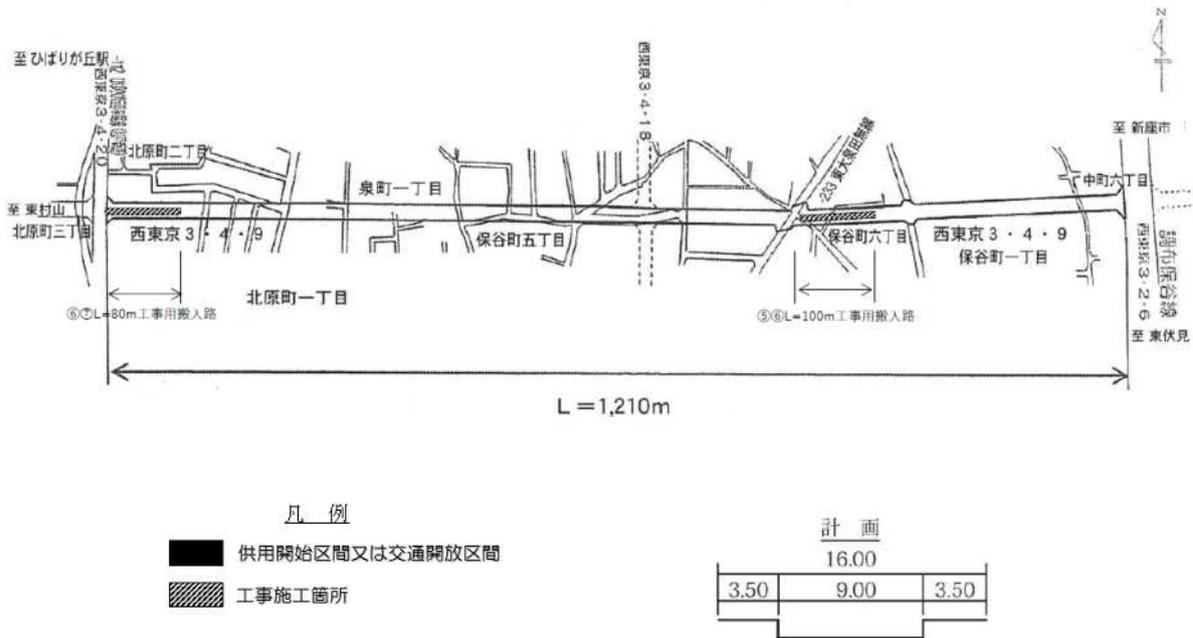
平成24年10月に事業概要説明会を行い、平成24年度に現況測量、平成25年度に用地測量を実施し、平成27年1月26日に事業認可を取得した。

今年度は、工事用搬入路の工事を予定している。

〔用地〕

平成27年度から用地取得に着手し、令和5年度末の取得率は約66%である。

今年度も引き続き用地取得を推進する。



⑱ 西東京都市計画道路 3・4・12 号線（一般都道 233 号）

西東京都市計画道路 3・4・16 号線（一般都道 233 号）

当事業は、西武鉄道保谷駅南口を東西に走り、多摩北東部と区部北西部を結ぶ主要道路である一般都道 233 号のバイパス整備を目的としている。

現道幅員が 6.8m と狭く、歩道もない状態であるが、駅前を通るため、多くの自転車・歩行者と一日 1 万台を超える自動車が集まることから沿道市民の生活並びに通行者の安全が著しく脅かされている。

平成 7 年度地元市長より整備促進の要望が出され、市民生活の安全及び交通渋滞解消の観点から、当該路線の整備を行うこととした。

平成 8 年度地元で事業説明会を行い、測量に着手、平成 10 年 7 月事業認可を受けた。

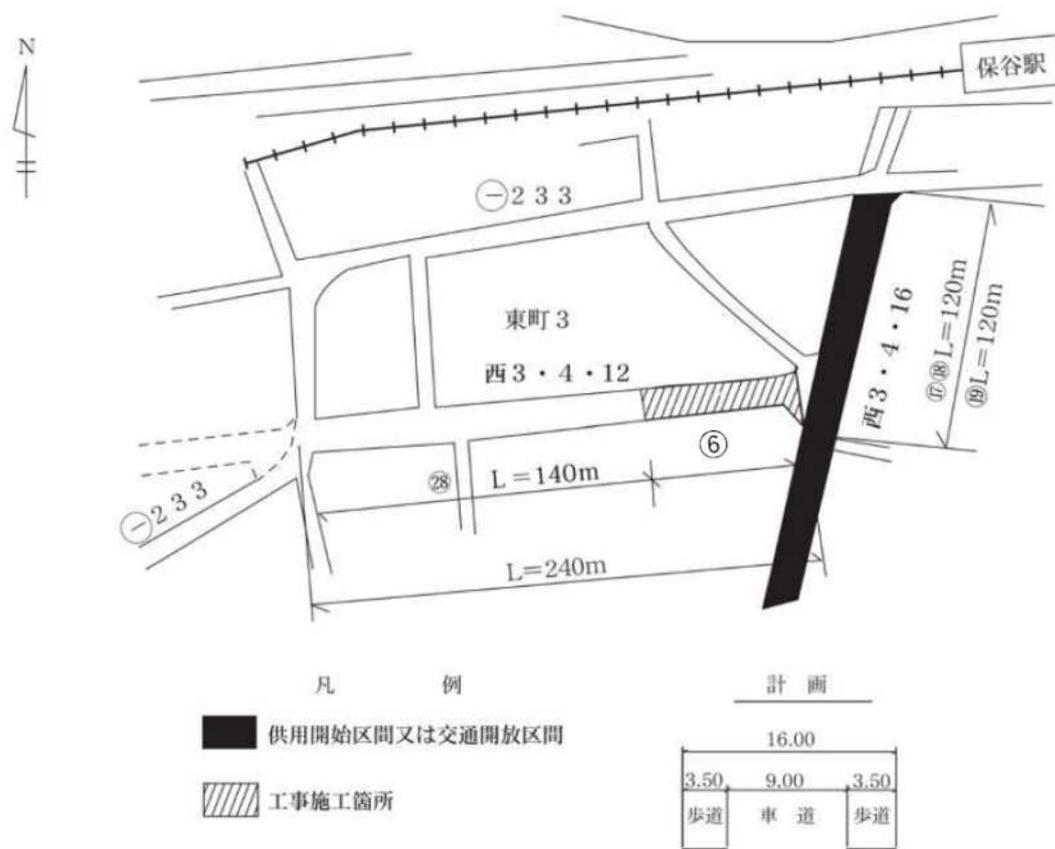
西東京 3・4・16 号線は、平成 17 年度、18 年度で街築及び電線共同溝の工事を、平成 19 年度に歩道舗装工事を実施し、完成した。

今年度は、用地取得状況により西東京 3・4・12 号線の排水施設設置工事を予定している。

〔用地〕

平成 14 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 69% となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。



⑱ 三鷹都市計画道路 3・4・3号線
 三鷹都市計画道路 3・4・11号線
 三鷹都市計画道路 3・4・12号線

本路線は、三環状道路整備推進部より平成 27 年度末に引継ぎを行い、平成 28 年度から三環状道路整備推進部と相互に協力して事業を進めている路線である。

事務分担は大きく分けて、用地取得を三環状道路整備推進部で担当し、工事を北多摩南部建設事務所で担当する。

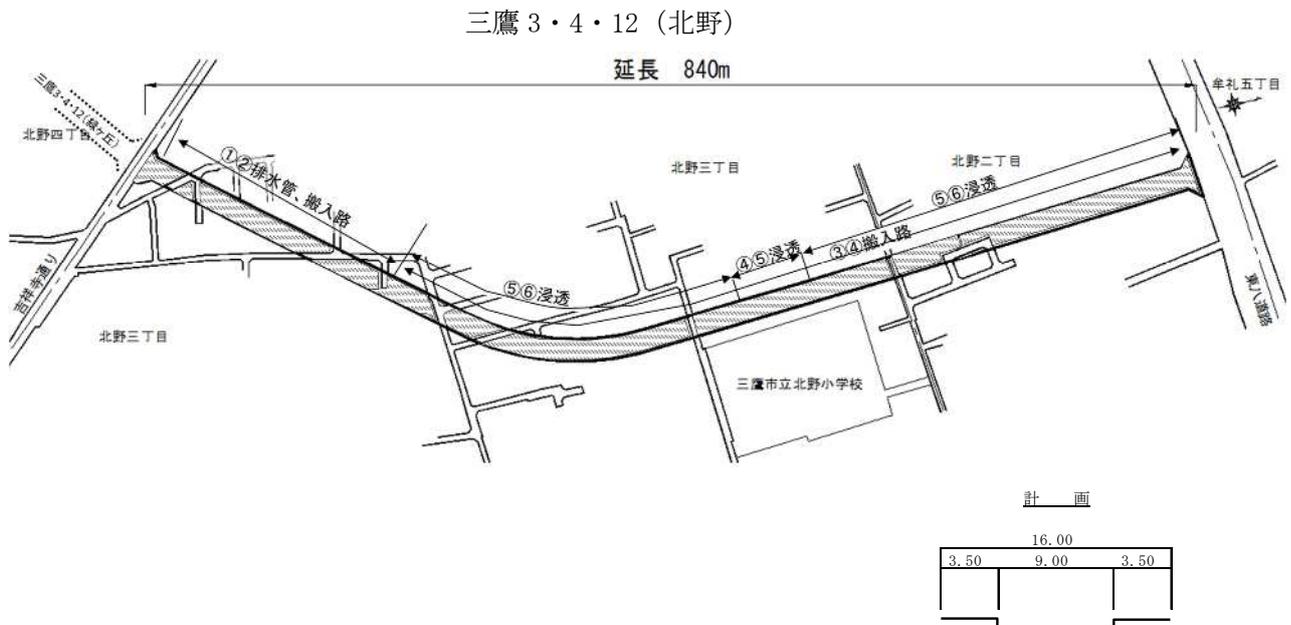
外環本線の整備に合わせて整備していく路線としており、三鷹 3・4・12（北野）三鷹市北野三丁目～同市北野二丁目区間（L=840m、W=16m）は、平成 23 年 8 月 25 日事業概要及び測量説明会、平成 24 年 6 月 15 日事業認可取得、平成 24 年 10 月 25 日用地補償説明会を行い、三鷹 3・4・3（北野三丁目）三鷹市北野三丁目（L=140m、W=16m）・三鷹 3・4・11（北野三丁目）三鷹市北野三丁目から同市北野四丁目区間区間（L=150m、W=16.5m）及び三鷹 3・4・12（緑ヶ丘）三鷹市北野三丁目から北野四丁目区間（L=240m、W=16m）は、平成 24 年 7 月 24 日事業概要及び測量説明会、平成 25 年 9 月 26 日事業認可取得、平成 25 年 11 月 19 日用地補償説明会を行い、事業を進めている。

平成 28 年度に、三鷹 3・4・12（緑ヶ丘）地区の埋蔵文化財調査のため一部試験掘を実施し、令和 2 年度に埋蔵文化財調査を実施した。

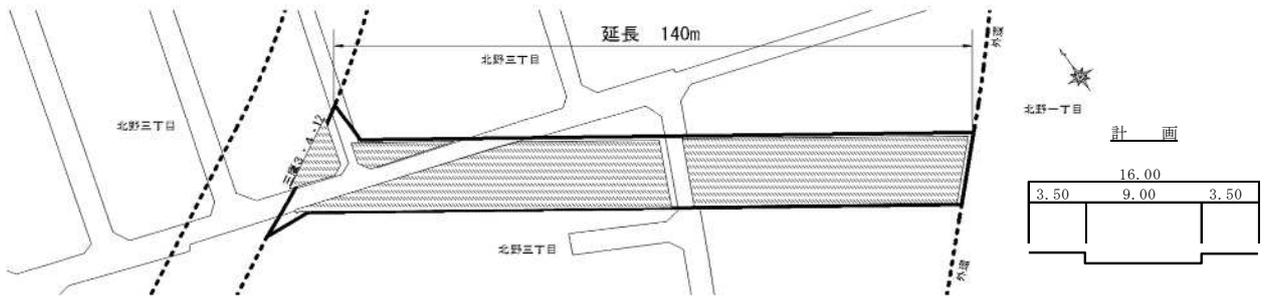
工事については、三鷹 3・4・12（北野）において、令和元年度より工事に着手し、令和 3 年度から令和 4 年度は搬入路工事、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて一部区間の浸透施設設置工事を実施した。今年度は引き続き浸透施設設置工事を予定している。

〔用地〕

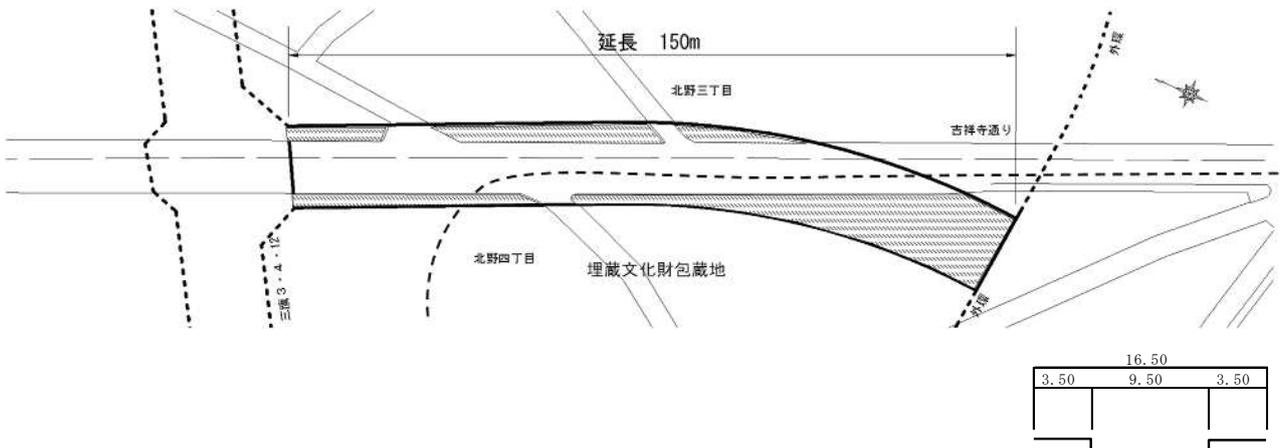
平成 24 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度に用地取得を完了した。



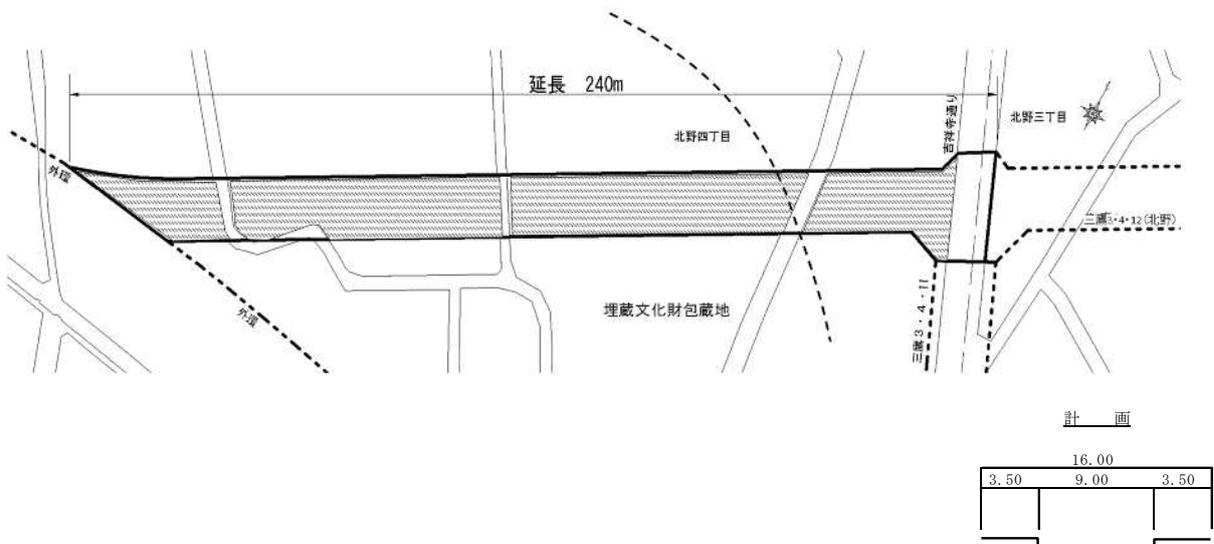
三鷹 3・4・3 (北野三)



三鷹 3・4・11 (北野三)



三鷹 3・4・12 (緑ヶ丘)



⑩ 三鷹都市計画道路3・4・7号線（恋ヶ窪新田三鷹線）

本路線は、三鷹市下連雀五丁目地内から同市下連雀七丁目地内までの延長 780m、現況幅員 8mを計画幅員 16mに拡幅し、さらに電線共同溝を整備し無電柱化を実施するものである。

平成 23 年 12 月に事業認可を受け街路事業に着手した。

平成 30 年度から平成 31 年度にかけて電線共同溝設置工事と排水管設置工事を実施し、令和 4 年度は狐久保交差点付近の街築工事を実施した。

今年度は、排水管設置工事等を予定している。

〔用地〕

平成 23 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 89%となっている。

今年度も引続き用地取得を推進する。



⑪ 西東京都市計画道路3・4・13号線

本路線は、主 36 保谷志木線（西東京市栄町二丁目）から都県境（西東京市ひばりヶ丘北二丁目）までの延長 190mである。

平成 29 年 3 月に事業概要説明会を行い、平成 29 年度に現況測量、平成 30 年度に用地測量を実施し、令和元年 12 月 20 日に事業認可を取得した。

〔用地〕

令和 2 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 21%となっている。今年度も引続き用地取得を推進する。



⑫ 調布都市計画道路3・4・2号線（水道道路線）

本路線は、世田谷区境（狛江市岩戸南四丁目）から世田谷通り（狛江市東和泉三丁目）までの延長約1,610mについて、現道幅員8mを計画幅員16mに拡幅するものである。

本路線の整備により、道路ネットワークが強化され、交通の円滑化が図られるとともに、歩行者自転車の安全性、快適性が向上するほか、電線類の地中化や植栽の整備を行うことにより、安全で快適な歩行者空間を創出し地域の利便性の向上が図られる。

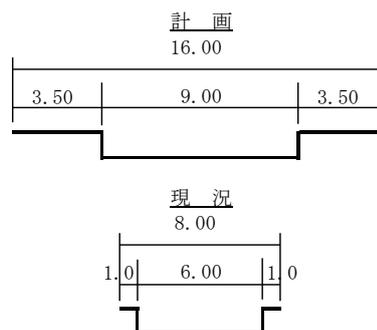
現道は水道局用地となっており、建設局と水道局の協定「兼用工作物（水道道路）の管理協定書」により、水道管防護のため4tの積載制限がかかっている。現在は、水道管の耐震補強が完了しているが、周辺の道路ネットワークが形成されるまでは、大型車の通り抜けができないため、大型車の進入抑制措置を図る必要がある。

平成31年3月に事業概要及び測量説明会を行い、現況測量及び用地測量を実施した。

令和3年2月9日事業認可を取得し、事業に着手した。

〔用地〕

令和3年度から用地取得に着手し、令和5年度末の取得率は約15%となっている。今年度も引き続き用地取得を推進する。



⑳ 調布都市計画道路 3・4・10 号線（東京競馬場線）

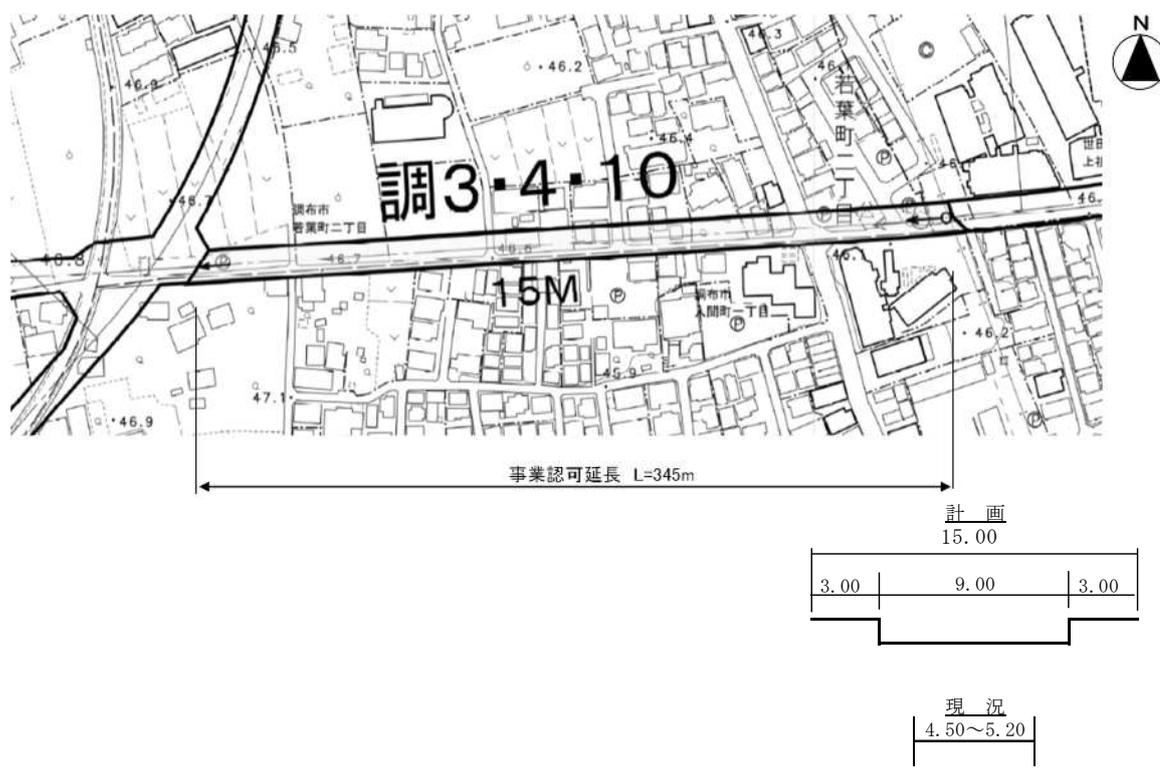
本路線は、調布市若葉町二丁目から世田谷区境までの延長約 345m について、現道幅員 4.5 から 5.2m を計画幅員 15m に拡幅するものである。

本路線の整備により、調布市と世田谷区間の相互のアクセスが向上するとともに、並行する狭あいな都道 118 号線などの交通が分散することなどにより安全性、利便性、速達性及び防災性の向上が図られる。

令和 3 年 12 月に事業概要及び測量説明会（書面開催）を行い、令和 3～4 年度に現況測量、令和 4～5 年度に用地測量を実施し、令和 6 年 1 月 25 日に事業認可を取得し事業に着手した。

〔用地〕

今年度から用地取得に着手する。



(4) 橋梁整備事業

都知事管理の橋梁が老朽化し、耐久力や耐震力が不足したものを架替たり、前後道路を交通需要の増加に伴い拡幅整備する場合、その計画に合わせた幅員の橋梁に架替を行う事業である。

当所の管内には、国土交通省管理の一級河川多摩川があり、対岸南側は川崎市及び南多摩東部建設事務所並びに南多摩西部建設事務所が管理する道路が接続している。

【多摩川中流部橋梁】

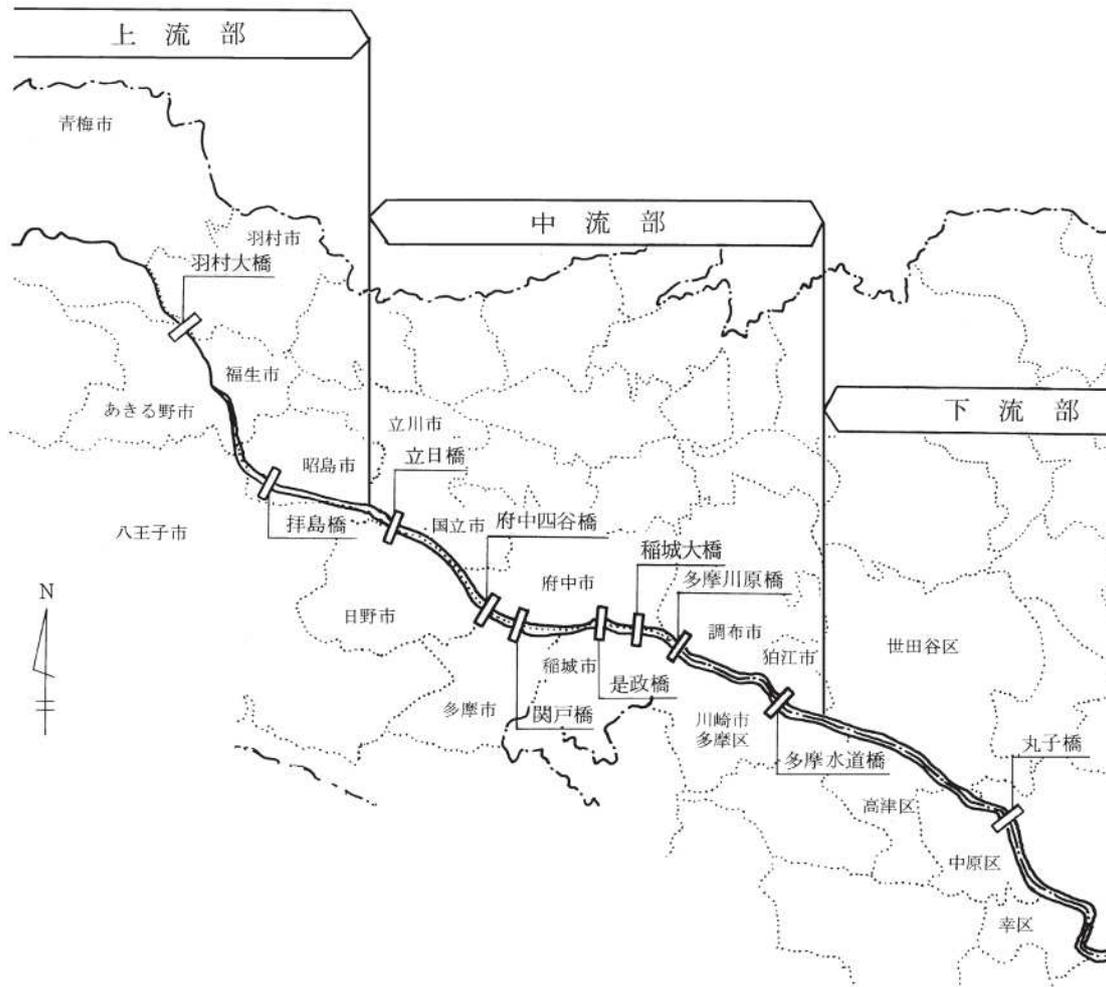
昭和 55 年当時、立川市・日野市地区から調布・狛江市の区間の延長約 18 km の多摩川中流部区間は、市街化が進んでいるにもかかわらず、橋梁の平均架橋間隔が 4.3 km と広く交通需要に十分対応出来る状態ではなかった。

多摩地域の重点施策として急がれている南北幹線道路の整備も、関連する橋梁整備を一体的に行わないとその効果をあげることはならない。そこで、立日橋から多摩水道橋までの区間を「多摩川中流部」と位置づけ既存橋梁 4 橋の拡幅架替と 3 橋の新設を内容とした「多摩川中流部橋梁架橋計画」を策定した。

形式選定を昭和 62～63 年度で行い、昭和 63～平成 2 年度で橋梁の意匠検討を行い事業に着手した。

橋梁群 7 橋のうち、当所の担当は、下流から多摩水道橋・是政橋・関戸橋及び府中四谷橋の 4 橋であり、平成 10 年 12 月に府中四谷橋、平成 13 年 3 月に多摩水道橋、平成 24 年 6 月に是政橋を交通開放し、現在は関戸橋の架け替え事業を進めている。

その他の 3 橋は南多摩西部建設事務所、南多摩東部建設事務所及び東京都道路公社（現：公益財団法人東京都道路整備保全公社）が担当した。



① 是政橋（主要地方道川崎府中線、第9号）

旧橋は、昭和32年竣工で、橋長396.3m、幅員8.0m（車道6.5m、歩道1.5m）で形式はゲルバー鋼床版桁である。

新橋は、橋長401.0m、計画幅員は車道7.5mから9.5m（左岸交差道路との右折レーン）歩道は5.0m、形式は3径間連続鋼斜張橋；主桁2箱桁、主塔H型八角形断面で上り下り線を分離した構造である。

I期橋（上流側）は、平成5年下部工事に着手、平成10年5月に完成した。

旧橋の撤去及び橋脚耐震補強工事は平成16年度に完了した。

II期橋（下流側）は、構造形式を2径間連続鋼斜張橋＋2径間連続鋼桁橋に変更し、コスト削減を図り平成17年度から下部工事に着手し、平成21年度末に完成した。

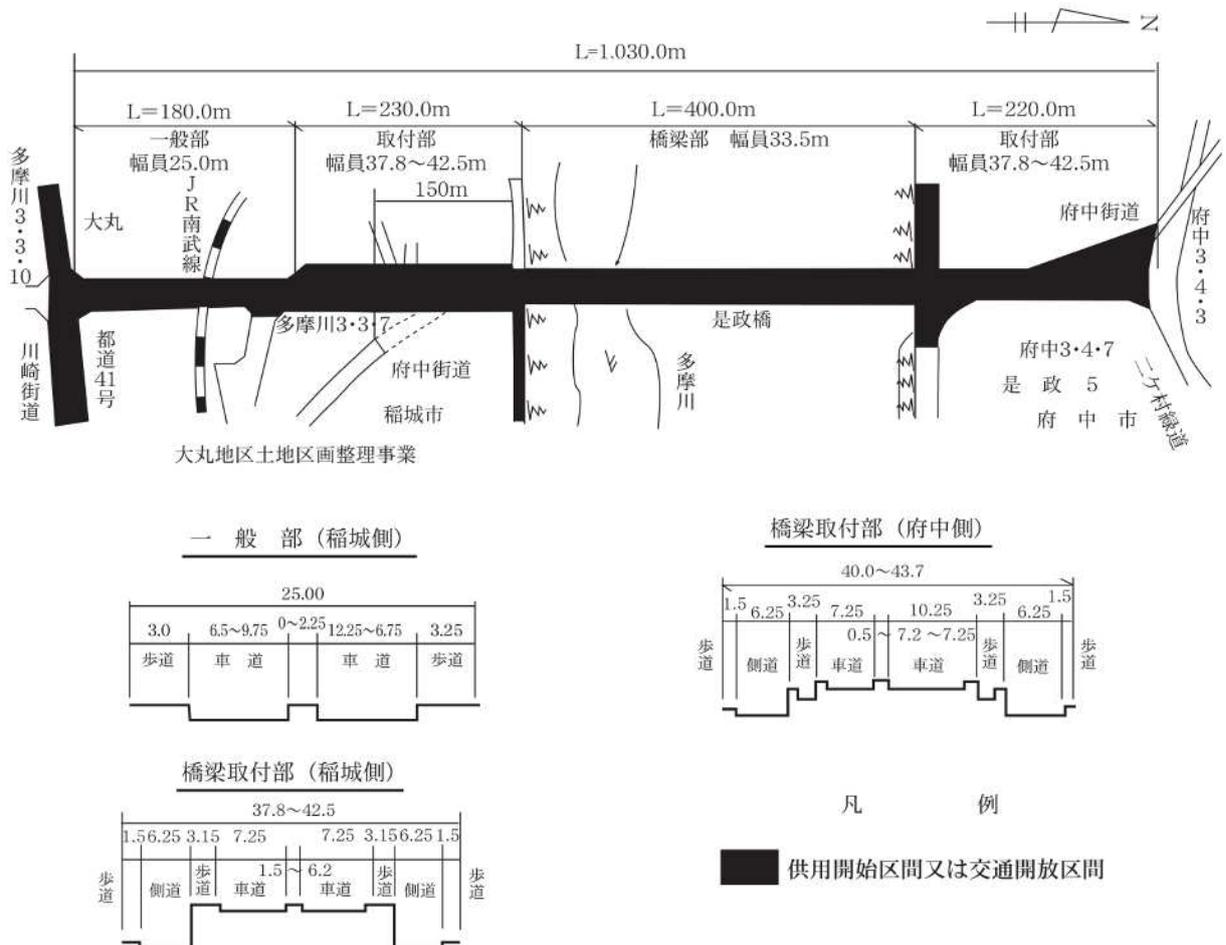
平成22年度に、府中市側の取付道路と稲城市側の取付道路及び高架橋架設工事を実施し、平成23年3月9日にI期橋からII期橋に交通を切り替えた。

平成23年4月26日には、南東建と共同して、是政橋と川崎街道を結ぶ多摩3・3・7号線を暫定2車線で交通開放して、府中街道の交通を切り替えた。

平成23年度から、供用開始から13年経過したI期橋のリニューアル工事（橋面舗装工事、塗装工事）と、残る取付道路及び高架橋架設工事を実施し、平成24年6月28日に4車線で交通開放した。

平成24年度は、稲城市側取付部において、側道部の電線共同溝工事を実施し、下流側側道及び高架橋下通路を交通開放した。

また、平成3年より環境影響評価条例に基づく手続きを進めており、平成29年度には工事完了届、平成30年度には事後調査報告書（工事の完了後その1）を提出した。



② 関戸橋（主要地方道府中町田線、第18号）

関戸橋は、上下線で分離された、多摩川に架かる橋梁である。

下流橋は、昭和12年に架設され、橋長375.8m、幅員8.0m（車道8.0m・2車線）の13径間ゲルバーRC T桁である。

上流橋は、昭和46年に架設され、橋長375.8m、幅員12.5m（車道9.5m・3車線、歩道3.0m）の鋼単純合成鈹桁、鋼単純合成箱桁、鋼2径間連続非合成箱桁（2連）、鋼単純合成箱桁である。

下流橋は、架設より80年以上を経年し、また、歩道がないことから、上流側に仮橋を設置して現状の交通機能を確保しながら、下流橋を撤去して、架替・拡幅を行う。

新橋（下流橋）は、橋長380.0m、幅員15.0m（車道10.5m・3車線、歩道4.5m）の鋼7径間連続合成細幅箱桁橋である。

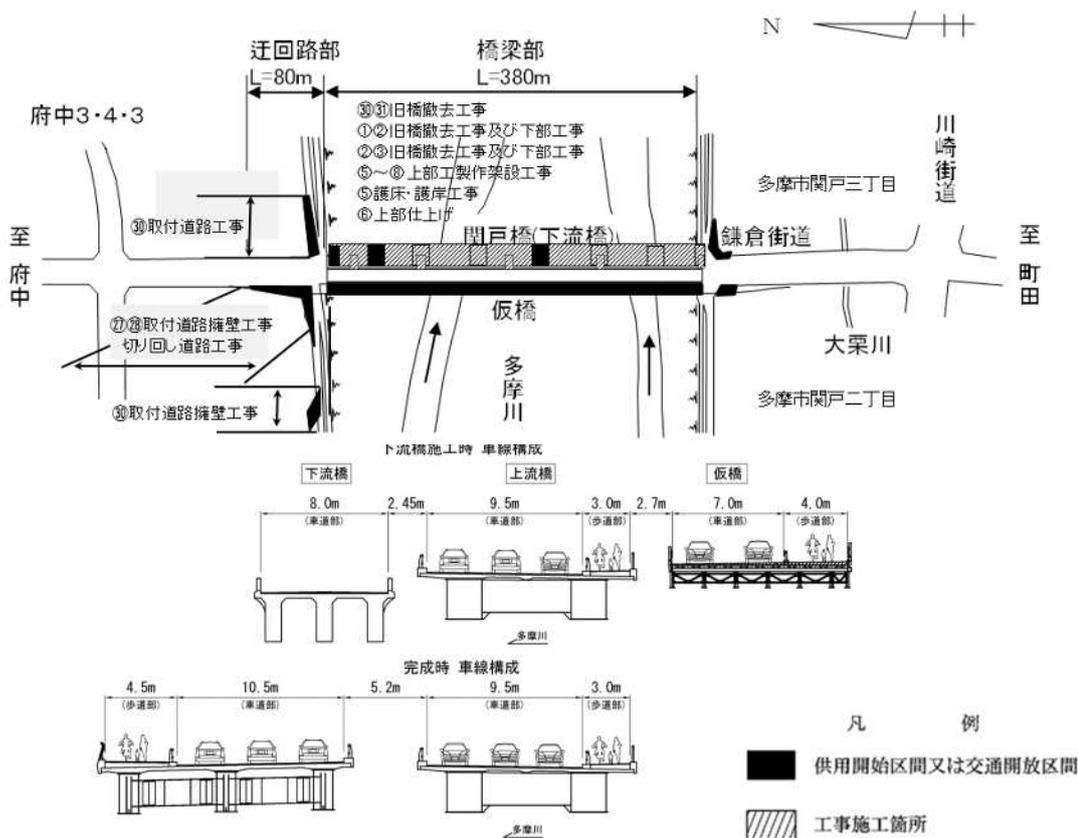
また、新橋（下流橋）の完成後には、交通を切り替え、上流橋において、補修及び左岸側2径間の架替えを行う。

本事業は、右岸の多摩市を所管する南多摩東部建設事務所との共同事業であり、平成25年度に事業に着手、平成27年11月に河川占用許可を受けて工事に着手しており、これまで下記の通り工事を実施している。

当事務所では、令和5年度より新橋（下流橋）の上部工製作・架設工事に着手し、今年度より上部仕上げ工事に着手する予定である。

〔工事経過〕

- | | | | |
|--------------|-------|-------------------|--------------------|
| ・平成27～30年度 | [仮橋] | 仮橋設置工事
取付道路工事等 | (南東建)
(北南建、南東建) |
| ・平成30～令和3年度 | [下流橋] | 旧橋撤去工事・新橋下部工事 | (北南建) |
| ・令和3～5年度 | [下流橋] | 旧橋撤去工事・新橋下部工事 | (南東建) |
| ・令和5～8年度(予定) | [下流橋] | 新橋上部工製作・架設工事 | (北南建) |
| ・令和6～8年度(予定) | [下流橋] | 新橋上部仕上げ工事 | (北南建) |



(5) 交通安全施設事業

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づいて実施する事業で、道路管理者が実施するものと都道府県公安委員会が実施するものがある。

道路管理者が行う交通安全施設事業には、歩道設置、交差点改良、車両停車帯設置等の道路の改築に関する事業（旧一種事業）と、街路灯、防護柵、道路標識等の道路の付属物や区画線設置等に関する事業（旧二種事業）とに分けられている。

当所においては、道路の改築に関する事業を工事第二課が、その外の事業を補修課が担当して行っている。

《歩道整備》

① 一般都道ひばりヶ丘停車場（第112号）線

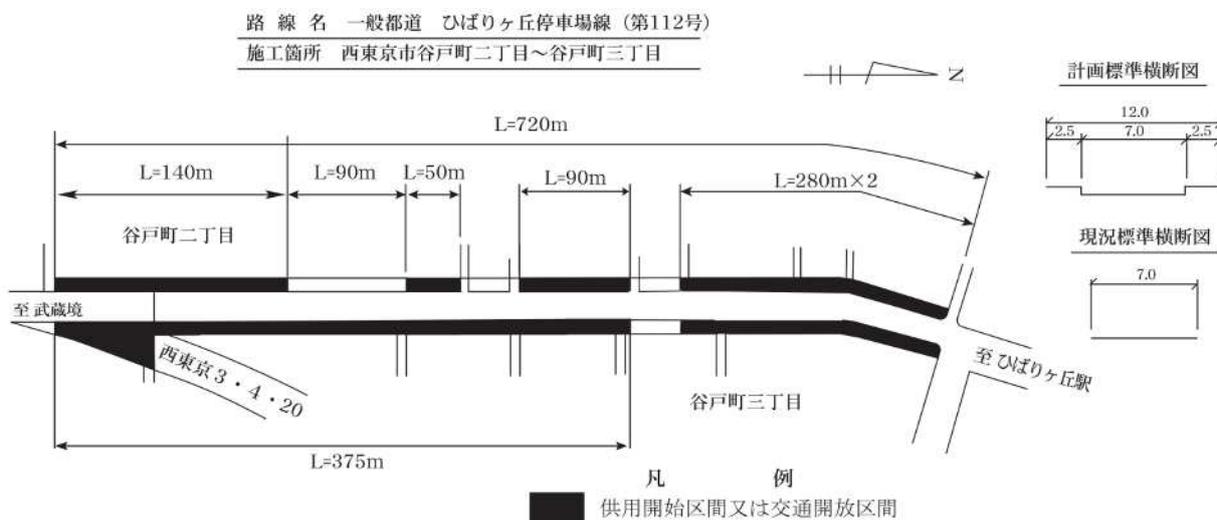
本事業は、街路事業（西東京3・4・20号線）で整備された区間の北側において、都市計画線から外れた都道112号線について、西東京3・4・11号線（西東京市谷戸町三丁目）交差点までの区間延長720mを幅員12m（歩道2.5m×2、車道7.0m）に拡幅整備し、歩行者の安全を確保するとともに電線共同溝を整備するもので、昭和61年度から事業に着手している。

平成27年度までに、延長1,215m（片側）の歩道整備と延長830mの電線共同溝の整備が完了した。

〔用地〕

昭和61年度から用地取得に着手し、令和5年度末の取得率は約94%となっている。

今年度も引続き用地取得を推進する。



② 一般都道府中調布（第229号）線 府中市若松町1～若松町2

本事業は、旧甲州街道のうち、現道幅員内に歩道設置を行うことが困難な区間であり、未整備の区間である。

府中市若松町一丁目（京王線東府中駅前）から府中3・4・7号線（府中市若松町二丁目）交差点までの区間、延長約240m、計画幅員11m（車道7m、歩道2m×2）について事業実施することとした。平成15年度に府中3・4・7号線から西側の約70mについて工事が完了した。

〔用地〕

平成6年度から用地取得に着手し、令和5年度末の取得率は約47%となっている。
今年度も引続き用地取得を推進する。

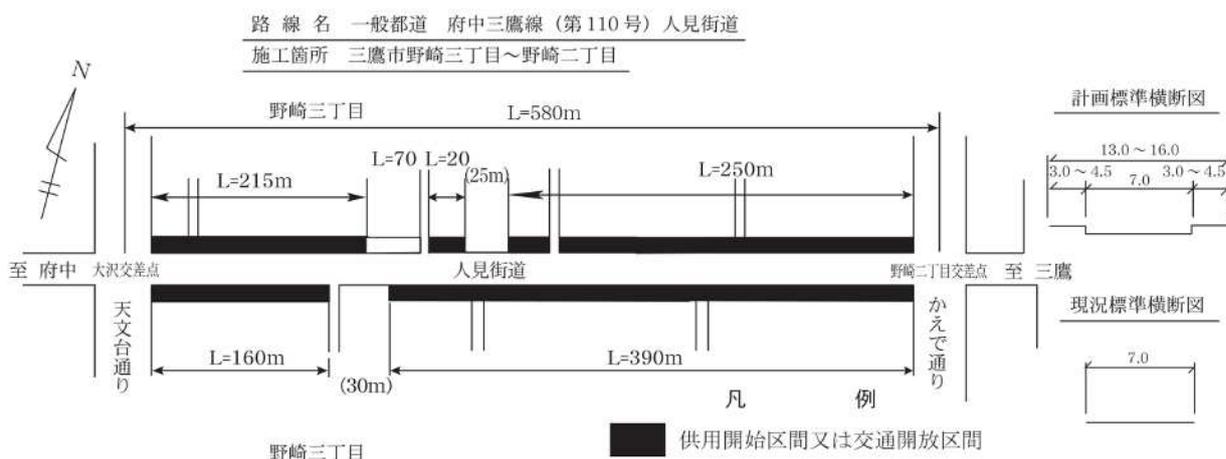
③ 一般都道府中三鷹（第110号）線 【人見街道】

本路線は、古くからの街道であり、沿道に未だ櫨の大木が残されている。現道は歩道がなく7～8mの幅員で、歩行者の安全確保のため平成3年10月25日付けで地元から知事あてに歩道整備の要望が出された。

三鷹3・4・20号線（天文台通り）大沢交差点から三鷹3・4・18号線（かえで通り）との交差点までの580mについて、樹木を残しながらの計画幅員について検討し、再三にわたる地元住民との協議を重ねた結果、基本的な幅員構成について、車道は7m、歩道は、櫨のない部分は3m、櫨を残す部分は4.5mとすることで合意が得られた。平成9年2月19日事業説明会を行い、現況・用地測量を平成10年度に行い、平成12年度から用地取得に着手した。また、平成15年度から工事に着手し、平成29年度までに1,035m（片側）の歩道整備が完了した。

〔用地〕

平成12年度から用地取得に着手し、令和5年度末の取得率は約94%となっている。



④ 一般都道武蔵野狛江（第 114 号）線 【吉祥寺通り】三鷹市下連雀五丁目～六丁目

本事業は、三鷹 3・4・14 号線（吉祥寺通り）のうち「交差点すいすいプラン」により拡幅整備された狐久保交差点と下連雀八丁目交差点との間に位置する延長 220m の区間において、現況約 8.5m の道路を都市計画幅員 16m に拡幅し歩道を整備するものである。

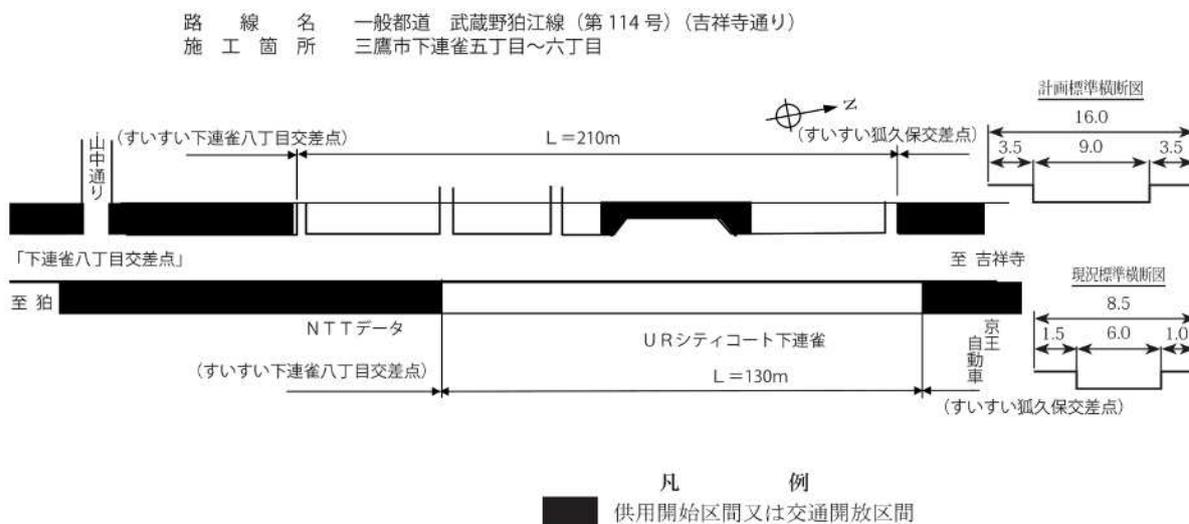
平成 27 年度に現況測量、平成 28 年度に用地測量及び交通管理者協議を実施し、平成 29 年 10 月に都市計画事業認可を取得した。

今年度から、東側の電線共同溝整備と街築整備に着手する予定である。

〔用地〕

平成 30 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 46% となっている。

今年度も引続き用地取得を推進する。



《自転車・歩行者道整備》

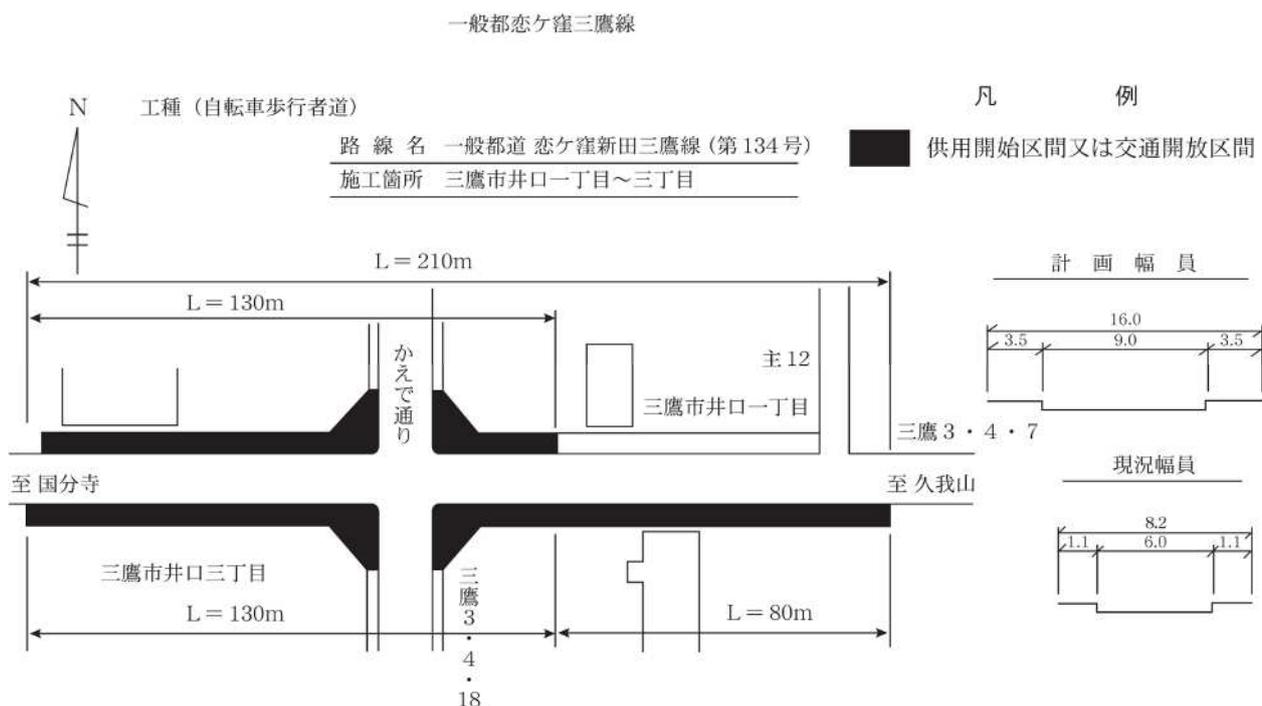
① 一般都道恋ヶ窪新田三鷹（第134号）線【連雀通り】

当箇所は、連雀通りのうち井口郵便局交差点の前後 210mについて、都市計画道路、三鷹3・4・7号線の幅員16mにあわせ自転車歩行者道を整備するものである。

平成10年度現況測量、平成11年度用地測量を完了した。平成18年度までに、北側130mと南側210mについて整備を完了した。

〔用地〕

平成13年度から用地取得に着手し、令和5年度末の取得率は約96%となっている。



《第3次交差点すいすいプラン（交差点改良工事）》

渋滞を緩和し、円滑な道路交通を確保することは、東京の都市再生を実現するうえで、緊急の課題となっている。都はこれまで、比較的短期間に、少額の投資で効果の発揮できる局所的な渋滞対策事業として、右折レーン等を設置して右折待ち車両による渋滞を緩和する「交差点すいすいプラン100」及び「第2次交差点すいすいプラン」を実施し、平成26年度までに当事務所において14箇所の交差点について完成または概成した。

平成27年3月、『いまだ発生している渋滞の緩和、周辺状況変化に伴う交通流変化への対応、既に実施済みあるいは他事業と連携した「線の効果」の拡大』を計画の趣旨として、新たな計画箇所を加え、「第3次交差点すいすいプラン」が策定された。計画箇所76箇所のうち、当事務所は26箇所で事業を実施していく。

新規12箇所について、平成27年度に事業化の優先順位を整理し、平成28年度から順次事業化に向けた現況測量や予備設計を実施しており、平成30年度に松原交差点（一114号）【No.21】を新規事業化した。

事業中12箇所の詳細については、以下に示す通りである。

① 松原交差点（一114号）【No.21】 狛江市和泉本町一丁目～中和泉二丁目

本箇所は、調布3・4・18号線（狛江通り）と交差する調布3・4・17号線（松原通り）の南側を計画幅員16mで拡幅し、右折レーンを設置する計画である。

平成28年度に地元説明、現況測量を実施し、平成29年度には用地測量を行い、平成30年11月に都市計画事業の認可を取得した。

〔用地〕

令和元年度から用地取得に着手し、令和5年度末の取得率は約31%となっている。今年度も引き続き用地取得を推進する。

② 武蔵野中央交差点（主7号）【No.38】 武蔵野市中町三丁目～緑町一丁目

本箇所は、武蔵野3・4・10号線（五日市街道）と武蔵野3・5・19号線（三鷹通り）との交差点を中心とした延長約550m、計画幅員16mである。

平成7年度に現況測量を、平成8年度に用地測量を行った。

平成24年度に、三鷹通りから東側の南側延長80mについて街築及び電線共同溝の工事と事業範囲の西端の北側80mの電線共同溝工事を行った。

平成28年度以降は、用地取得が済んでいる区間において順次工事を実施している。

今年度は、交差点北側の延長125mの街築及び電線共同溝の工事を実施する。

〔用地〕

平成18年度から用地取得に着手し、令和5年度末の取得率は約88%となっている。今年度も引き続き用地取得を推進する。

③ 吉祥寺北町交差点（主 7 号）【No.41】武蔵野市吉祥寺本町四丁目～吉祥寺北町三丁目

本箇所は、武蔵野 3・4・10 号線（五日市街道）と武蔵野 3・5・17 号線（成蹊通り）との交差点で延長約 320m、計画幅員 16m である。

平成 8 年 8 月の事業説明会の後、武蔵野市長及び市議会議長あて、事業の見直しを求める陳情書が提出された。

要旨は、①右折レーンの設置による渋滞解消の疑問、②道路拡幅により交通量増加を伴い健康被害への憂慮、③都市計画線が北に片寄って拡幅することへの疑問である。本陳情書は不採択とされたが、再度、10 年 10 月に陳情書が出され、これも平成 11 年 2 月の議会で不採択となった。

地元住民との再度に渡る交渉から、成蹊通り（武蔵野 3・5・17 号線）が北方向に通り抜けていないこともあり、当面、交差点から東側延長約 160m の区間の拡幅及びバスベイの設置を行うこととして、住民の了解を取り、平成 11 年度に用地測量を行った。

平成 15 年度には、成蹊大学前のバス停工事をを行った。

〔用地〕

平成 13 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率（160m 区間）は約 91% となっている。

④ 関前三丁目交差点（主 7 号）【No.42】武蔵野市関前三丁目～八幡町三丁目

本箇所は、武蔵野 3・4・10 号線（五日市街道）と武蔵野 3・3・6 号線（調布保谷線）との交差点で、延長 240m、計画幅員 16m である。

平成 8 年 9 月に事業説明会を行い、現況測量に着手し、平成 9 年度後期に用地測量を実施した。

平成 15 年度から工事を実施し、平成 21 年度までに東側の全幅約 80m について、平成 23 年度には交差点を含む西側約 140m の街築及び電線共同溝の工事を実施した。

平成 29 年度から無電柱化を先行完了させるための協定工事を実施し、令和 5 年度末に無電柱化が完了した。

〔用地〕

平成 10 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 92% となっている。

⑤ 府中刑務所角交差点（主 17 号）【No.44】府中市栄町三丁目～晴見町四丁目

本箇所は、市道と交差する府中 3・4・22 号線（府中街道）を拡幅し、右折レーンを設置する計画である。

平成 18 年度に地元説明を行い、用地測量を実施した。

〔用地〕

平成 22 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 20% となっている。

今年度も引続き用地取得を推進する。

⑥ 府中栄町三丁目交差点（主 17 号）【No.45】府中市栄町三丁目

本箇所は、府中 3・2・2 の 2 号線（東八道路）立体部側道との交差点で、延長 330m、計画幅員 16m であり、南側の府中刑務所角交差点事業区間と連続する。

平成 6 年度に現況測量を実施し、平成 8 年度に用地説明会を行い事業に着手した。

平成 16 年度から東八以北の約 50m について北北建に委託し、平成 18 年度に完成した。

平成 17 年度に東八以南東側区間延長約 110m の街築工事を実施した。

〔用地〕

平成 8 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 34%（北南建実施区間）となっている。今年度も引続き用地取得を推進する。

⑦ 四軒寺交差点（一 113 号）【No.55】武蔵野市吉祥寺東町一丁目～吉祥寺北町一丁目

本箇所は、武蔵野 3・4・16 号線（吉祥寺通り）と接続する武蔵野 3・4・11 号を拡幅し、右左折レーンを設置する計画である。平成 23 年 10 月に都市計画事業の認可を取得した。

平成 29 年度から北側の拡幅整備と電線共同溝整備に着手した。令和元年度から南側の電線共同溝整備に着手し、令和 2 年度末に右折レーンの整備が一部完了した。

今年度は南側の街築（延長 150m）及び電線共同溝（延長 70m）の工事に着手する予定である。

〔用地〕

平成 24 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 86%となっている。

今年度も引続き用地取得を推進する。

⑧ 下連雀八丁目交差点（一 114 号）【No.56】三鷹市下連雀五丁目～八丁目

本箇所は、三鷹 3・4・14 号線（吉祥寺通り）と三鷹 3・4・5 号線（三鷹市道）との交差点で、延長 440m、計画幅員 16m である。

平成 8 年度に現況測量を、平成 10 年度に用地測量を実施した。

平成 16 年度から工事に着手し、平成 29 年度までに延長 775m の歩道整備及び電線共同溝整備を実施した。平成 29 年度には交差点改良が概成した。令和 7 年度までに無電柱化を図る予定である。

〔用地〕

平成 15 年度から用地取得に着手し、令和 4 年度に用地取得を完了した。

⑨ 下布田交差点（一 121 号）【No.57】調布市八雲台一丁目～布田二丁目

本箇所は、国道 20 号線（甲州街道）と交差する調布 3・4・26 号線（三鷹通り）を拡幅し、南側に右折レーンを設置する計画である。

平成 20 年度に地元説明、現況測量を実施し、平成 21 年度には用地測量を行い、平成 22 年 8 月に都市計画事業の認可を取得した。

平成 29 年度から西側の電線共同溝整備に着手し、令和 5 年度に交差点改良と電線共同溝の整備が完了し、令和 7 年度までに無電柱化を図る予定である。

〔用地〕

平成 23 年度から用地取得に着手し、令和元年度に用地取得を完了した。

⑩ 深大寺五差路交差点（一 121 号）【No.58】調布市深大寺東町五丁目～深大寺元町五丁目

本箇所は、調布 3・4・26 号線（三鷹通り）と市道との変形した五差路で、延長 420m、計画幅員 16m である。

平成 8 年 1 月に現況測量に着手、平成 8 年度末に用地測量が完了し、事業に着手した。

平成 14 年度から工事に着手し、平成 22 年度までに右折レーンの整備は概成している。

〔用地〕

平成 10 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 93% である。

今年度も引続き用地取得を推進する。

⑪ 保谷小前交差点（主 36 号）【No.72】西東京市泉町三丁目～保谷町六丁目

本箇所は、主要地方道保谷志木線と一般都道東大泉田無線の交差点において道路を拡幅し、右折レーンを設置する計画である。

平成 19 年度に地元説明、現況測量を実施し、平成 21 年度に用地測量を実施した。

〔用地〕

平成 23 年度から用地取得に着手し、令和 5 年度末の取得率は約 99% である。

今年度も引続き用地取得を推進する。

⑫ 栄町二丁目交差点（主 36 号・主 25 号）【No. 15】西東京市ひばりヶ丘北一丁目～二丁目

本箇所は、主要地方道保谷志木線と西東京 3・4・13 号線の交差点において道路を拡幅し、右折レーンを設置する計画である。

平成 29 年度～平成 30 年度に現況測量を実施し、平成 30 年度～令和元年度に用地測量を実施した。

なお、当該交差点西側において実施する、街路整備事業「西東京都市計画道路 3・4・13 号」（主要地方道保谷志木線）（事業認可：令和元年 12 月 20 日）と一体で整備することとしている。

〔用地〕

令和 4 年度から用地取得に着手した。

今年度も引続き用地取得を推進する。

(6) その他当所関連事業

① 市町村土木補助事業

市町村道は、国道や都道と一体となって道路網を形成し、地域交通を支えると共に日常における地域交通や電気・上下水道などのライフラインの収用スペースとして、また、安全で良好な生活環境の形成に不可欠な基盤施設であるが、国道、都道に比べ整備は遅れている。

都は、市町村に対する補助事業を通じて、市町村への財政的、技術的支援を行いながら、市町村道の整備促進とまちづくりを推進しており、当所管内の7市に対する補助は下表のとおりである。

市町村土木補助事業費調書

(補助率1/2 単位：千円)

市町村名	令和6年度内示額			令和5年度内示額		前年度比
	工種	件数	補助金額	件数	補助金額	
武蔵野市	長寿命化	1	675	1	657	103%
三鷹市	橋梁	4	47,575	5	37,310	128%
	舗装補修					
府中市	長寿命化	3	17,617	5	28,729	61%
	道路改良					
調布市	道路改良	16	401,056	10	606,509	66%
	長寿命化					
小金井市	路面補修	1	1,125	3	35,685	3%
	長寿命化					
西東京市	道路改良	5	34,810	3	57,145	61%
	舗装補修					
狛江市	長寿命化	3	1,350	1	1,500	90%
計			504,208		767,535	66%

② 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業

【事業の目的】

本事業は、地域にとって重要な役割を果たす都道のうち、都市計画道路の事業化計画における優先整備路線以外で、地元市町村から要望が強い路線を東京都と市町村が連携協力して整備を行い、交通の円滑化・歩行者の安全性・利便性の向上など、地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

【事業概要】

- ア) 事業期間 平成 29 年度～令和 8 年度 (10 か年)
- イ) 役割分担 都……………用地・補償、無電柱化等に係わる費用
(費用負担) 市……………設計・工事に係わる費用
- ウ) 施行者
用地・補償・無電柱化等は都が事業者として施行 → 都から市へ委託
工事・設計等は市が事業者として施行 → 道路法第 24 条自費工事として施工

管 内 施 工 箇 所

市 名	路 線 名	延長 (m)	備 考
武蔵野市	一般都道123号 境調布線 (武蔵野3・4・2)	290	新 規
三 鷹 市	一般都道134号 恋ヶ窪新田三鷹線 (三鷹3・4・7)	235	継 続
調 布 市	一般都道121号 武蔵野調布線 (調布3・4・26)	120	継 続
小金井市	一般都道134号 恋ヶ窪新田三鷹線 (小金井3・4・1)	250	継 続
	一般都道134号 恋ヶ窪新田三鷹線 (小金井3・4・3)	475	継 続
西東京市	一般都道112号 ひばりヶ丘停車場線 (西東京3・4・11)	820	新 規
		2,190	

※ 「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」平成 21 年度～平成 28 年度施行において
未完成であつた路線は、第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業に編入し、事業を
継続している。

V 河 川

1 河川の現況

河川は公共用物（一般公衆の共同使用に供されるもの）として、洪水等による災害の防止、流水機能の維持、河川敷地等の適正な利用及び河川環境の整備と保全を図るため、総合的な管理を行うことが求められている。

したがって、河川事業とは河川工事、河川管理施設の維持管理、河川敷地の占用許可及び河川に影響を及ぼす行為の制限等の行政処分であり、河川の保全、改修及び利用の増進とこれに付随して行われる一切の行為を含んでいる。

こうした河川事業は、河川法（昭和39年法律第167号）をその根拠としており、国の地方分権推進計画に基づく平成12年4月1日付けの法律の改正により、これまで国からの機関委任事務とされてきた都道府県知事が行う法定河川の管理事務は、河川占用料の徴収事務については都道府県の自治事務となり、それ以外の事務は都道府県への法定受託事務となった。

所が管理する河川は、表V-1に掲げる荒川水系に属する2河川と多摩川水系に属する3河川であり、いずれも一級河川で、その総延長は約33.0kmである。

表V-1

管 理 河 川 調 書

令和6年3月31日現在

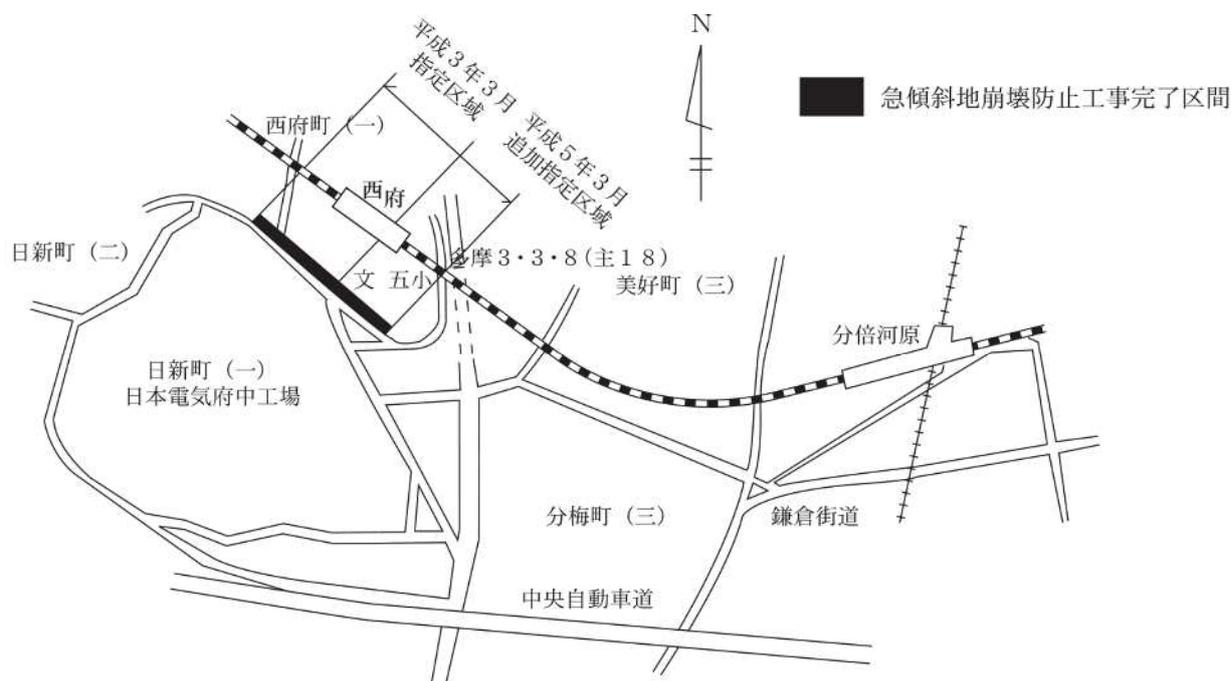
等級	水系	河川名	管理区間		延長 km	流域 面積 km ²	摘要
			上流端	下流端			
一 級 河 川	荒 川 水 系	石神井川	左 西東京市向台町6-11 地先	左 西東京市東伏見3-4 地先	4.2	10.4	隅田川 へ合流
			右 西東京市芝久保町1-18 地先	右 西東京市東伏見3-5 地先			
		神田川	左 三鷹市井の頭3-222 地先	左 杉並区久我山3-31 地先	1.6	8.8	隅田川へ 合流 水源地 井の頭池
			右 井の頭地水門	右 三鷹市井の頭1-2 地先			
			小 計		5.8	19.2	
	多 摩 川 水 系	野 川	左 小金井市貫井南町4-25 地先	左 狛江市東野川4-30 地先	11.6	30.3	多摩川 へ合流
			右 小金井市貫井南町4-24 地先	右 狛江市東野川4-23 地先			
		仙 川	左 小金井市貫井北町3-5 地先	左 調布市緑が丘2-55 地先	13.8	13.9	野川へ 合流
		新小金井街道	右 調布市緑が丘2-56 地先				
	入間川	左 調布市東つつじヶ丘1-18番の7 地先	左 調布市入間町2-22 地先	1.8	3.5	野川へ 合流	
	右 国道20号線	右 狛江市東野川3-20 野川への合流点					
		小 計		27.2	47.7		
		一 級 河 川 計		33.0	66.9		

2 河川の管理

河川管理の目的は、洪水等による災害の発生を防止し、流水機能が正常に維持され、また河川が公共用物として適正に利用されることにある。

この目的に沿って治水、利水及び河川環境の保全との調和を図りながら河川法及び公有土地水面使用規則に基づく許可事務を行うほか、監察業務を行っている。

また、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に対する河川（水路）管理者の同意・協議、河川改修工事の進捗に伴って不用となった旧河川敷地の調査及び廃川処理、並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づき指定された府中市日新町一丁目の急傾斜地崩壊危険区域の管理に関する事務を行っている。



(1) 河川占用等

① 一級河川

当所が管理する法定河川の 5 河川は全て一級河川であり、これらの河川について河川法に基づき占用許可及び工作物の設置許可等の事務を行っている。

河川敷地の占用については、洪水の安全な流下など本来の機能の維持と併せて、河川環境の保全、レクリエーション活動等の河川使用、町づくりと一体となった河川整備等の多様な要請に応えることができるよう配慮して定められた審査基準である「河川敷地占用許可準則」（平成 28 年 5 月改正）に基づいて許可を行っている。

いこいの水辺空間を確保するため、河川環境整備事業により整備された仙川、野川及び神田川の管理用通路等は、地元市の遊歩道やサイクリングロードとして、また石神井川の調節池については運動場や市民広場として地元市が占有のうえ、市民に広く利用されている。

河川区域内の土地はこうした一般公衆の使用の増進を図る目的で許可するもののほか、橋梁、鉄道

軌道、通路、電気・ガス・通信施設等の埋設など社会経済上やむを得ないものだけに限り許可している。

河川法に基づき許可を受けた者から、東京都河川流水占用料等徴収条例（令和6年4月改正）により土地占用料を徴収しており、その占用許可の処理件数及び収入実績は表V-2、表V-3のとおりである。

表V-2

令和5年度河川土地占用許可件数調書

(単位：件)

種別		橋・道路・ 橋梁添架	鉄道軌道・ガス 電気通信等の埋設	公園・運動場	電柱・鉄塔	その他(電線 ・架空線等)	計
河川名							
荒川水系	神田川	0 (23)	1 (70)	0 (0)	0 (0)	1 (16)	2 (109)
	石神井川	1 (98)	1 (111)	0 (6)	0 (0)	29 (104)	31 (319)
多摩川水系	野川	2 (187)	1 (143)	0 (4)	0 (1)	10 (173)	13 (508)
	仙川	7 (262)	9 (237)	1 (2)	0 (2)	33 (184)	50 (687)
	入間川	0 (29)	0 (21)	1 (2)	0 (0)	6 (22)	7 (74)
計		10 (599)	12 (582)	2 (14)	0 (3)	79 (499)	103 (1,697)

(注) () 内の数は総許可件数を示す。

表V-3

河川土地占用料収入額調書

年度	件数・金額	調定件数	収入額	備考
令和5年度		83件	9,972千円	

② 普通河川

普通河川（水路）の管理は、その規模及び利用の現状から地元市町村が公物管理条例を制定し管理することが望ましいとされていたが、これまで当所管内の各市においては管理条例等の制定がなされず、このため従来からの経緯により東京都が公有土地水面使用規則を根拠として使用許可等の行政管理を行い、維持補修等の機能管理は市が行うという変則的な管理が行われてきた。

この普通河川の水路敷地を橋梁、通路などを目的として許可を受け使用している者から土地使用料を徴収しており、その使用許可の処理件数及び収入実績は表V-4のとおりである。また、普通河川の管理は、地方分権推進計画により、平成12年4月1日より5年以内を目途にその財産（国土交通省所管の水路敷地）を市町村に譲与し、これまでの機能管理と財産管理及び行政管理を一体として市町村の自治事務として行うこととなった。

これに伴い今までの管内各市の譲与の状況は、平成13年1月1日付けで狛江市、平成14年4月1日付けで三鷹市、調布市、府中市、平成16年4月1日付けで武蔵野市の一部、及び小金井市、西東京市が市内全域を対象として水路等の国有財産の譲与を受けた。これにより各市に対しては使用許可等の資料の引継ぎを行い、当該市内の普通河川は都道など法定公共物の区域に取り込まれているもの等を除き各市の公共物管理条例等に基づき一体的な管理が行われることとなった。

また、東京都が清流復活事業により整備した経緯から、当所において普通河川として機能管理も含め一体的な管理を行ってきた武蔵野市の千川上水についても、平成18年4月1日付で武蔵野市が国有財産の譲与を受けた。その結果、当所において管理している普通河川は都道内水路等のみとなった。

表V-4 令和5年度公有土地水面使用許可等件数調書 (単位：件)

種別 河川名	公有土地水面 使用許可	河川用悪水路 自費工事許可	用途廃止等	都計法第32条 開発行為同意等	計
武蔵野市	0 (2)	0	0	0	0 (2)
三鷹市	0 (4)	0	0	0	0 (4)
府中市	0 (7)	0	0	0	0 (7)
調布市	0 (6)	0	0	0	0 (6)
小金井市	0 (6)	0	0	0	0 (6)
狛江市	0 (3)	0	0	0	0 (3)
西東京市	0 (7)	0	0	0	0 (7)
計	0 (35)	0	0	0	0 (35)

(注) () 内の数は総許可件数を示す。

(2) 河川及び急傾斜地の監察

河川区域内へのゴミの投棄や河川敷地の不法使用がなされないように定期的に河川パトロールを実施し、必要に応じて原状回復に向け是正指導等の措置を講じている。

また、河川における油流出や魚浮上等により、流水が著しく汚濁するおそれのある場合には、東京都環境局との連携のもとに水質の汚濁の防止に努めている。

急傾斜地崩壊危険区域においては、急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発するおそれのある行為（区域内での水の放流、工作物の設置、掘削など）の制限を行うほか、崩壊の危険の有無を定期的に確認している。

3 河川の整備

当事務所管内には、石神井川、神田川、野川、仙川、入間川の5河川が流れている。これら中小河川については、安全で快適かつ活力のある都市の再生を目指して、洪水の危険から都民の生命と暮らしを守るとともに潤いのある水辺の形成や身近な自然の保全・再生を進めることを目的とし、積極的に整備を行っている。

これらの河川流域では、かつては田畑や草木が繁茂する自然地が広がり、保水・遊水機能が保たれていたが急激な市街化により、これらの機能が著しく低下し、雨水が短時間で河川に流入することとなった。

このため、昭和40年以降、継続的な河川改修を行い、1時間あたり30mm規模の降雨に対処できる整備を昭和61年度に完了させた。その後1時間あたり50mm規模の降雨に対処できるよう、護岸の整備や調節池の設置などの治水対策を進め、神田川、野川、仙川、入間川（暫定）の整備は完了した。平成17年度からは石神井川に重点を移し、護岸の整備を進めている。

また、近年の降雨特性を考慮し、石神井川及び神田川は平成28年3月に、野川流域（仙川、入間川を含む）は平成29年7月に河川整備計画を変更し、流域対策効果を見込んだうえで年超過確率1/20規模の降雨（神田川流域、石神井川で1時間あたり75mm、野川流域は65mm）対応できるよう、河道整備に加え調節池を整備する。

一方、近年は治水の役割に加えて、潤いのある水辺空間や地域の風土と文化を形成する重要な要素として、それぞれの個性を活かした川が求められるようになった。

21世紀に入り、更に質の高い自然環境再生の視点から国が創設した自然再生事業に、野川が平成14年度新規採択され、平成16年度に「野川第一、第二調節池地区自然再生協議会」が設立され、平成18年度には全体構想を策定して事業に着手した。

今後とも、管内河川の事業を進めるに際しては、流域住民や市民団体等と情報・意見交換を行うことを目的として設置した流域連絡会などを通じて、都民と行政が協働・連携して、地域に生きた親しめる川づくりを進める予定である。

管内各河川の整備状況は、表V-5のとおりであり、中小河川整備事業、河川維持および水防活動などを積極的に行う。

表V-5 各河川の管内整備状況 (令和6年3月現在)

水系	河川名	管理延長 (km)	整備延長 (km)	50mm/hrの整備	
				整備済延長 (km)	整備率 (%)
荒川	石神井川	4.2	4.2	1.1	26
	神田川	1.6	1.6	1.6	100
	小計	5.8	5.8	2.7	47
多摩川	野川	11.6	11.6	11.6	100
	仙川	13.8	3.4	3.4	100
	入間川	1.8	1.7	0	0
	小計	27.2	16.7	15.0	90
合計	5河川	33.0	22.5	17.7	79

(入間川は暫定整備が完了)

(1) 中小河川整備事業

① 河道整備

中小河川整備事業として、河道の整備を実施している。

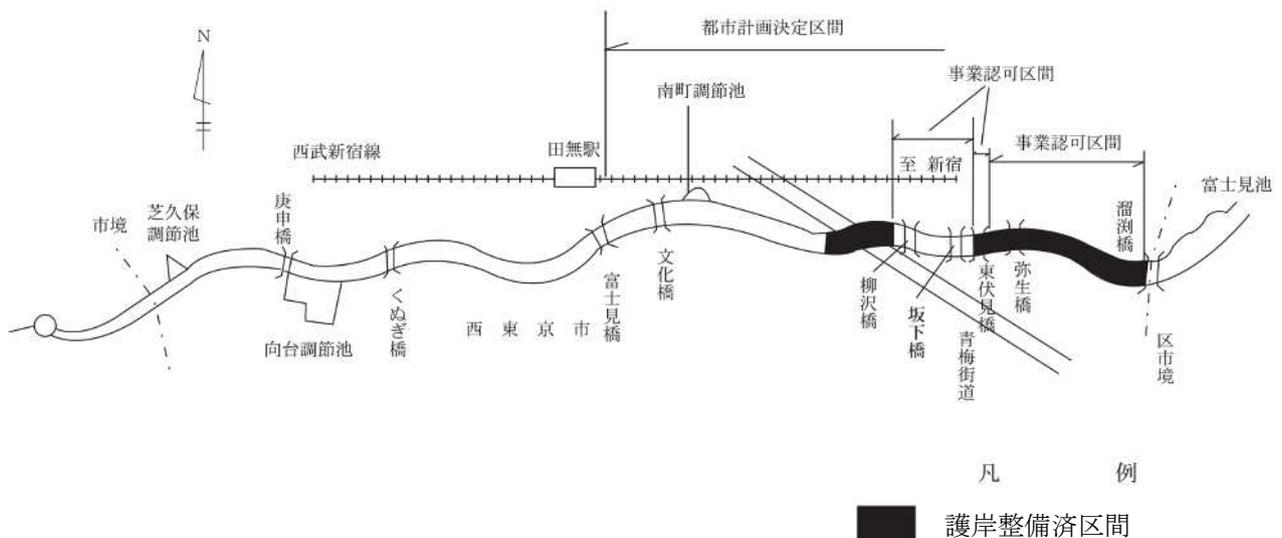
ア) 石神井川

当所の管理区間は、練馬区と西東京市の境にある溜漕橋から上流、小平市と西東京市の境までの約 4.2 km である。この区間は概ね時間当たり 30 mm 程度の降雨に対応できる河道であるが、青梅街道交差部 190m については、街路事業で現行の治水計画に見合った暗渠を昭和 46 年度に整備している。

平成 9 年 2 月に溜漕橋上流の区間を事業化してから順次上流に向かい整備を進め、これまでに柳沢橋上流までの約 1,140m の認可を取得し、約 900m の区間で整備をしている。

平成 9 年の河川法改正により策定が必要となった河川整備計画については、平成 18 年 3 月に「石神井川河川整備計画」として国土交通省の認可を得ている。

年超過確率 1/20 規模の降雨（1 時間あたり 75 mm）に対応できるよう内容を変更した「石神井川河川整備計画」について、平成 28 年 3 月に国土交通省の認可を得ている。



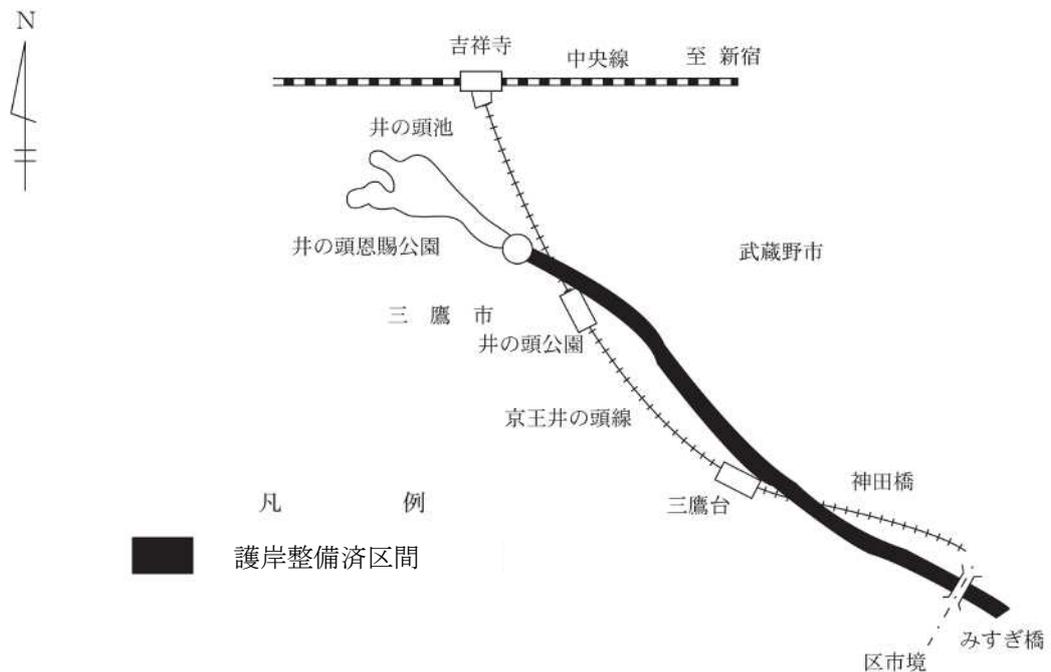
イ) 神田川

当所の管理区間は、三鷹市と杉並区の境にあるみすぎ橋から上流、三鷹市井の頭池までの約 1.6 km である。

50 mm/hr の改修工事は昭和 53 年度よりみすぎ橋から実施し、昭和 61 年度には、最上流部約 350 m の井の頭公園内において公園と一体整備により水辺に親しむことのできる親水護岸を構築し、全区間の改修が完了した。

平成 9 年の河川法改正により策定が必要となった河川整備計画について、平成 22 年 11 月に「神田川流域河川整備計画」として国土交通省の認可を得た。

さらに、年超過確率 1/20 規模の降雨（1 時間あたり 75 mm）に対応できるよう内容を変更した「神田川流域河川整備計画」について平成 28 年 3 月に国土交通省の認可を得た。



ウ) 野川

野川流域は野川と支川の仙川、入間川を含む流域面積 69.6k m² の範囲であり、平成 9 年の河川法改正により、平成 18 年 3 月に「野川流域河川整備計画」として国土交通省の認可を得た。

また、入間川分水路の整備を追加して内容を変更した「野川流域河川整備計画」について、平成 21 年 12 月に国土交通省の認可を得た。

さらに、市街地率の進展に伴い、集中豪雨等の降雨時に河川へ流入する水量は今後も増大し、浸水被害をもたらすおそれがあることから、東京都が平成 24 年 11 月に示した「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」に基づいて「野川流域河川整備計画」を策定した。

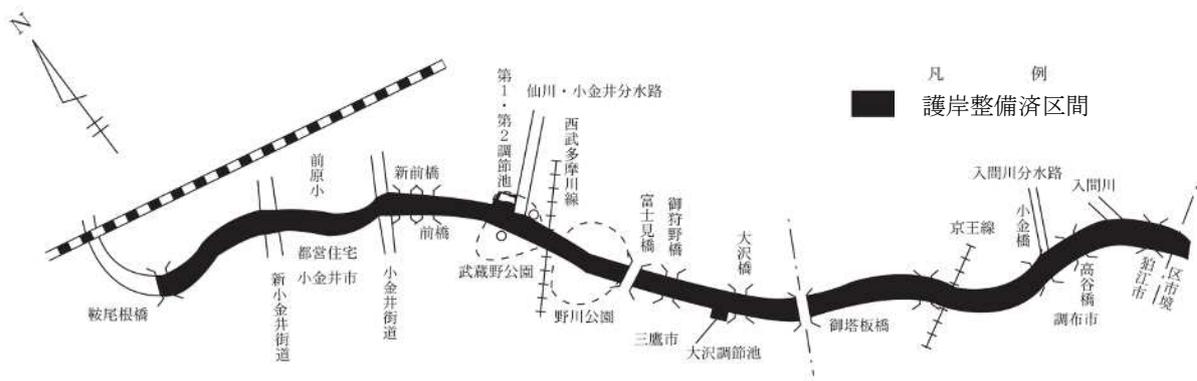
この計画では、河道整備に加え、洪水を貯める調節池の整備や、河川への流出を抑制する流域対策（1 時間あたり約 10mm 規模の降雨相当）の効果を見込んだうえで、年超過確率 1/20 規模の降雨（1 時間あたり 65mm）に対応することとしており、平成 29 年 7 月に国土交通省の認可を得た。

野川については、当所の管理区間は、世田谷区と狛江市の境から、小金井市と国分寺市の境にある鞍尾根橋までの延長約 11.6 km である。

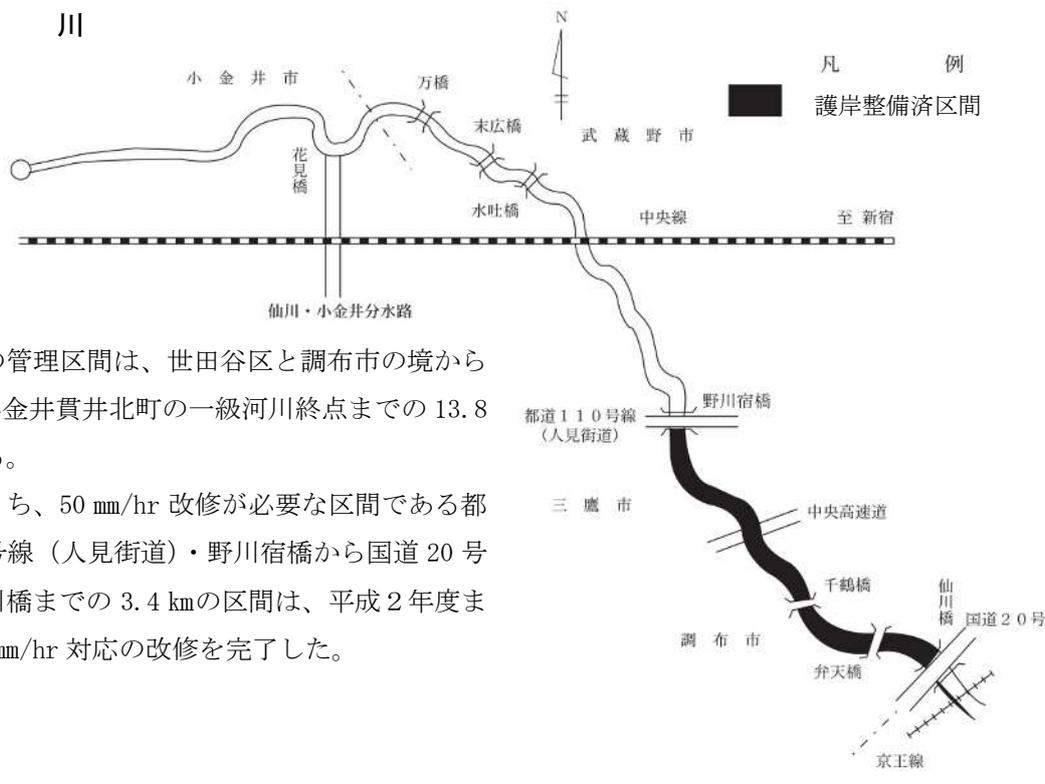
昭和 55 年度から、下流世田谷区境より着手し、鞍尾根橋までの区間で平成 16 年度までに完成さ

したことで、管内の改修を完了させた。なお、本事業実施にあたっては、都民が身近に水と緑にふれあい、憩えるよう水辺環境にも配慮した整備を行っているが、河川環境に対する市民の要望の高まりに対応するため、現河道と調節池及び流域対策の組合せにより、平成6年3月に全体計画の見直しを行った。

この計画変更に伴い、管内の野川では区市境から榛沢橋(三鷹市)までの約6km区間については、現況流下能力を確認し、計画高水流量に対して能力が不足している箇所を対象に、現在の河川環境に配慮して河床掘削等の工事を令和元年度より進めている。令和4年度までにこの区間のうち下流から約800mが完成している。



エ) 仙 川



当所の管理区間は、世田谷区と調布市の境から上流、小金井貫井北町の一級河川終点までの13.8kmである。

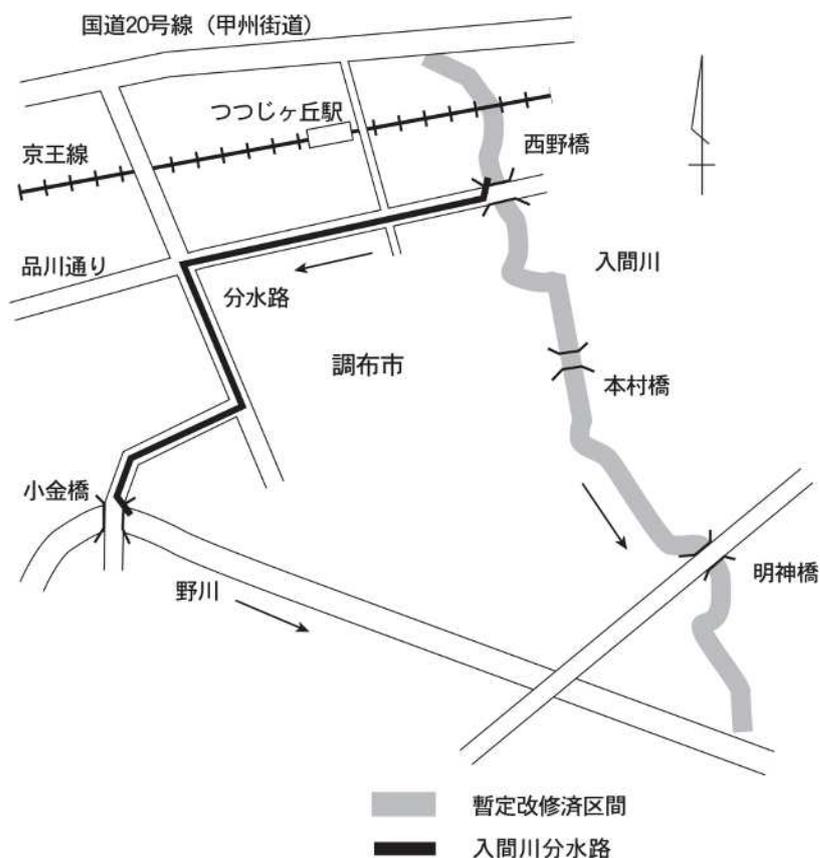
このうち、50mm/hr改修が必要な区間である都道110号線(人見街道)・野川宿橋から国道20号線、仙川橋までの3.4kmの区間は、平成2年度までに50mm/hr対応の改修を完了した。

オ) 入間川

入間川は、野川合流点から国道 20 号線（甲州街道）までの約 1.8 km の河川であり、全川を当所で管理している。

入間川の改修は、昭和 45 年より応急防災工事に着手し、引き続き河床の中央部に低水路を設ける局部改良工事を昭和 61 年度から実施した。平成元年度には西野橋から一級河川終点の国道 20 号線（甲州街道）付近までの約 360m を施工し、入間川の暫定改修工事は完了した。

その後、平成 17 年 9 月の豪雨で発生した中上流部における水害を早期に解消するため、西野橋上流から取水し、野川の小金橋に至る全長 1,230m の入間川分水路を新たに計画し、平成 22 年度～25 年度に整備を行った。



表V-6 管内分水路

令和6年3月現在

	仙川・小金井分水路	入間川分水路
所在地	仙川花見橋～野川小金井新橋下流	入間川西野橋～野川小金橋
施工年度	S 49～S 53	H 22～H 25
延長	1,900m	1,230m
勾配	0.47%	0.38%
構造	円形管 内径2.8m	円形管570m 内径2.2m ボックスカルバート620m 2m×2m 取水施設 40m
流量	最大8m ³ /秒	最大10m ³ /秒

② 調節池

都では1時間50mmの降雨に対応できるよう下流から河道改修を進めているが、全川が改修されるまでにはかなりの年月が必要となる。

そこで水害を軽減する方法として河川沿いに適地があれば、洪水の一部を貯留する調節池を設けることが効果的である。当所管内の調節池は6箇所完成し、洪水対策はもとより、周辺を緑地として、公園・スポーツ広場等として多目的に利用している。

また、河川整備計画に基づき、年超過確率1/20規模の降雨（石神井川及び神田川では1時間あたり75mm、野川流域では1時間あたり65mm）に対応できるよう、調節池を整備する。

野川では、平成28年度より野川大沢調節池の規模拡大整備を実施しており、令和3年度に完成した。調節池の工事完了後は三鷹市にて拡大工事前にあった運動施設を復旧した。

石神井川では、河川整備計画に位置付けられた2つの調節池を地下トンネル式で一体的に整備する石神井川上流地下調節池を令和2年度から事業化しており、令和5年度に準備工事に着手した。

また、仙川では、仙川第一調節池（仮称）を事業化し、令和5年度から測量や地質調査を行うとともに、令和6年度から基本設計を実施する。

表V-7 管内調節池（既設）

（令和6年3月現在）

	石 神 井 川			野 川		
	芝 久 保	南 町	向 台	第 一	第 二	大 沢
所在地	西 東 京 市 芝久保一丁目	西 東 京 市 南町一丁目	西 東 京 市 向台五丁目	小 金 井 市 東町五丁目	小 金 井 市 中町一丁目	三 鷹 市 大 沢 五 ・ 六 丁 目
完成年度	S55	S55	S58	S58	H元	R3
敷地面積	10,000 m ²	8,000 m ²	30,000 m ²	14,800 m ²	16,900 m ²	43,100 m ²
池面積	9,500 m ²	4,610 m ²	26,900 m ²	14,800 m ²	16,900 m ²	38,000 m ²
計画水位	2.6 m	2.85 m	2.88 m	1.8 m	1.9 m	5.6 m
計画貯留量	11,000 m ³	12,000 m ³	81,000 m ³	21,000 m ³	28,000 m ³	158,000 m ³

表V-8 管内調節池（事業中）

（令和6年3月現在）

河 川 名	名 称	所 在 地	計 画 貯 留 量	施 工 年 度
石 神 井 川	上 流 地 下	武蔵野市八幡町二丁目、 西東京市南町一丁目、 同市柳沢一、二、三、五、 六丁目、 同市東伏見一、五、六丁目	約30万 m ³	令和5年度～
仙 川	第一（仮称）	調布市緑ヶ丘二丁目	約4.2万 m ³	未定

(2) 河川環境整備事業

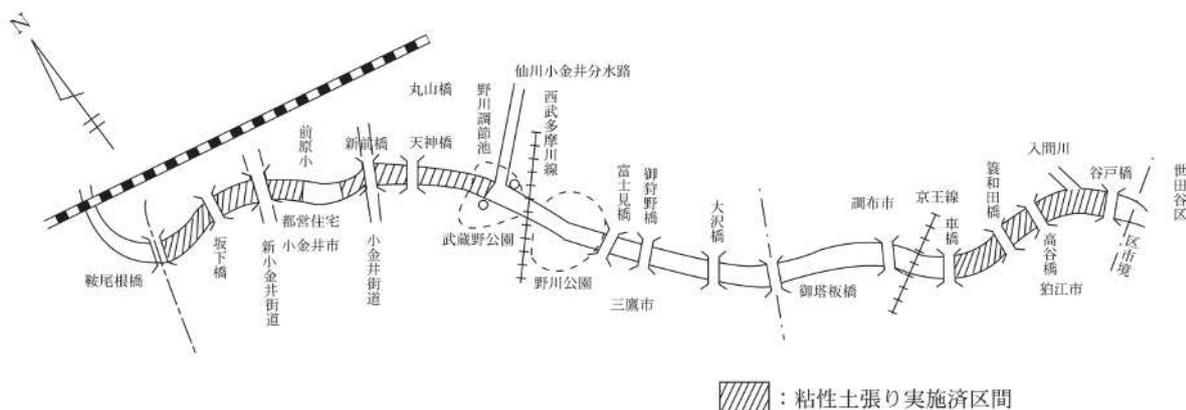
① いこいの水辺の整備事業

野川、仙川、神田川の昭和 62 年度までに 50 mm/hr 改修の完了した箇所において、都民が身近に水と緑にふれあい、憩えるような水辺空間を確保するため、管理用通路等を利用して遊歩道や緑地・スポット広場などの整備を実施した。現在、各市（小金井市、三鷹市、調布市、狛江市）と維持管理協定を締結し、整備済み箇所の維持管理の一部を委託している。

② 野川の水涸れ対策

平常時の水量が少なくなっている野川の現状に対し、水量回復と水涸れの解消が重要な課題となっている。このため水涸れ対策として、平成 8 年度～平成 26 年度にかけて谷戸橋から車橋、仙川小金井分水路から新前橋、前原小学校から鞍尾根橋まで区間の低水路に不透水層に粘土を張る工事（以下、「粘土張り工事」という。）を実施した。

現在は、世田谷区との区市境から進めている河床整備工事において、水涸れ箇所については、粘土張り工事を実施している。



③ 野川自然再生事業

野川において、多様で豊富な生きものの生息・生育空間としての湿地環境を創出するため、市民と行政との連携を図りながら、野川第一、第二調節池及びその周辺を対象として整備を行っている。

平成 14 年度から 15 年度にかけて生きものの調査等を行い、平成 16 年度には、自然再生推進法に基づき、市民、学識経験者及び行政からなる「野川第一・第二調節池地区自然再生協議会」が発足した。平成 18 年度に自然再生全体構想および第一次実施計画書を策定した。

平成 18、19 年度に田んぼ、湿地、ため池等、平成 20、21 年度に越流堤の緑化、平成 22 年度に雨水貯留施設の整備が完了した。平成 23、24 年度に、モニタリング調査結果に基づき、自然再生事業（第一次実施計画）の評価を行い、第二次実施計画書を策定した。平成 25、26 年度に野川の環境整備（河床粘性土張等）、平成 27 年度には、田んぼ、深池等の整備を第二次実施計画書に基づき実施した。

平成 30 年度には維持管理計画を策定し、補修工事等を実施している。今後は同計画に基づき適切な維持管理を行っていく。

(3) 河川防災事業

護岸及び河床の形態保存のため、当所では暫定改修済みの石神井川、仙川において、河床の安定及び河川環境改善を目的として、ブロック及びコンクリート等で河床張りを施行し、また、人通りの多い箇所等の転落防止柵の付帯工事を実施し、昭和 63 年度に工事は完了した。

平成 13 年度から平成 15 年度に野川を、平成 16 年度から平成 18 年度に仙川の河川洗掘防止工事を実施した。平成 19 年度から平成 20 年度に仙川暗きよ部の補修工事を、平成 22 年度に仙川暗きよ部の除塵機更新工事を実施した。平成 26 年度に仙川、石神井川、平成 27 年度に入間川、平成 28 年度から仙川の護岸補修工事を実施している。

令和 6 年度も、引き続き仙川の護岸補修工事を実施する。

(4) 河川維持事業

河川維持事業は、河川の機能を常に良好の状態に保持する事業であり、損傷箇所は早急に補修を行い、災害防止に努め地域住民の安全と河川環境の保全を図るものである。

また、管内河川は、平常時の流量が少なく、河床への土砂、塵芥の堆積、汚泥の沈でんなどが発生し環境衛生上から問題となるので、適時に清掃作業を行い、また、河道には雑草が繁茂するため、夏期及び晩秋に草刈りを行っている。

(5) 流域連絡会

地域に活きた親しめる川づくりには、都民と行政が共通の認識に基づき、良好なパートナーシップを築くことが重要である。このため、流域の住民や市民団体、関係自治体が一体となり、河川に係わる環境や地域の歴史・文化、河川計画・工事・管理などについて、情報・意見交換を行うことを目的に、流域連絡会を設置している。

当所が事務局を担当する「野川流域連絡会」は、平成 12 年 8 月に発足した。令和 4 年 1 月から第 10 期目がスタートし、都民委員 26 名、行政委員 20 名の合計 46 名が在籍し、令和 7 年 1 月までの期間で活動することになっている。また、神田川上流懇談会には、行政委員として参加している。

4 水 防

台風や集中豪雨に際して管内水防管理団体（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市）の水防活動が円滑に行われるように「東京都水防計画」に基づいて、管内の「地域水防活動の手引き」を策定している。例年、出水期前の5月に水防連絡会を開催し、市役所、消防署、警察署、その他の関係機関と情報交換・意見の調整を行い、「水防計画」の周知徹底を図っている。また、「水防上注意を要する箇所」についても市役所、消防署、警察署と合同で現場点検を実施している。さらに、令和2年度からは、水防管理団体と合同で排水ポンプ車訓練を実施している。

河川の水位、雨量を把握するために、当所では管内に水位計13箇所、雨量計7箇所を監視している。

また、石神井川、野川、仙川、入間川、野川大沢調節池、石神井川芝久保調節池、石神井川向台調節池、入間川分水路においては、テレメーターによる水位監視に加え、カメラを設置して映像による監視も行っている。

令和5年度は野川と石神井川で河川監視カメラを追加し、今後の順次河川監視カメラの増設を進めることで、情報の充実を図る。雨量、河川水位や河川の映像等の水防に関する情報は、水防災総合情報システム及び災害情報システムにより、関係機関に迅速な情報提供を行っているほか、河川映像は、令和3年6月より都民に対しても「YouTube」を活用してリアルタイムの河川状況を発信している。

管内河川では、水防法に基づき神田川、野川・仙川及び石神井川を洪水予報河川に指定し、それぞれ基準水位に達した場合等の危険情報を水防管理団体に伝達することとしている。

また、管内5箇所の水防倉庫に水防用資器材を常時備蓄し、水害の防止や軽減に万全を期している。

さらに、平成30年6月に東京都北多摩南部建設事務所管内河川の実情に応じた減災に向けた取組の検討及び情報共有を行うため、「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会 東京都北多摩南部建設事務所幹事会」を設置した。なお、幹事会の構成は、所管する7市（武蔵野、三鷹、府中、調布、小金井、狛江及び西東京）、東京管区气象台、関東地方整備局京浜河川事務所、東京都総務局、東京都生活文化スポーツ局、東京都福祉保健局、東京都水道局、東京都下水道局及び東京都教育庁となっている。

資 料 編

(1)	面積と人口	86
(2)	管理道路調書	87
(3)	管理橋梁調書	91
(4)	立体交差・トンネル調書	92
(5)	令和6年度路面補修工事等予定箇所別調書	93
(6)	第3次交差点すいすいプラン一覧表	94
(7)	令和6年度道路用地取得予定箇所調書	95
(8)	令和5年度道路用地取得箇所調書	97
(9)	都市計画河川事業経緯一覧表	99
(10)	都市計画河川事業箇所図	102
(11)	都市計画道路事業認可一覧表	103
(12)	都市計画道路事業認可箇所図	106
(13)	北多摩南部建設事務所管内図	108
(14)	事務所・工区案内図	110

令和6年4月1日現在（東京都総務局「東京都の人口（推計）」による。）

(1) 面積と人口

区分	府中市	武蔵野市	三鷹市	調布市	小金井市	狛江市	西東京市	管内計
地域 面積 (km ²)	29.43	10.98	16.42	21.58	11.30	6.39	15.75	111.85
世帯数	126,933	79,222	97,841	123,860	64,511	42,682	99,275	634,324
人口 (人)	262,407	150,551	195,638	244,225	127,324	83,352	207,218	1,270,715
人口密度 (人/km ²)	8,916	13,711	11,915	11,317	11,268	13,044	13,157	11,361

区分	管内計	多摩部	区部	島部	総数	都全体との比率	多摩部との比率
地域 面積 (km ²)	111.85	1,159.81	627.51	412.61	2,199.94	5.08%	9.64%
世帯数	634,324	2,059,968	5,421,847	11,945	7,493,760	8.46%	30.79%
人口 (人)	1,270,715	4,288,792	9,821,798	22,496	14,133,086	8.99%	29.63%
人口密度 (人/km ²)	11,361	3,698	15,652	55	6,424	—	—

(2) 管理道路調書

番号	路線名	管	
		起 点	終
主 3	世田谷町田線	狛江市岩戸北四丁目(世田谷区境)	神奈川県川崎市登戸
主 4	東京所沢線	西東京市東伏見三丁目(練馬区境)	西東京市西原町四丁目
主 5	新宿青梅線	①西東京市西原町一丁目(主4交点)	①西東京市西原町四丁目
		②西東京市田無町三丁目(主4交点)	②西東京市芝久保四丁目
主 7	杉並あきる野線	①武蔵野市吉祥寺南町三丁目(杉並区境)	①武蔵野市関前五丁目
		②武蔵野市吉祥寺南町四丁目(杉並区境)及び西東京市東伏見四丁目(主4交点)	②小金井市桜町三丁目
主 8	千代田練馬田無線	西東京市富士町三丁目(練馬区境)	西東京市田無町一丁目
主 9	川崎府中線	①府中市是政二丁目	①府中市押立町四丁目
		②府中市是政五丁目(稲城市境)	②府中市宮西町四丁目(一229交点)
主 11	大田調布線	狛江市岩戸南四丁目(世田谷区境)	調布市国領町一丁目
主 12	調布田無線	①調布市富士見町二丁目(国道20交点)	西東京市田無町三丁目
		②調布市小島町一丁目(一119交点)	
主 14	新宿国立線	三鷹市牟礼一丁目	府中市西原町一丁目
主 15	府中清瀬線	府中市八幡町一丁目(一229交点)	小金井市桜町三丁目
主 17	所沢府中線	①府中市武蔵台二丁目(国分寺市境)	①府中市本宿町二丁目(国道20交点)
		②府中市栄町三丁目(国分寺市境)	②府中市宮西町四丁目
主 18	府中町田線	①府中市本宿町二丁目(国道20交点)	多摩市関戸
		②府中市本町一丁目(主9交点)	
主 19	町田調布線	稲城市矢野口(多摩川原橋)	①調布市小島町一丁目(国道20交点)
			②調布市多摩川四丁目
主 20	府中相模原線	①府中市四谷六丁目	日野市百草
		②府中市日新町四丁目	
主 24	練馬所沢線	①西東京市北町四丁目(練馬区境)	①西東京市北町四丁目
		②西東京市北町五丁目(練馬区境)	②西東京市北町六丁目
主 25	飯田橋石神井新座線	西東京市下保谷四丁目(練馬区境)	西東京市ひばりヶ丘北二丁目
主 36	保谷志木線	西東京市泉町二丁目(一233交点)	西東京市栄町二丁目
主 要 地 方 道 計		17 路 線	
一110	府中三鷹線	府中市若松町二丁目(国道20交点)	三鷹市井の頭一丁目
一112	ひばりヶ丘停車場線	西東京市住吉町三丁目(ひばりが丘駅)	西東京市田無町三丁目
一113	杉並武蔵野線	武蔵野市吉祥寺東町三丁目(杉並区境)	武蔵野市吉祥寺東町一丁目
一114	武蔵野狛江線	武蔵野市吉祥寺本町二丁目(主7交点)	狛江市元和泉三丁目

主要地方道 17 路線 延長 86,002m 面積 1,673,227㎡
 一般都道 25 路線 延長 84,976m 面積 1,108,102㎡
 都道計 42 路線 延長 170,978m 面積 2,781,329㎡ 令和5年4月1日現在

内				通称道路名	都市計画道路名
点	通過点	延長 m	面積 ㎡		
(多摩水道橋)		2,450	56,756	世田谷通り	調布3.4.3
(東久留米市境)		3,856	85,302	所沢街道 青梅街道	西東京3.3.3 西東京3.4.8 西東京3.4.9
(東久留米市境) (小平市境)		4,416	60,641	新青梅街道 青梅街道	西東京3.4.8 西東京3.3.3 西東京3.5.4 西東京3.4.7 西東京3.4.26
(主7交差点) (小平市境)		16,804	265,276	井ノ頭通り 五日市街道 新武蔵境通り	武蔵野3.4.10 武蔵野3.4.3 西東京3.1.12 武蔵野3.3.6 小金井3.1.6 西東京3.2.6
(主4交点)		2,104	18,843	富士街道	
		4,773	95,780	府中街道 稻城大橋通り	府中3.4.22 府中3.4.7 府中3.4.3
(一119交点)		5,492	69,583	狛江通り 水道道路	調布3.4.18 調布3.4.2 調布3.4.11 調布3.4.7 調布3.4.4
(主4交点)	三鷹市 武蔵野市	9,825	174,495	武蔵境通り 連雀通り 新武蔵境通り	調布3.2.6 三鷹3.2.6 三鷹3.4.7 武蔵野3.4.22 西東京3.4.20
(主17交点)	調布市 小金井市	11,317	354,750	東八道路	府中3.2.2の1 小金井3.2.2 府中3.2.2の2 府中3.4.5 三鷹3.2.2
(小平市境)		5,368	69,788	小金井街道	府中3.5.17 小金井3.4.13 小金井3.4.14 府中3.4.18
		4,365	102,953	府中街道 新府中街道	府中3.4.22 府中3.3.8
(関戸橋)		4,583	95,557	鎌倉街道 新府中街道	府中3.3.8 府中3.4.22
		2,785	71,210	鶴川街道	調布3.2.6 調布3.4.4
(府中四谷線)		3,025	86,910	野猿街道	府中3.3.24 府中3.4.3
(埼玉県境) (一234交点)		695	15,295		西東京3.3.14
(埼玉県境)		2,257	31,494		西東京3.4.13
(主25交点)		1,887	18,594		
		86,002	1,673,227		
(主14交点)		10,180	107,620	人見街道 新小金井街道	府中3.4.12 三鷹3.5.4
		3,112	47,087		西東京3.4.11 西東京3.4.20
(主7交点)		1,166	12,424	吉祥寺通り	武蔵野3.4.11 武蔵野3.4.16
(主3交点)		13,330	181,493	吉祥寺通り 松原通り	三鷹3.4.14 武蔵野3.4.16 三鷹3.4.12 調布3.4.17 調布3.4.4

番号	路線名	管	
		起 点	終
一115	吉祥寺停車場線	武蔵野市吉祥寺本町一丁目（吉祥寺駅）	武蔵野市吉祥寺本町一丁目
一116	関町吉祥寺線	武蔵野市吉祥寺東町二丁目（練馬区境）	武蔵野市吉祥寺東町二丁目
一117	世田谷三鷹線	三鷹市北野四丁目（世田谷区境）	三鷹市新川三丁目
一118	調布経堂停車場線	調布市仙川町二丁目（国道20交点）	調布市若葉町二丁目
一119	北浦上石原線	調布市国領町二丁目（国道20交点）	調布市上石原一丁目
一120	下石原小島線	調布市多摩川五丁目	調布市小島町一丁目
一121	武蔵野調布線	武蔵野市吉祥寺北町四丁目（主7交点）	調布市布田二丁目
一123	境調布線	武蔵野市境四丁目（主7交点）	調布市上石原一丁目
一132	小川山田無線	西東京市芝久保三丁目（小平市境）	西東京市田無町六丁目
一133	小川山府中線	府中市栄町二丁目（国分寺市境）	府中市府中町一丁目
一134	恋ヶ窪新田三鷹線	小金井市貫井北町五丁目（国分寺市境）	三鷹市牟礼三丁目
一135	武蔵小金井停車場線	小金井市本町五丁目（武蔵小金井駅）（一136交点）	小金井市本町五丁目
一136	武蔵小金井停車場貫井線	小金井市本町五丁目（武蔵小金井駅）（一135交点）	小金井市貫井北町五丁目
一145	立川国分寺線	府中市武蔵台三丁目（国分寺市境）	府中市武蔵台三丁目
一229	府中調布線	府中市本宿町二丁目（国道20交点）	調布市下石原一丁目
一233	東大泉田無線	西東京市東町三丁目（練馬区境）	①西東京市田無町一丁目 ②西東京市東伏見五丁目
一234	前沢保谷線	西東京市栄町一丁目（主25交点） 西東京市北町三丁目（埼玉県境）	西東京市富士町二丁目
一245	杉並田無線	西東京市富士町三丁目（練馬区境）	西東京市北原三丁目
一247	府中小金井線	小金井市東町五丁目（一134交点）	小金井市緑町二丁目
一248	府中小平線	府中市是政三丁目（主9交点）	小金井市貫井北町三丁目
一253	保谷狭山自然公園 自 転 車 道 線	西東京市新町四丁目（主7交点）	西東京市向台町六丁目
一 般 都 道 計			25 路 線
都 道 計			42 路 線

点	内			通称道路名	都市計画道路名
	通過点	延長 m	面積 m ²		
(-114交点)		172	2,718		武蔵野3.4.4
(-113交点)		523	8,393	吉祥寺通り	武蔵野3.4.16
(-114交点)		1,814	18,083	吉祥寺通り	
(世田谷区境)		935	6,030		
(-229交点)		2,356	24,425	旧甲州街道	
(-119交点)		450	4,829		調布3.4.4
(-119交点)	三鷹市	7,191	106,630	三鷹通り	武蔵野3.5.19 三鷹3.4.17 調布3.4.26
(-229交点)	三鷹市	6,381	99,219	天文台通り	武蔵野3.5.21 武蔵野3.4.24 三鷹3.4.20 武蔵野3.4.7 調布3.4.32
(主5交点)		1,159	9,065		
(-229交点)		1,616	26,389	国分寺街道	府中3.4.21
(-110交点)		8,393	91,903	連雀通り	小金井3.4.1 小金井3.4.4 小金井3.4.3 三鷹3.4.7
(主15交点)		101	1,439		小金井3.4.4
(-134交点)		1,414	21,748		小金井3.4.4
(国分寺市境)		449	7,382	多喜窪通り	
(国道20交点)		7,432	91,115	旧甲州街道	府中3.4.9
(主4交点)		2,855	25,698	伏見通り	西東京3.2.6 西東京3.4.16 西東京3.4.12
(主8交点)		2,941	35,339	伏見通り	西東京3.4.11
(主4交点)		2,328	37,060	新青梅街道	西東京3.5.4
(主7交点)		1,614	29,349		小金井3.4.11 府中3.4.16
(主7交点)		5,217	105,110	新小金井街道	府中3.4.7 小金井3.4.7 府中3.4.3
(小平市境)		1,847	7,554	多摩湖自転車歩行者道	西東京3.4.1
		84,976	1,108,102		
		170,978	2,781,329		

(3) 管理橋梁調書

① 一般橋

(令和6年4月1日現在)

No.	橋名	路線名	番号	箇所	橋長(m)	備考	
							フリガナ
1	茜屋橋	アカネヤバシ	府中小平線	248	小金井市貫井北町3-33	10.5	
2	石原橋(下り)	イハラバシ(クダリ)	町田調布線	19	調布市下石原3	11.3	
3	石原橋(上り)	イハラバシ(ノリ)	町田調布線	19	調布市下石原3	11.3	
4	和泉高架橋(下り)	イズミウカキョウ(クダリ)	世田谷町田線(調布3・4・3)	3	狛江市東和泉3	69.0	
5	和泉高架橋(上り)	イズミウカキョウ(ノリ)	世田谷町田線(調布3・4・3)	3	狛江市元和泉3	69.0	
6	いちょう橋	イチヨウバシ	調布田無線(三鷹3・2・6)	12	三鷹市上連雀1丁目	14.0	
7	榎橋	エノキバシ	武蔵野調布線	121	調布市佐須町1-6-16	29.8	
8	大沢橋	オオサワバシ	境調布線	123	三鷹市大沢4-9-1	28.5	
9	御塔坂橋	オトサカバシ	調布田無線	12	調布市深大寺元町1-28	31.5	
10	小野宮橋	オノミヤバシ	府中町田線	18	府中市住吉町1-28	6.7	
11	おらほ橋	オラホバシ	武蔵野狛江線	114	調布市仙川町1-4-4	25.5	
12	上仙川橋	カミセンカワバシ	武蔵野狛江線	114	三鷹市新川3-17	15.1	
13	上連雀一之橋	カミレンジヤクイチノハシ	調布田無線(三鷹3・2・6)	12	三鷹市上連雀5丁目	5.0	
14	櫛橋	ケシバシ	武蔵野調布線	121	三鷹市上連雀1-2	9.6	
15	小金井橋	コガネバシ	府中清瀬線	15	小金井市桜町1-15	14.5	
16	是政橋(上り)	コレマサバシ	川崎府中線	9	稲城市大丸2258	401.0	
17	是政橋(下り)	コレマサバシ	川崎府中線	9	稲城市大丸2258	401.0	
18	是政橋取付高架橋(下り)	コレマサトリツクコウカキョウ(クダリ)	川崎府中線(府中3・4・7)	9	府中市是政5丁目	85.9	
19	是政橋取付高架橋(上り)	コレマサトリツクコウカキョウ(ノリ)	川崎府中線(府中3・4・7)	9	府中市是政5丁目	85.9	
20	境橋	サカイバシ	境調布線	123	武蔵野市桜堤1-6-23	6.7	
21	桜橋	サクラバシ	調布田無線	12	武蔵野市境3	12.0	
22	新稲荷橋	シンイナリバシ	町田調布線	19	調布市下石原3-70	4.8	
23	新川大橋	シンカワオオハシ	新宿国立線	14	三鷹市新川6-773-7	17.9	
24	新前橋	シンマエバシ	府中清瀬線	15	小金井市前原町3-2	26.5	
25	関戸橋(下り)	セキトバシ(クダリ)	府中町田線	18	府中市住吉町2-30-30	375.8	事業中
26	関戸橋(上り)	セキトバシ(ノリ)	府中町田線	18	府中市住吉町5-22-13	375.8	事業中
27	関野橋	セキノバシ	府中小金井線	247	小金井市緑町2-17-37	10.5	
28	大正橋	ダイショウバシ	調布経堂停車場線	118	調布市東つつじヶ丘1-12	10.2	
29	多摩川原橋(下り)	タマガワラバシ(クダリ)	町田調布線	19	調布市多摩川3-19	401.5	
30	多摩川原橋(上り)	タマガワラバシ(ノリ)	町田調布線	19	調布市多摩川3-19	402.0	
31	多摩川原橋取付高架橋(下り)	タマガワラバトリツクコウカキョウ(クダリ)	町田調布線	19	調布市多摩川3-19	82.5	
32	多摩川原橋取付高架橋(上り)	タマガワラバトリツクコウカキョウ(ノリ)	町田調布線	19	調布市多摩川3-19	82.5	
33	多摩水道橋(下り)	タマスイドウバシ(クダリ)	世田谷町田線(調布3・4・3)	3	狛江市元和泉3	358.8	
34	多摩水道橋(上り)	タマスイドウバシ(ノリ)	世田谷町田線(調布3・4・3)	3	狛江市元和泉3	358.8	
35	中川4号橋	ナカガワゴウウキョウ	府中町田線	18	府中市分梅町3-50	7.5	
36	長久保三之橋	ナガホサノハシ	武蔵野狛江線	114	三鷹市新川6	15.9	
37	西台橋	ニシダイバシ	府中清瀬線	15	小金井市前原町3-18	7.5	
38	貫井大橋	ヌクイオオハシ	府中小平線	248	小金井市貫井南町2-11	23.2	
39	野川大橋	ノガワオオハシ	武蔵野狛江線(調布3・4・17)	114	狛江市西野川1-27	29.1	事業中
40	野川宿橋	ノガワシュクバシ	府中三鷹線	110	三鷹市新川6-27	4.3	
41	東伏見橋	ヒガシフシミバシ	東大泉田無線(西東京3・2・6)	233	西東京市東伏見1丁目	25.2	
42	富士見大橋	フジミオオハシ	新宿国立線	14	三鷹市大沢2-15	30.7	
43	富士見橋	フジミバシ	調布田無線	12	西東京市南町4-8	7.0	
44	無名2号橋	ムメイ2ゴウウキョウ	府中町田線	18	府中市本町1-14	7.8	一連
45	府中本町陸橋	フチュホンマチリッキョウ	府中町田線	18	府中市本町1-14	94.1	管理
46	府中四谷橋	フチュヨツヤバシ	府中相模原線	20	府中市四谷4	446.0	
47	府中四谷橋取付高架橋	フチュヨツヤバトリツクコウカキョウ	府中相模原線(府中3・3・24)	20	府中市四谷4	75.0	
48	分梅橋	ブンバイバシ	府中町田線	18	府中市分梅町4-5	9.4	
49	堀合北陸橋	ホリアキタリッキョウ	武蔵野調布線	121	三鷹市上連雀1-1	10.8	
50	堀合南陸橋	ホリアキナミリッキョウ	武蔵野調布線	121	三鷹市下連雀3-45	10.8	
51	本宿陸橋	ホンシュクリッキョウ	府中町田線	18	府中市本宿町1-19	19.5	
52	前橋	マエバシ	府中清瀬線	15	小金井市前原町4-23	4.9	
53	萬助橋	マンスケバシ	武蔵野狛江線	114	武蔵野市御殿山1-19	16.5	
54	御狩野橋	ミカリノバシ	府中三鷹線	110	三鷹市大沢2-15	23.6	
55	水吐橋	ミヅハバシ	調布田無線	12	武蔵野市境3	2.3	
56	明神橋	ミョウジンバシ	武蔵野狛江線	114	調布市入間町2-2	5.0	
57	武蔵野橋	ムサシノバシ	杉並あきる野線	7	武蔵野市八幡町3-8	2.8	
58	無名3号橋	ムメイ3ゴウウキョウ	境調布線	123	武蔵野市境4-7	3.0	
59	柳沢橋	ヤギサワバシ	東京所沢線	4	西東京市柳沢1-11	39.5	
合計						4,772.7	

※ 事業課管理橋梁含む

② 横断歩道橋

(令和6年4月1日現在)

No.	橋 名		路 線 名		簡 所	備考
		フリガナ		番号		
1	泉	イズミ	杉並あきる野線	7	武蔵野市吉祥寺南町3~4	42.0
2	泉小学校前	イズミショウガクコウマエ	保谷志木線	36	西東京市泉町2~3	57.5
3	入間	イラマ	武蔵野狛江線	114	調布市入間町1~若葉町3	70.9
4	大沢台	オオサワダイ	新宿国立線	14	三鷹市大沢2~3	47.6
5	押立	オシダテ	川崎府中線	9	府中市押立3	529.7
6	北の台	キタノダイ	武蔵野調布線	121	調布市深大寺東町5~深大寺北町2	40.8
7	北原	キタハラ	新宿青梅線	5	西東京市本町1、3~北原3	103.2
8	北原第一	キタハラダイイチ	新宿国立線	14	調布市深大寺東町8	48.6
9	北原第二	キタハラダイニ	新宿国立線	14	調布市深大寺北町4~深大寺東町8	48.6
10	北府中駅前	キタフチュウエキマエ	所沢府中線	17	府中市晴見町2	51.5
11	西蔵院前	サイゾウインマエ	川崎府中線	9	府中市是政3	51.0
12	坂上	サカウエ	東京所沢線	4	西東京市東伏見4~3	96.1
13	桜堤	サクラツミ	杉並あきる野線	7	武蔵野市桜堤2~3	69.1
14	下保谷ふれあい	シモホウヤフレアイ	東大泉田無線(西東京3・2・6)	233	西東京市東町2丁目	60.8
15	深大寺	シンダイジ	武蔵野調布線	121	調布市深大寺南町4~深大寺元町5	34.0
16	住吉	ズミヨシ	府中町田線	18	府中市住吉町2~5	60.8
17	成蹊前	セイケイマエ	杉並あきる野線	7	武蔵野市吉祥寺本町4~吉祥寺北町3	35.7
18	千川	センカワ	杉並あきる野線	7	武蔵野市関前4~西東京市新町1	60.5
19	千駄山ふれあい	センダヤマフレアイ	東大泉田無線(西東京3・2・6)	233	西東京市東伏見1丁目	118.7
20	田柄川	タマガワ	杉並田無線	245	西東京市保谷町6~3	40.7
21	田無町七丁目	タムナシチチュウメ	新宿青梅線	5	西東京市西原町2~田無町7	140.1
22	多摩川	タマカワ	町田調布線	19	調布市多摩川1~3	69.7
23	中河原北	ナカハラキタ	府中町田線	18	府中市住吉町1~4	84.1
24	中河原南	ナカハラナミ	府中町田線	18	府中市住吉町5~2	158.2
25	西原	ニシハラ	新宿青梅線	5	西東京市芝久保町5~西原町4	45.5
26	東伏見	ヒガシフシミ	東京所沢線	4	西東京市東伏見5~6	55.1
27	富士見	フジミ	武蔵野調布線	121	三鷹市下連雀3~上連雀2	30.2
28	府中多磨町	フチュウタマチョウ	新宿国立線	14	府中市多磨町4~3	73.0
29	府中二小前	フチュウニショウマエ	府中清瀬線	15	府中市府中町3~府中市緑町1	42.4
30	三鷹一小南	ミタカイツショウミナミ	新宿国立線	14	三鷹市新川6~3	124.9
31	柳沢	ヤナギサワ	東京所沢線	4	西東京市柳沢2~1	51.6
合計						2,542.6

※ 事業課管理橋梁含む

③ 人道橋

(令和6年4月1日現在)

No.	橋 名		路 線 名		簡 所	橋長 (m)	備考
		フリガナ		番号			
1	ぎんなん橋	ギンナンバシ	調布田無線(三鷹3・2・6)	12	三鷹市上連雀1丁目	13.5	玉川上水
2	大正橋	ダイショウバシ	調布経堂停車場線	118	調布市東つつじヶ丘1-12	18.9	京王新宿線
合計						32.4	

※ 事業課管理橋含む

(4) 立体交差・トンネル調書

(令和6年4月1日現在)

No.	橋 名		路 線 名		簡 所	備考
		フリガナ		番号		
1	小柳立体	コヤナギリツタイ	川崎府中線	9	府中市小柳町4丁目	立体交差
2	清水が丘立体	シミズガヒラリツタイ	府中小平線(府中3・4・7)	248	府中市若松町1丁目	立体交差
3	貫井立体	クワイリツタイ	府中小平線	248	小金井市貫井北町1丁目	立体交差(JR施設含む)
4	府中栄町立体	フチュウサカエチョウリツタイ	新宿国立線	12	府中市栄町3丁目	立体交差
5	三鷹立体	ミタカリツタイ	武蔵野調布線	121	三鷹市上連雀1丁目	立体交差(JR施設含む)
6	しみず下トンネル	シミズシタトンネル	府中小平線(府中3・4・7)	248	府中市清水が丘2丁目	トンネル
7	西東京下保谷トンネル	ニトウキョウシモホウヤトンネル	前沢保谷線(西東京3・2・6)	234	西東京市下保谷1丁目	トンネル
8	西東京東伏見トンネル	ニトウキョウヒガシフシミトンネル	東大泉田無線(西東京3・2・6)	233	西東京市富士町6丁目	トンネル
9	貫井トンネル	クワイトンネル	府中小平線	248	小金井市貫井南町3丁目	トンネル
10	本宿トンネル	ホンシュクトンネル	府中町田線	18	府中市本宿町1丁目	トンネル

※ 事業課管理施設含む

(5) 令和6年度路面補修工事等予定箇所別調書

路線番号	施工箇所	規模(m)	工種	摘用
ー248	小・貫井南町2～貫井南町3	550	切削10、部打25	5ゼロ
主19	調・下石原1～小島町1	430	切削12二層式、歩道	5ゼロ
ー121	武・中町3～西久保2	620	切削10	5-6債
ー121	調・八雲台1～調布ヶ丘2	220	切削10	5-6債
ー121	調・佐須町6～佐須町2	170	切削10	5-6債
主4	西・緑町1～北原町3	650	切削10	5-6債
主7	武・関前1	290	切削10	5-6債
ー114	調・入間町2～東つつじヶ丘3	440	切削10、部打25	
主5	西・田無町3～田無町7	980	切削10	
ー134	小・貫井北町5～貫井北町1	250	部打25、歩道	
主36	西・泉町2～泉町4	670	切削10	
ー110	三・大沢3～野崎3	600	切削10、部打25	
主14	小・貫井南町1～府・新町1	600	切削10、歩道	
ー110	三・新川6～牟礼5	450	切削10	6-7債
主36	西・住吉町1～ひばりヶ丘北1	930	切削10	6-7債
主15	府・府中町3～緑町2	610	切削10	6-7債
主3	狛・東和泉2～東和泉1	560	切削10	6-7債
ー132	西・芝久保3～田無町6	700	切削10	6-7債
ー114	調・若葉町2～若葉町1	200	部打25、歩道	6-7債
主17	府・栄町3～晴見町2	670	切削10、歩道	6-7債
主25	西・下保谷2～栄町2	590	切削10	6-7債
主15	小・前原3	70	擁壁・組立歩道補修	
主18	府・本町1～2（府中本町陸橋）	94.1	長寿命化工事	5-6債、6-7債
主7	武蔵野市関町四丁目	3橋	歩道橋塗装	千川歩道橋
主9	府中市是政三丁目			西藏院前歩道橋
ー121	調布市深大寺東町五丁目			北の台歩道橋
主4	西東京市東伏見四丁目	3橋	歩道橋橋面舗装	坂上歩道橋
主15	府中市府中町三丁目			府中二小前歩道橋
主14	三鷹市新川三丁目			三鷹一小南歩道橋

(6) 第3次交差点すいすいプラン一覧表（事業中箇所）

	すいすいNo.	交差点名（路線）	箇所
①	【No. 21】	松原（一114）	狛江市和泉本町一丁目～中和泉二丁目
②	【No. 38】	武蔵野中央（主7）	武蔵野市中町三丁目～緑町一丁目
③	【No. 41】	吉祥寺北町（主7）	武蔵野市吉祥寺本町四丁目～吉祥寺北町三丁目
④	【No. 42】	関前三丁目（主7）	武蔵野市関前三丁目～八幡町三丁目
⑤	【No. 44】	府中刑務所角（主17）	府中市栄町三丁目～晴見町四丁目
⑥	【No. 45】	府中栄町三丁目（主17）	府中市栄町三丁目
⑦	【No. 55】	四軒寺（一113）	武蔵野市吉祥寺本町一丁目～吉祥寺北町一丁目
⑧	【No. 56】	下連雀八丁目（一114）	三鷹市下連雀五丁目～八丁目
⑨	【No. 57】	下布田（一121）	調布市八雲台一丁目～布田二丁目
⑩	【No. 58】	深大寺五差路（一121）	調布市深大寺東町五丁目～深大寺元町五丁目
⑪	【No. 72】	保谷小前（主36）	西東京市泉町三丁目～保谷町六丁目
⑫	【No. 15】	栄町二丁目（主36）	西東京市ひばりヶ丘北一丁目～二丁目

(7) 令和6年度道路用地取得予定箇所調書

事業名	路線名	箇所	規模	
			用地(m ²)	補償(棟)
道路整備	主 11 (中和泉)	狛江市中和泉五丁目～調布市国領町八丁目	2	1
	都 233 (保谷)	西東京市中町一丁目～泉町三丁目	47	1
	計		49	2
街路整備	三鷹 3・2・6 武蔵野 3・3・6	三鷹市野崎二丁目～武蔵野市関前一丁目	79	2
	三鷹 3・4・7	三鷹市下連雀五丁目～四丁目	139	0
	府中 3・2・2の2 国立 3・3・2	府中市西原町一丁目～国立市谷保	24	2
	府中 3・4・5 国立 3・4・5	府中市西原町三丁目～国立市富士見町一丁目	126	2
	西東京 3・4・9 (I期)	西東京市北原町三丁目～西原町四丁目	4	1
	西東京 3・4・9 (II期)	西東京市中町六丁目～北原町二丁目	881	6
	西東京 3・4・12 (I期)	西東京市東町三丁目	890	0
	西東京 3・3・14 (II期)	西東京市北町六丁目～二丁目	509	4
	西東京 3・4・13	西東京市柴町二丁目～ひばりが丘北二丁目	242	2
	武蔵野 3・4・24 (I期)	武蔵野市境南町四丁目～境二丁目	5	1
	武蔵野 3・4・24 (II期)	武蔵野市境南町五丁目～三丁目	30	1
	調布 3・4・11 (佐須)	調布市佐須町一丁目～富士見町三丁目	57	2
	調布 3・4・17 (緑ヶ丘) 三鷹 3・4・11	調布市仙川三丁目～三鷹市北野四丁目	1,183	8
	調布 3・4・18 (I期)	調布市八雲台二丁目～柴崎一丁目	1,060	7
	調布 3・4・18 (II期)	調布市柴崎一丁目～深大寺南町三丁目	10	0
	調布 3・4・2	狛江市岩戸南四丁目～東和泉三丁目	1,302	17
	調布 3・4・17 (野川大橋北)	調布市東つつじヶ丘四丁目～入間町一丁目	175	2
	調布 3・4・10 (若葉町)	調布市入間町一丁目～若葉町二丁目	50	2
	計		6,766	59

事業名	路線名	箇所	規模	
			用地(㎡)	補償(棟)
交通 安 全 施 設	都 114 吉祥寺通り	三鷹市下連雀五丁目～八丁目	52	0
	主 36 栄町二丁目	西東京市ひばりが丘北一丁目～栄町二丁目	23	1
	都 114 松原	狛江市和泉本町一丁目～中和泉二丁目	25	0
	主 7 武蔵野中央	武蔵野市中町三丁目～緑町一丁目	74	1
	主 17 府中刑務所角	府中市栄町三丁目～晴見町四丁目	417	0
	計		591	2
河 川 整 備	石神井川（坂下橋～柳沢橋）	西東京市東伏見一丁目～柳沢一丁目	273	3
	石神井川 （石神井川上流地下調節池）	西東京市南町一丁目	345	2
	計		618	5
公 園 整 備	東伏見公園	西東京市東伏見一丁目～柳沢一丁目	1,005	6
	計		1,005	6
合 計			9,029	74

(8) 令和5年度道路用地取得箇所調書

事業名	路線名	箇所	規模	
			用地(m ²)	補償(棟)
道 路 整 備	主 11 中和泉	狛江市中和泉五丁目～調布市国領町八丁目	0	0
	主 11 東和泉	狛江市東和泉一丁目～元和泉一丁目	0	0
	都 233 保谷	西東京市中町一丁目～泉町三丁目	0	0
	計		0	0
街 路 整 備	三鷹 3・2・6 武蔵野 3・3・6	三鷹市野崎二丁目～武蔵野市関前一丁目	0	0
	三鷹 3・4・7	三鷹市下連雀五丁目～四丁目	0	0
	小金井 3・4・11	小金井市中町二丁目～梶野町五丁目	0	0
	府中 3・2・2の2 国立 3・3・2	府中市西原町一丁目～国立市谷保	102	1
	府中 3・4・5 国立 3・4・5 府中 3・2・2の2	府中市西原町三丁目～国立市富士見町一丁目	0	0
	西東京 3・2・6 (Ⅱ期)	西東京市柳沢一丁目～富士町六丁目	0	0
	西東京 3・4・9 (Ⅰ期)	西東京市北原町三丁目～西原町四丁目	1	0
	西東京 3・4・9 (Ⅱ期)	西東京市中町六丁目～北原町二丁目	181	3
	西東京 3・4・12 (Ⅰ期)	西東京市東町三丁目	0	0
	西東京 3・3・14 (Ⅱ期)	西東京市北町六丁目～二丁目	0	0
	武蔵野 3・4・24 (Ⅰ期)	武蔵野市境南町四丁目～境二丁目	0	0
	武蔵野 3・4・24 (Ⅱ期)	武蔵野市境南町五丁目～三丁目	5	1
	調布 3・4・11 (佐須)	調布市佐須町一丁目～富士見町三丁目	0	0
	調布 3・4・17 (若葉町)	調布市若葉町二丁目～三丁目	0	0
	調布 3・4・17 (緑ヶ丘) 三鷹 3・4・11	調布市仙川三丁目～三鷹市北野四丁目	116	1
	調布 3・4・18 (Ⅰ期)	調布市八雲台二丁目～柴崎一丁目	422	1
	調布 3・4・18 (Ⅱ期)	調布市柴崎一丁目～深大寺南町三丁目	20	0
	西東京 3・4・13	西東京市ひばりが丘北一丁目～二丁目	367	2
	調布 3・4・2	狛江市岩戸四丁目～狛江市東和泉三丁目	1,298	11
	計		2,512	20

(8) 令和5年度道路用地取得箇所調書

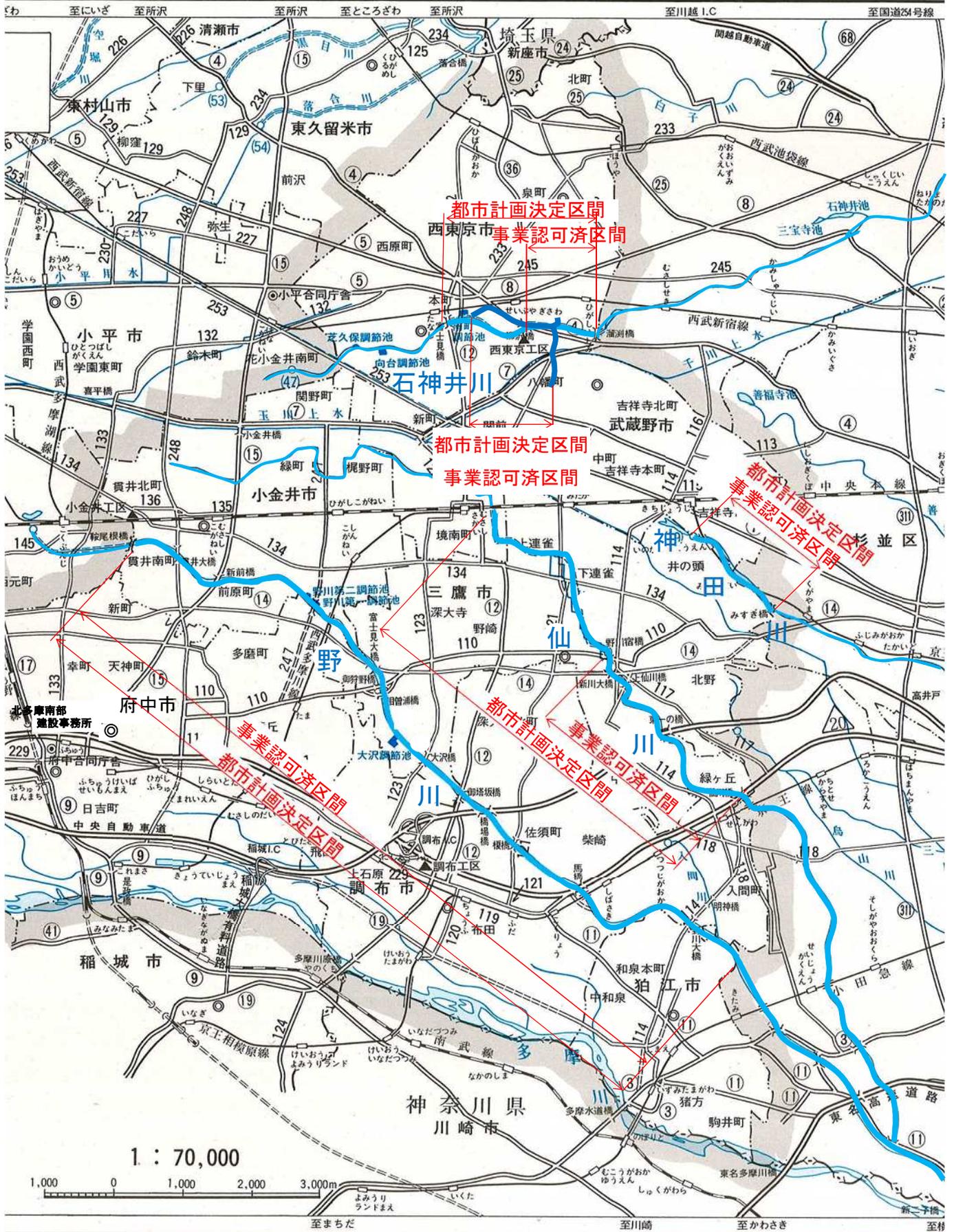
事業名	路線名	箇所	規模	
			用地(㎡)	補償(棟)
交通安全施設	都 114 松原	狛江市和泉本町一丁目～中和泉二丁目	0	0
	主 7 武蔵野中央	武蔵野市中町三丁目～緑町一丁目	0	0
	都 114 下連雀八丁目	三鷹市下連雀五丁目～八丁目	0	0
	主 233 保谷小前	西東京市泉町三丁目～保谷町六丁目	317	4
	都 110 JAむさし三鷹支店交差点	三鷹市下連雀九丁目～新川六丁目	3	0
	計		320	4
河川整備	石神井川(坂下橋～柳沢橋)	西東京市東伏見一丁目～柳沢一丁目	313	4
	石神井川上流地下調節池	西東京市南町一丁目	5	0
	計		318	4
公園整備	東伏見公園	西東京市東伏見一丁目～柳沢一丁目	472	5
	計		472	5
合 計			3,622	33

(9) 都市計画河川事業経緯一覧表

区 分		計 画 決 定			延長(m)
		年月日	告示番号	計 画 決 定 区 域	
野 川	小金井都市計画	36. 3. 29	建告第754号	小金井市貫井南町四丁目 (国分寺市境) ～小金井市東町一丁目 (三鷹市境)	4,036
		44. 3. 24	建告第667号	調布市大字下石原飛地1,500番地 ～小金井市貫井南町四丁目 (国分寺市境)	4,030
	三鷹都市計画	36. 3. 29	建告第755号	三鷹市上石原 (小金井市境界) ～三鷹市下留 (調布市境界)	2,607
		42. 6. 28	建告第1858号	三鷹市大沢三丁目 (小金井市境界) ～三鷹市大沢四丁目 (調布市境界)	2,607
		44. 3. 24	建告第669号	三鷹市大沢四丁目 (調布市境界) ～調布市大字下石原飛地	2,600
	調布都市計画	36. 3. 29	建告第456号	調布市宿 (三鷹市境界) ～北多摩郡狛江市覚東 (世田谷区境界)	5,143
		41. 1. 24	建告第77号	調布市深大寺町 (三鷹市境界) ～北多摩郡狛江市覚東 (世田谷区境界)	5,083
	仙 川	武蔵野都市計画	35. 4. 7	建告第865号	武蔵野市境 (国鉄中央交差点) ～武蔵野市境 (三鷹市境界)
三鷹都市計画		35. 4. 7	建告第864号	三鷹市上連雀北 (武蔵野市境界) ～三鷹市新川島屋敷 (調布市境界)	4,624
		42. 6. 28	建告第1859号	三鷹市上連雀北 (武蔵野市境界) ～三鷹市新川島屋敷 (調布市境界)	4,620
調布都市計画		35. 4. 7	建告第866号	調布市仙川町 (三鷹市境界) ～調布市仙川町 (世田谷区境界)	1,670
		42. 6. 28	建告第1860号	調布市緑ヶ丘一丁目 (三鷹市境) ～調布市緑ヶ丘二丁目 (世田谷区境)	1,730
石神井川		田無都市計画	42. 4. 21	建告第1471号	西東京市南町三丁目 (富士見橋下流) ～西東京市南町一丁目 (旧保谷市境界)
	保谷都市計画	44. 3. 4	建告第451号	西東京市東伏見三丁目 (練馬区境界) ～西東京市柳沢五丁目 (旧田無市境界)	1,630
	西東京都市計画	16. 4. 22	建告第724号	西東京市東伏見三丁目 (練馬区境界) ～西東京市南町三丁目 (富士見橋下流)	2,420
		4. 3. 10	建告第285号	西東京市南町一丁目、柳沢一丁目、柳沢二丁目、柳沢三丁目、柳沢五丁目、柳沢六丁目、東伏見一丁目、東伏見五丁目、及び東伏見六丁目各地内	
	武蔵野都市計画	4. 3. 10	建告第290号	武蔵野市八幡町二丁目地内	
神 田 川	三鷹都市計画	35. 4. 7	建告第864号	三鷹市牟礼 (井の頭公園入口) ～三鷹市神田川通南 (杉並区境)	1,840
		43. 9. 3	建告第2501号	三鷹市井の頭一丁目1番地先 (杉並区境) ～三鷹市井の頭三千代梅12番地 (井の頭池水門下)	1,630

対象番号	事業				事業認可区間
	年月日	告示番号	事業施行期間	延長(m)	
①	44. 3. 24	建告第667号	43 ~ 47	2,590	調布市大字下石原飛地1,500番地 ～小金井市前原町三丁目2番地 (前橋上流端)
	48. 3. 24	建告第614号	43 ~ 50	2,590	〃
	51. 3. 27	建告第510号	43 ~ 52	2,590	〃
	53. 3. 18	建告第378号	43 ~ 53	2,590	〃
	2. 5. 10	建告第1063号	2 ~ 7	510	小金井市前原町三丁目、前原町五丁目及び貫井南町二丁目 各地内 (新小金井街道上流)
	6. 2. 22	建告第323号	5 ~ 9	550	小金井市貫井南町四丁目 (坂下橋) ～小金井市貫井南町四丁目 (鞍尾根橋)
	10. 3. 24	建告第843号	5 ~ 12	550	〃
	13. 3. 15	関東地方整備局 告示第48号	5 ~ 15	550	〃
②	42. 6. 28	建告第1858号	42 ~ 43	1,980	三鷹市大沢二丁目 (曾根浦橋上流端) ～調布市境
	44. 3. 24	建告第669号	43 ~ 44	620	三鷹市大沢二丁目 (曾根浦橋上流端) 調布市大字下石原飛地
	45. 3. 23	建告第429号	43 ~ 45	620	〃
	45. 3. 23	建告第431号	45 ~ 46	230	三鷹市大沢五丁目 ～三鷹市大沢五丁目
③	37. 12. 22	建告第3184号	37 ~ 41	5,163	調布市宿 (三鷹市境界) ～北多摩郡狛江町覚東 (世田谷区境界)
	41. 1. 24	建告第77号	37 ~ 42	5,082	調布市深大寺町 (三鷹市境界) ～北多摩郡狛江町覚東 (世田谷区境界)
	43. 3. 30	建告第696号	37 ~ 43	5,082	〃
④					
⑤	42. 6. 28	建告第1859号	42 ~ 44	1,710	三鷹市新川町 (主14号) ～三鷹市新川町 (調布市境)
	45. 3. 23	建告第428号	42 ~ 47	1,710	〃
⑥					
	42. 6. 28	建告第1860号	42 ~ 43	1,730	調布市緑ヶ丘一丁目 (三鷹市境) ～調布市緑ヶ丘二丁目 (世田谷区境)
⑦	44. 3. 4	建告第451号	43 ~ 45	210	保谷市柳沢二丁目110 (上柳沢橋下流) ～保谷市柳沢一丁目345 (無名橋上流)
	9. 2. 20	建告第227号	8 ~ 12	590	西東京市東伏見三丁目 (溜漕橋上流) ～西東京市東伏見六丁目 (弥生橋上流)
	13. 3. 15	関東地方整備局 告示第43号	8 ~ 15	590	〃
	15. 1. 14	関東地方整備局 告示第8号	14 ~ 16	100	西東京市東伏見一丁目 (東伏見橋下流) ～西東京市東伏見六丁目 (坂下橋下流)
	17. 3. 28	関東地方整備局 告示第156号	14 ~ 19	100	〃
	19. 9. 26	関東地方整備局 告示第308号	19 ~ 22	150	西東京市東伏見六丁目、 東伏見二丁目及び東伏見一丁目地内
	25. 3. 15	関東地方整備局 告示第84号	25 ~ R5	300	西東京市東伏見一丁目、 東伏見六丁目及び柳沢一丁目地内
	6. 3. 25	関東地方整備局 告示第128号	25 ~ R10	300	〃
⑧	43. 9. 3	建告第2501号	43 ~ 48	1,630	三鷹市井の頭一丁目1番地先 (杉並区境) ～三鷹市井の頭三丁目123番地先 (井の頭池水門下)
	49. 3. 20	建告第369号	43 ~ 51	1,630	〃
	52. 3. 24	建告第372号	43 ~ 56	1,630	〃

(10) 都市計画河川事業箇所図

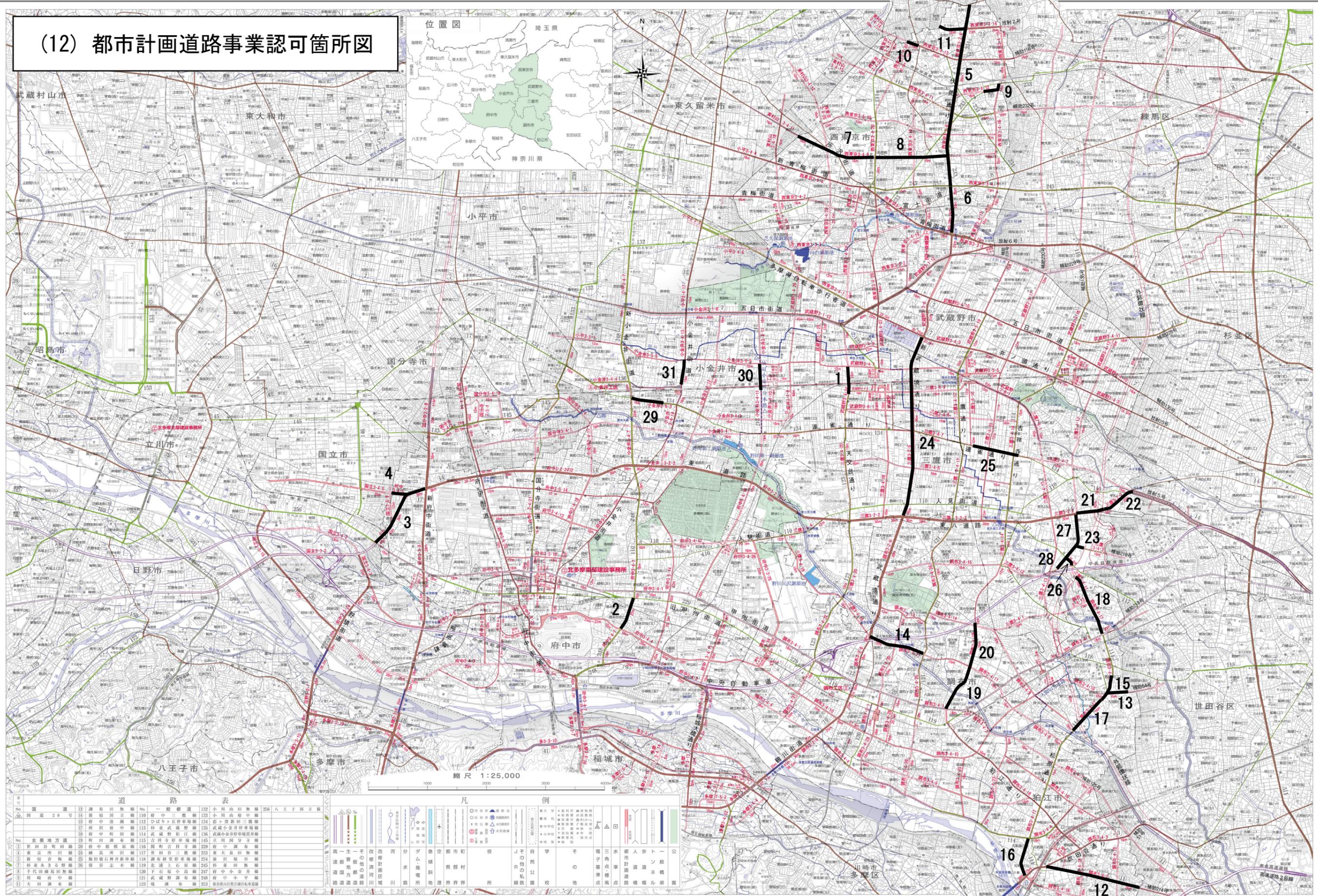


(11) 都市計画道路事業認可一覧表 (事業中箇所)

対象 番号	路 線 名	起 終 点 点	延長 m 幅員 m	当初認可日 当初認可番号 期限年度
1	武蔵野3・4・24 西調布境橋線	武蔵野市境南四丁目 武蔵野市境二丁目	480 16	平成15年3月5日 第49号 令和6年度末
2	府中3・4・7 府中清瀬線	府中市清水ヶ丘二丁目 府中市若松町一丁目	550 22	平成18年10月30日 第424号 令和4年度末
3	府中3・2・2の2 国立3・3・2 東京八王子線	府中市西原町二丁目 国立市谷保	1,300 36~41	平成23年7月5日 第312号 令和7年度末
4	府中3・4・5 国立3・4・5 府中3・2・2の2 新奥多摩街道線 立川青梅線 東京八王子線	府中市西原町三丁目 国立市富士見台一丁目	360 20	平成25年7月3日 第318号 令和7年度末
5	西東京3・2・6 調布保谷線	西東京市富士見町一丁目 西東京市北町三丁目	3,085 36	平成12年11月17日 第2170号 令和9年度末
6	西東京3・2・6 調布保谷線	西東京市柳沢一丁目 西東京市富士見町六丁目	800 20~36	平成14年1月10日 第10号 平成26年度末
7	西東京3・4・9 保谷東村山線	西東京市北原町二丁目 西東京市西原町四丁目	1,380 16	平成23年9月28日 第369号 令和11年度末
8	西東京3・4・9 保谷東村山線	西東京市中町六丁目 西東京市北原町二丁目	1,210 16	平成27年1月26日 第24号 令和9年度末
9	西東京3・4・12 西東京3・4・16 東町線 東伏見保谷線	西東京市東町三丁目 練馬区南大泉三丁目	360 16	平成10年7月10日 第1434号 令和7年度末
10	西東京3・4・13 保谷秋津線	西東京市ひばりが丘北一丁目 西東京市ひばりが丘北二丁目	190 16	令和元年12月20日 第109号 令和7年度末
11	西東京3・3・14 新東京所沢線	西東京市北町六丁目 西東京市北町二丁目	445 18	平成30年3月22日 第67号 令和6年度末
12	調布3・4・2 水道道路線	狛江市岩戸南四丁目 狛江市東和泉三丁目	1,610 16	令和3年2月9日 第59号 令和11年度末
13	調布3・4・10 東京競馬場線	調布市入間町一丁目 調布市若葉町二丁目	345 15	令和6年1月25日 第14号 令和11年度末
14	調布3・4・11 柴崎駅下石原線	調布市佐須町一丁目 調布市富士見町三丁目	950 16	平成18年11月24日 第439号 令和9年度末
15	調布3・4・17 狛江仙川線	調布市若葉町三丁目 調布市仙川町一丁目	645 16	平成9年11月28日 第1999号 令和6年度末
16	調布3・4・17 狛江仙川線	狛江市元和泉三丁目 狛江市元和泉二丁目	650 16	平成12年1月17日 第48号 令和3年度末

対象 番号	路 線 名	起 終 点 点	延 長 m 幅 員 m	当 初 認 可 日 当 初 認 可 番 号 期 限 年 度
17	調 布 3・4・17 狛 江 仙 川 線	調布市東つつじヶ丘四丁目 調布市入間町一丁目	695 16	令和5年3月1日 第65号 令和13年度末
18	調 布 3・4・17 三 鷹 3・4・11 狛 江 仙 川 線 北 野 仙 川 線	調布市仙川町三丁目 三鷹市北野四丁目	1,060 16~16.5	平成28年2月17日 第32号 令和10年度末
19	調 布 3・4・18 狛 江 銀 座 吉 祥 寺 線	調布市八雲台二丁目 調布市柴崎一丁目	840 16	平成28年2月17日 第31号 令和10年度
20	調 布 3・4・18 狛 江 銀 座 吉 祥 寺 線	調布市柴崎一丁目 調布市深大寺南町三丁目	740 12~16	平成28年12月27日 第364号 令和11年度末
21	三 鷹 3・2・2 東 京 八 王 子 線	三鷹市牟礼一丁目 三鷹市牟礼五丁目	500 30~36	平成12年3月27日 第681号 平成20年度末
22	三 鷹 3・2・2 東 京 八 王 子 線	三鷹市牟礼一丁目 三鷹市牟礼一丁目	530 30~36	平成16年5月24日 第206号 平成23年度末
23	三 鷹 3・4・3 北 野 烏 山 線	三鷹市北野三丁目 三鷹市北野三丁目	140 16	平成25年9月26日 第407号 令和7年度末
24	三 鷹 3・2・6 武 蔵 野 3・3・6 調 布 保 谷 線	三鷹市野崎二丁目 武蔵野市関町一丁目	3,070 36	平成14年7月3日 第266号 令和8年度末
25	三 鷹 3・4・7 三 鷹 国 分 寺 線	三鷹市下連雀五丁目 三鷹市下連雀七丁目	780 16	平成23年12月1日 第435号 令和11年度末
26	三 鷹 3・4・11 北 野 仙 川 線	三鷹市北野三丁目 三鷹市北野四丁目	150 16.5	平成25年9月26日 第408号 令和7年度末
27	三 鷹 3・4・12 本村井の頭公園駅前線	三鷹市北野二丁目 三鷹市北野三丁目	840 16	平成24年6月15日 第230号 令和11年度末
28	三 鷹 3・4・12 本村井の頭公園駅前線	三鷹市北野四丁目 三鷹市北野三丁目	240 16	平成25年9月26日 第409号 令和7年度末
29	小 金 井 3・4・3 新 小 金 井 貫 井 線	小金井市本町六丁目 小金井市貫井南町三丁目	520 16	平成9年3月6日 第374号 平成23年度末
30	小 金 井 3・4・11 小 金 井 3・4・16 府 中 東 小 金 井 線 東 小 金 井 駅 北 口 東 西 線	小金井市中町二丁目 小金井市梶野町五丁目	420 18	平成18年9月27日 第394号 令和9年度末
31	小 金 井 3・4・13 小 金 井 久 留 米 線	小金井市本町五丁目 小金井市本町二丁目	400 16	平成10年7月10日 第1435号 平成22年度末

(12) 都市計画道路事業認可箇所図



縮尺 1:25,000

No.	道	No.	道	No.	道	No.	道
1	新府中	12	新府中	23	新府中	34	新府中
2	新府中	13	新府中	24	新府中	35	新府中
3	新府中	14	新府中	25	新府中	36	新府中
4	新府中	15	新府中	26	新府中	37	新府中
5	新府中	16	新府中	27	新府中	38	新府中
6	新府中	17	新府中	28	新府中	39	新府中
7	新府中	18	新府中	29	新府中	40	新府中
8	新府中	19	新府中	30	新府中	41	新府中
9	新府中	20	新府中	31	新府中		

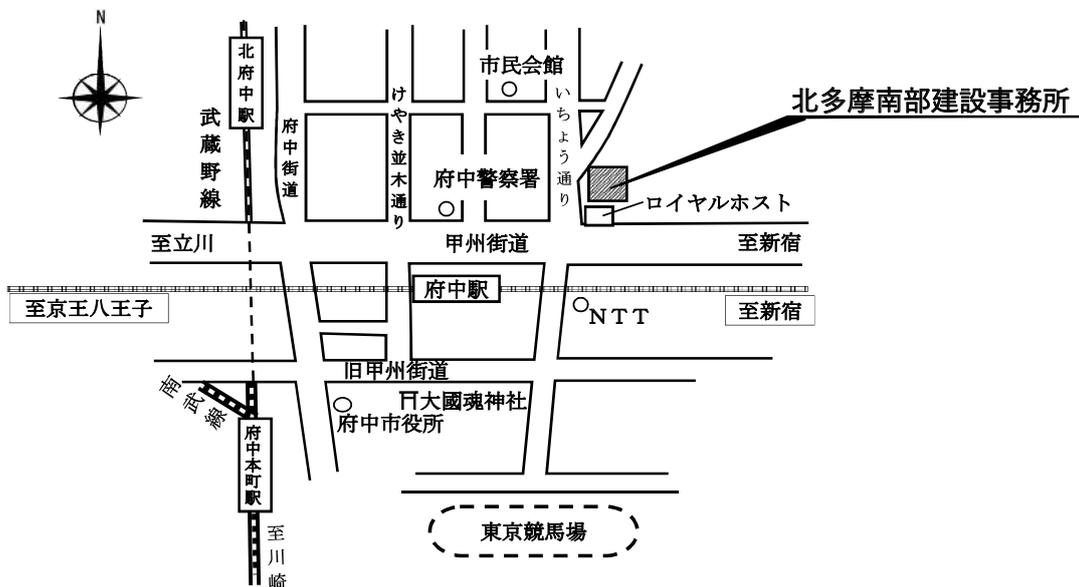
凡例

- 道路
- 河川
- 公園
- 学校
- 施設
- 境界
- その他

(14) 事務所・工区案内図

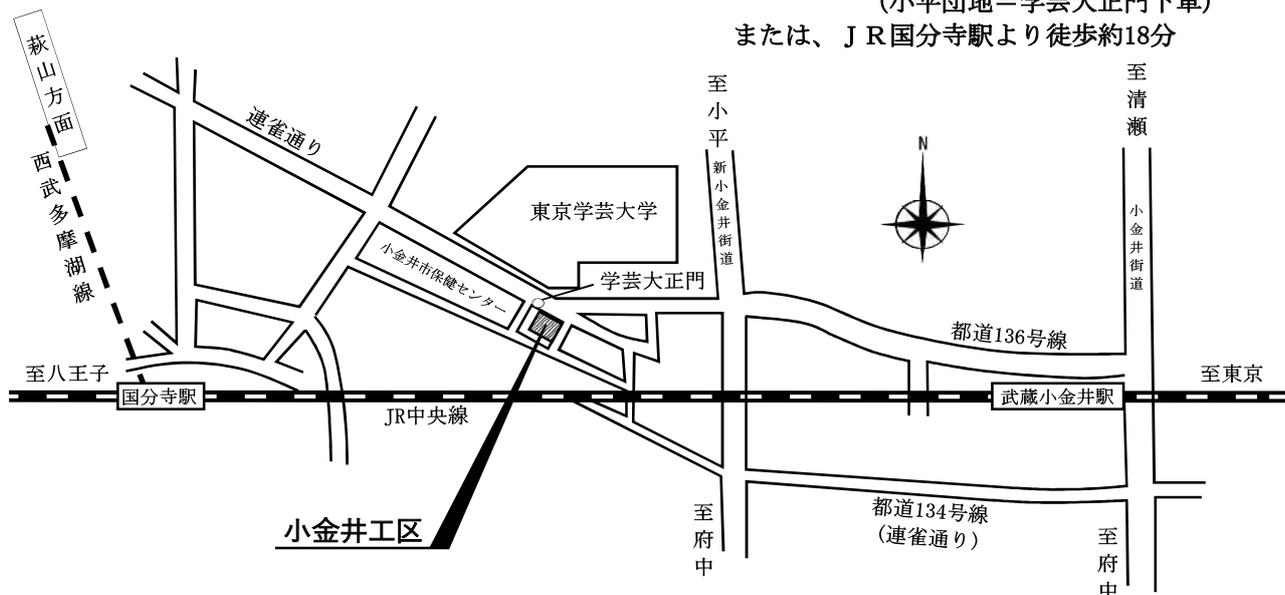
北多摩南部建設事務所

所在地 〒183-0006 府中市緑町1-27-1
 電話 042-330-1802 FAX 042-369-3890(庶務課)
 042-365-2501(補修課)
 交通機関 京王線府中駅より徒歩約7分



北多摩南部建設事務所 小金井工区

所在地 〒184-0015 小金井市貫井北町5-18-18
 電話 042-326-8862 FAX 042-326-8864
 交通機関 JR中央線武蔵小金井駅よりバス
 (小平団地=学芸大正門下車)
 または、JR国分寺駅より徒歩約18分



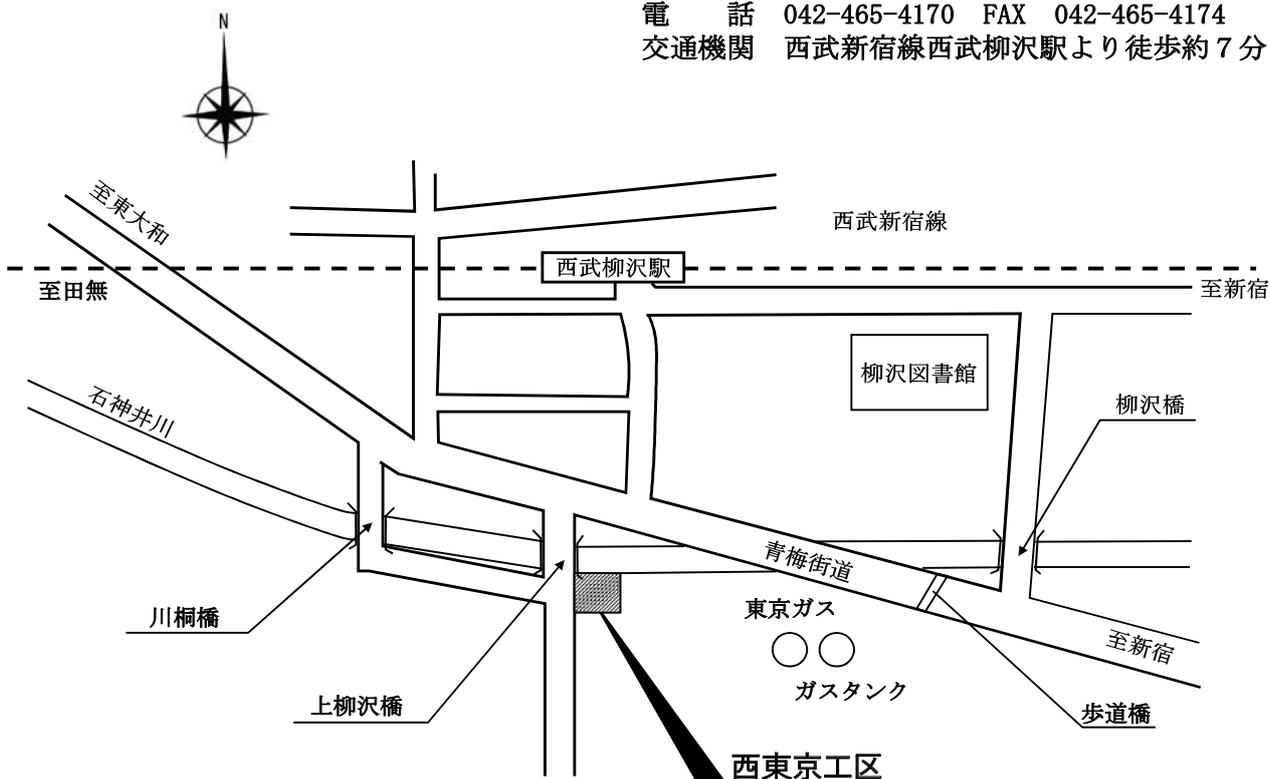
北多摩南部建設事務所 調布工区

所在地 〒182-0034 調布市下石原1-19-4
 電話 042-483-5011 FAX 042-483-5016
 交通機関 京王線調布駅より徒歩約10分



北多摩南部建設事務所 西東京工区

所在地 〒202-0022 西東京市柳沢2-18-31
 電話 042-465-4170 FAX 042-465-4174
 交通機関 西武新宿線西武柳沢駅より徒歩約7分



東京都北多摩南部建設事務所 事業概要
令和6年版

登録番号 (06) 2

令和6年9月発行

編集・発行 東京都北多摩南部建設事務所
東京都府中市緑町一丁目27番1号
電話 042-330-1802

印刷所 有限会社 くらうん工房
東京都府中市美好町1-1-20
電話 042-368-7891

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%
再生紙を使用しています
(ただしコート紙は60%、
色上質紙は除く。)

HTT 電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo